

京 都 市 会 時 報

特 集 号
平成 2 0 年 回 顧

平成 21 年 6 月

京都市会事務局政務調査課

平成 20 年を顧みて

平成 20 年は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機が進展し、世界経済が百年に一度とも言われる未曾有の深刻な事態に陥る中、国・地方共に非常に厳しい財政状況がより鮮明となり、政治・行政のかじ取りがより一層困難を増すこととなった。

国内では、昨年の安倍首相の突然の辞任を受け、後継となった福田首相が、与党内での求心力の低下、「ねじれ国会」下での政権運営の困難等を背景に、9月1日に、突然、辞任を表明し、2年続けてとなる首相の突然の辞任表明が国内外に衝撃を与えた。その後、自民党の総裁選を経て、9月24日に、国会で麻生太郎氏が第92代の首相に指名され、麻生内閣が発足した。日経平均株価がバブル後最安値まで暴落する等経済状況が深刻さを増す中、7人の死者を含む多数の被害者が出た東京・秋葉原の歩行者天国での通り魔事件、元厚生事務次官夫妻が殺傷された連続襲撃事件、中国製冷凍ギョーザからの有毒殺虫剤の検出、死者・行方不明者23人を含む甚大な被害をもたらした岩手・宮城内陸地震の発生等、国民の安心・安全を揺るがす深刻な事件・災害が多発した。その一方で、南部陽一郎氏、益川敏英氏、小林誠氏がノーベル物理学賞を、下村脩氏がノーベル化学賞を受賞するという快挙に国中が沸き、北京五輪ではアテネ五輪の16個には及ばなかったものの9個の金メダルを獲得し、選手の健闘がたたえられた。

世界では、米国証券大手の破綻をきっかけに世界的な株価暴落が相次ぎ、大恐慌以来の世界経済不安が高まる中、米大統領選で民主党オバマ上院議員が第44代大統領に当選し、経済再生、対テロ戦争等山積する困難な課題に取り組むこととなった。5月に中国四川省で死者8万人超とも言われる大地震が発生し、大きな傷跡を抱えながらも、8月に史上最多の204箇国・地域が参加して北京で五輪が開催された。

京都市政においては、2月に梶本頼兼前市長が退任し、市民との「共汗」、政策の「融合」のまちづくりを目指す門川大作新市長が就任した。1月に地下鉄東西線二条～太秦天神川間が開業し、3月には同太秦天神川駅上に区役所・地域体育館・図書館等の複合施設「サンサ右京」がオープンし、まちづくりの基盤整備が進展した。しかし、財政状況は厳しさを増し、12月に公表された「京都未来まちづくりプラン(案)」では、今後3年間で見込まれる964億円の財源不足解消を図るため、人件費削減をはじめとする厳しい行財政改革の方向が示された。

市会においては、内海貴夫議長の退任に伴い新たに第74代議長に富きくお議員が、また、宮本徹副議長の退任に伴い新たに第83代副議長に小林あきろう議員がそれぞれ就任し、市会のかじ取りが託された。3月31日に18年度交付分政務調査費に係る住民監査請求が市民から行われ、個別外部監査を経て、6月27日に支出総額約4億1千2百万円の内約1億3千4百万円が目的外使用額と認定される厳しい監査結果が監査委員から市長に勧告された。その後、市長における返還所要額の査定を経て、最終的に、約1億1千7百万円の返還所要額全額が市長の返還命令を待たず、会派・議員から自主的に返還されることとなった。

本書は、京都市政のこの1年を回顧し、平成20年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 20 年を顧みて	1
第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について	3
第 2 市長選挙について	6
第 3 棕田知雄議員の逝去について	8
第 4 市会における取組等について	9
第 5 組織の一部改正等について	17
第 6 市財政について	31
第 7 市民との共汗によるまちづくりと活気あふれる市役所づくりについて	47
第 8 源氏物語千年紀事業について	51
第 9 地球温暖化対策の推進について	58
第 10 国際化の推進に向けた取組について	63
第 11 ごみ収集業務改善実施計画について	67
第 12 サンサ右京について	69
第 13 同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 (自立促進援助金制度の見直し) について	74
第 14 未来創造型企業支援プロジェクトについて	80
第 15 出産及び子育て環境の充実について	82
第 16 「歩くまち・京都」の実現に向けた取組について	85
第 17 京都高速道路の整備について	92
第 18 地下鉄東西線延伸及び交通事業経営健全化について	96
第 19 教育環境の充実へ向けた新たな取組について	100
資料	
第 1 平成 20 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	106
第 2 平成 20 年 請願等受理及び処理件数一覧	107
第 3 平成 20 年 市会本会議における議案審議件数一覧	108
第 4 平成 20 年 議案審議結果一覧	109
第 5 平成 20 年 月別・分類別図書増加数一覧	128
第 6 平成 20 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	130
第 7 平成 20 年 年表	132

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5月16日の第2回市会(定例会)の本会議において、内海貴夫議長の辞職を許可し、直ちに議長選挙を行った。

投票の結果、第74代議長に富きくお議員が就任した。選挙結果については、次のとおり。

投票総数	有効投票		無効投票
67 票	富きくお議員	49 票	18 票

(2) 副議長の選挙

5月16日の第2回市会(定例会)の本会議において、宮本徹副議長の辞職を許可し、直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果、第83代副議長に小林あきろう議員が就任した。選挙結果については、次のとおり。

投票総数	有効投票		無効投票
67 票	小林あきろう議員	49 票	0 票
	北山ただお議員	18 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

3月25日の第1回市会(定例会)の本会議において、京都市会委員会条例を改正し、常任委員会の構成を改めた。改正後の常任委員会の名称等は、次のとおりである。

名 称	所 管	定数
経 済 総 務 委 員 会	総合企画局，総務局，理財局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
くらし環境委員会	環境局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教 育 福 祉 委 員 会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	13
まちづくり消防委員会	都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交 通 水 道 委 員 会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

注 下線は，変更部分

(2) 市会運営委員会の定数

従来どおり，15人とした。

(3) 各委員会の委員の選任

3月25日の第1回市会（定例会）の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は、同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置

(1) 特別の事件を調査する特別委員会

3月25日の第1回市会（定例会）の本会議において、次のとおり、職員不祥事に関する調査特別委員会を設置することとした。

ア 名称及び委員数

職員不祥事に関する調査特別委員会 15人

イ 付議事件

不祥事根絶に向けた京都市職員の意識改革の徹底と職場風土の刷新に関すること。

ウ 委員

別記のとおり

(2) 予算・決算を審査する特別委員会

3月24日の市会運営委員会において、常任委員会の構成変更に合わせて委員会要綱に規定する分科会の所管の一部を改めることとした。改正後の分科会の所管は、次のとおりである。

名 称		所 管	定数
普通予算（決算） 特別委員会	第1分科会	総合企画局，総務局，理財局，環境局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第2分科会及び公営企業等予算（決算）特別委員会の所管に属しない事項	23
	第2分科会	保健福祉局（病院事業を除く），都市計画局，建設局，消防局及び教育委員会の所管に属する事項	23
公営企業等予算（決算） 特別委員会		保健福祉局（病院事業のみ），交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23

下線は，変更部分

なお、委員の選任等については、第2回市会（定例会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員の定数と正副委員長については、別記参照）。

(別記)

(平成 20 年 3 月 25 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (印理事)	特別委員会									
	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり消防	交通水道		職員不祥事に関する調査特別委員会	普 通		公 営 企 業 等						
委員長	共 岩 橋	民 山 岸	自 加 地	公 久 保	自 加 藤(盛)	自 巻 野	自 田 中(七)	自 中 村		共 山 中						
副委員長	自 小 林(正) 民 鈴 木	自 繁 吉 田 公 田	共 井 上(け) 公 平 山	自 津 田(大) 共 倉 林	共 北 山 民 山 本(恵)	共 井 坂 民 隠 塚 公 谷 口	共 赤 阪 民 安 井 公 井 上(教)	自 寺 田 共 玉 本 民 天 方 公 木 村	自 大 西 民 小 林(あ)							
定数	13	13 (欠1)	13	13	17	15	15	46 第一分科会 23 第二分科会 23		23 (欠1)						
自 民 23	4	4	5	4	6	5	5	8	8	7						
	小林(正) 中 村 西村(義) 脇 西 脇	繁 田(明) 中(七) 村 橋 村	大 加 田(英) 寺 山本(恵一)	西 地 津 田(大) 井 上(与) 津 田(大) 井 上(与) 津 田(大) 井 上(与) 津 田(大) 井 上(与) 津 田(大)	内 海 加 藤(盛) 高 富 山 卷 野 元	海 橋 富 野 元	加 津 田(大) 寺 橋 卷 野	大 西 田 中(明) 田 中(七) 田 中(英) 津 田(大)								
共 産 19	4	3	4	4	4	4	4	6	7	6						
	井 岩 佐 樋	坂 橋 藤 口	せ の が し 野 田	赤 井 上(け) 加 藤(あ) 玉 本	阪 河 倉 宮	加 藤(広) 合 林 田	北 くら 山 西村(善) 山 中	赤 井 くら 坂 た 倉 林	赤 井 坂 加 藤(広) せ の お							
民 主 都 14	3	3	2	3	3	3	3	5	4	5						
	安 孫 子 今 枝 木 鈴	中 野 山 本(ひ)	青 藤 川	木 天 方 宮 本 隠 塚 山 本(恵)	井 上(教) 柴 田 津 田(早) 日 置	久 保 井 上(教) 柴 田 津 田(早) 日 置	久 保 井 上(教) 柴 田 津 田(早) 日 置	鈴 木 安 井 山 岸								
公 明 12	2	2	2	2	4	3	3	4	4	4						
	木 村 谷 口	曾 吉	我 田	大 道 山	久 湯 保 浅	井 上(教) 柴 田 津 田(早) 日 置	久 保 井 上(教) 柴 田 津 田(早) 日 置	井 上(教) 木 村 吉 田								

その後の異動（常任委員会）

7月22日 椋田議員（自）逝去

9月6日 佐野議員（共）くらし環境委員に選任

第 2 市長選挙について

1 日程

梶本市長の 3 期目の任期満了（2 月 24 日）に伴う市長選挙は、2 月 3 日に告示され、2 月 17 日に投開票が行われた。

2 主な経過

新聞記事から抜粋した投開票に至るまでの主な経過は、次のとおりである。

年月日	事項
19. 5. 8	弁護士の中村和雄氏が立候補を正式に表明
8. 2	共産党府委員会、労働団体等で構成する「市民本位の民主市政をすすめる会」が、中村氏の推薦を決定
9. 1	京都総評が中村氏を支持する方針を決定
10.16	梶本市長が立候補せず、引退することを正式に表明
21	中村氏を推す 7 団体が、確認団体となる「いま正義を・京都市政を刷新する会」の結成を発表
11. 8	市選管が、2 月 3 日告示、同 17 日投開票とする選挙日程を発表
22	同日までに、民主党府連が市教育長の門川大作氏に立候補を要請
26	会社相談役の岡田登史彦氏が立候補を正式に表明
12. 8	公明党府本部が門川氏の推薦を決定
9	自民党府連が門川氏の推薦を決定
16	門川氏が立候補を正式に表明。前回市長選で梶本市長の支持母体となった「光り輝く京都をつくる会」が、名称を「未来の京都をつくる会」に変更するとともに、門川氏の支援を決定
18	立候補予定者説明会
20	中村氏がマニフェストを発表
22	民主党府連が門川氏の推薦を決定
25	連合京都が門川氏の推薦を決定
20. 1. 5	若手経営者等で組織する「京都市を想う会」が、市会議員の村山祥栄氏に立候補を要請
15	村山氏が立候補を正式に表明
21	門川氏がマニフェストを発表
26	岡田氏が最終マニフェストを発表
30	村山氏が最終マニフェストを発表
2. 3	告示
17	投開票

3 選挙の結果

投票率は 37.82 パーセントで、前回の 38.58 パーセントを 0.76 ポイント下回り、戦後の市長選挙で 4 番目に低い数字となった。

(開票結果)

当日有権者数		1,142,979 人
投票者数		432,290 人
得票数	当選 門川 大作氏	158,472 票
	中村 和雄氏	157,521 票
	村山 祥栄氏	84,750 票
	岡田 登史彦氏	24,702 票

(行政区別得票数)

(単位 票)

	門川大作氏	中村和雄氏	村山祥栄氏	岡田登史彦氏
北 区	13,332	14,485	7,042	1,874
上京区	10,238	10,066	5,402	1,632
左京区	15,357	18,411	18,490	2,563
中京区	12,209	11,633	6,362	1,972
東山区	5,453	4,391	2,431	735
山科区	15,285	13,665	6,121	2,012
下京区	8,579	8,115	4,289	1,496
南 区	10,060	11,023	4,097	1,445
右京区	21,612	22,219	10,153	3,247
西京区	16,101	15,660	7,757	2,820
伏見区	30,246	27,853	12,606	4,906
合 計	158,472	157,521	84,750	24,702

4 その他

- (1) 前回の東山区に加え、上京区においても電子投票が実施された。
- (2) 視覚障害者向けの音声による選挙公報が、市長選では初めて配布された。

第 3 椋田知雄議員の逝去について

椋田知雄議員（71 歳 自民党市議団 南区 9 期）は、7 月 20 日に逝去された。

市会は、9 月 4 日に開会された第 3 回市会（定例会）の本会議冒頭において、深く哀悼の意を表し、議席に遺影を飾るとともに、議長から逝去の報告の後、全員起立して黙とうを捧げた。その後、9 月 8 日の本会議において、市会議員を代表して大道義知議員（公明党市議団 南区）が追悼演説を行い、故人の冥福を祈った。

なお、故人は、生前に市会議長、市会運営委員長、文教委員長、交通水道委員長、普通予算・決算特別委員長、京都市監査委員等を歴任され、また、市会議員として長年にわたり地方自治の発展に尽くされた功績により、藍綬褒章の受章をはじめ、京都市有功者表彰、全国市議会議長会表彰、京都府市町村自治功労者表彰を受けられている。

第 4 市会における取組等について

1 市会改革の取組

(1) 第 3 次市会改革検討小委員会最終報告書

第 3 次市会改革検討小委員会は、平成 19 年 9 月 5 日に市会運営委員会内に設置され、平成 20 年 3 月 5 日までの 6 箇月間、「政務調査費」、「海外行政調査」、「費用弁償」及び「出前議会など常任委員会の更なる活性化」の 4 項目について検討を行った。

10 回にわたる小委員会での検討結果は、最終報告書(別記)として取りまとめられ、3 月 5 日に開会された市会運営委員会に報告された。

(2) 最終報告書に基づく改革

ア 政務調査費

政務調査費については、第 3 次市会改革検討小委員会において平成 19 年 11 月及び同年 12 月の 2 回の中間報告を行うなど集中的に検討を進め、領収書等の全部公開、政務調査費の運用に関する基本指針の策定等を行うこととした。

これに基づき、第 1 回市会(定例会)において議員(市会運営委員会)提案により京都市政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行うなど、改革の具体化を図った。

イ 費用弁償

費用弁償については、第 3 次市会改革検討小委員会において会派間の合意に至らなかったため、引き続き理事懇談会で協議を行い、平成 20 年度内に何らかの見直しを行うこととした。

理事懇談会における協議の結果、4 月 1 日からの支給額を 1 日 10,000 円から 1 日 5,000 円に減額することとし、第 1 回市会(定例会)において、議員(市会運営委員会)提案により京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正を行った。

2 開かれた市会に向けた更なる取組

(1) 本会議傍聴者等への資料提供の充実

本会議及び委員会の審議の内容がより分かりやすいものとなるよう、第 1 回市会(定例会)の開会日である 2 月 29 日から、本会議傍聴者及び委員会モニター視聴者に提供する資料の充実を図った。また、これに伴い、京都市会の管理する情報の提供に関する要綱の一部を改正し、委員会提出資料を公文書公開請求を必要としない自由閲覧文書とした。

(本会議傍聴者への資料提供)

	資料名	実施方法
変更前	議席図，議事日程	傍聴席 1 階入口で希望者に配付
変更後	議席図，議事日程 議事日程事項に係る本会議席上配付資料 ・ 委員会報告書（請願，議案の審査結果） ・ 委員指名名簿，議案付託表 ・ 議員提出議案（条例案，意見書・決議案）など 市長提出議案一覧（議案概要説明資料）	

(委員会モニター視聴者への資料提供)

	資料名	実施方法等
変更前	審査案件等一覧（常任委員会のみ） 質疑順序表（主に予決算特別委員会）	市会受付で希望者に配付
変更後	審査案件等一覧（常任委員会のみ） 質疑順序表（主に予決算特別委員会） 議案，議案説明書，議案参考資料 委員会配付資料 ・ 議案審査説明資料 ・ 理事者報告資料 ・ 請願，陳情審査説明資料 ・ 請願，陳情文書表	市会受付で希望者に配付 ・ 市会モニター視聴室に閲覧スペースを設け，議案，議案説明書等は 1 部，委員会配付資料は 3 部を閲覧に供する。 ・ 理事者報告資料のうち，広く市民に配布することを目的として作成された資料については，関係局等において閲覧スペースに提供可能な範囲で当該資料を別途配備してもらい，自由に持ち帰り可能な資料として提供する。

(2) 京都市会子どもホームページの開設等

第 2 次市会改革検討小委員会における検討結果を踏まえ，子どもたちに市会を身近に感じてもらうため，3 月 12 日に市会の役割や仕組みについて易しく説明したホームページを開設した。また，これと併せて，主な会議日程並びに議員団室及び事務局の連絡先を掲載した携帯電話用のモバイル版ページを開設した。

(3) 常任委員会の活動概要の市会ホームページへの掲載

常任委員会の活動を更に迅速にお知らせできるよう，4 月から，常任委員会の活動概要について，その開催日及び関係局ごとに，付託議案審査，請願審査，報告事項等の項目別にホームページに掲載した。

(4) インターネット議会中継の拡大

第 2 回市会（定例会）から，インターネットによる本会議の生中継及び録画放映の範囲を全日程に拡大した。

		生中継	録画放映
本会議	代表質問・質疑	拡大する部分	19.5 月実施済
	代表質問・質疑以外		
予算・決算特別委員会（市長総括質疑）		17.9 月実施済	17.9 月実施済

3 政務調査費の運用の更なる適正化

平成 18 年度に市会の 4 会派・65 議員に対して交付された政務調査費に係る住民監査請求が 3 月 31 日に行われ、本市では初めてとなる個別外部監査契約に基づく監査が実施された。6 月 27 日に監査結果が公表され、支出報告額 4 億 1,266 万 445 円のうち 1 億 3,401 万 7,806 円 が目的外支出とされたため、これ以降 10 月末までに、各会派・議員において、監査結果に従って又は市長による追加審査を経て自主的に収支報告書の訂正を行い、最終的には 1 億 1,788 万 8,807 円を自主返還することとした。

政務調査費の運用については、この監査における個別外部監査人の判断基準、意見等を踏まえ、12 月 16 日に京都市政務調査費取扱要綱及び政務調査費の運用に関する基本指針を改正し、領収書等の内容を補完する書類等の保管に努めるよう義務付けるとともに、支出基準の一部を厳格化し、その更なる適正化を図ることとした。

8 月 26 日付け訂正後の額。当初は 1 億 3,431 万 8,239 円が目的外支出とされたが、後日、個別外部監査の結果の一部に誤りがあったことが判明した。

4 主な諸規程の改正等

(1) 常任委員会の再編に伴う諸規程の整備

- ア 京都市会委員会条例の一部改正
常任委員会の名称、所管等の一部を変更
- イ 京都市会委員会要綱の一部改正
予算（決算）特別委員会の所管の一部を変更

(2) 市会改革の取組に伴う諸規程の整備

- ア 京都市政務調査費の交付に関する条例の一部改正
領収書等の公開範囲を、人件費及び事務所費を含め、すべての支出とする等の変更
- イ 京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部改正
使途項目の「研修研究費」、「会議費」及び「広報費」を、「会議研修費」及び「広報広聴費」に再編する等の変更
- ウ 京都市政務調査費取扱要綱の全部改正
 - ・ 領収書等の提出様式として 3 種類の支出調書を新たに設ける等の変更
 - ・ 領収書等の内容を補完する書類等の保管の努力義務を規定
- エ 政務調査費の運用に関する基本指針の制定
 - ・ 政務調査費の運用に関する基本原則、使途基準ごとの按分等の基準、支出が認

められない経費等を申し合わせ

- ・ 資料購入費及び人件費の支出の基準を厳格化

オ 京都市報酬及び費用弁償条例の一部改正

1日につき 10,000 円の支給額を 5,000 円に変更

(3) その他

ア 京都市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の制定

地方自治法の一部改正の趣旨（議員の身分の独立性をより明確化）を踏まえ，既存条例を改廃し，議員の報酬等に特化した独立の条例を新たに制定

イ 京都市会の管理する情報の提供に関する要綱の一部改正

公文書公開請求を待つことなく市民に提供する文書に委員会提出資料を追加

(別記)

平成 20 年 3 月 5 日

第 3 次「京都市会改革検討小委員会」最終報告書

1 政務調査費について

平成 20 年度の交付分から、別紙 1 のとおり制度を見直すこととし、平成 20 年 2 月市会定例会において、領収書等の全部公開及び使途項目の見直しを内容とする「京都市政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行い、見直しに必要な規定整備を進めていく。

2 海外行政調査について

従来の実施方法を見直し、調査項目、調査都市の選定方法及び決定プロセスの在り方や報告書の更なる充実、公開などの観点から検討を進めてきたが、会派間の合意には至らなかったため、理事懇談会で協議願うこととし、平成 20 年度の早期の実施に向けて、現行の実施要領の見直しを進める。

3 費用弁償について

現行の支給の在り方について、検討を進めてきたが、会派間の合意に至らなかったため、引き続き、理事懇談会で協議願うこととし、今年度内に何らかの見直しを行う。

4 出前議会など常任委員会の更なる活性化について

開かれた魅力ある市会の推進や議会活動の活性化を視点に、本検討項目のテーマに掲げている出前議会を中心に検討を重ねたが、実施に当たっては更に検討すべき課題も多く、会派間の合意に至らなかったため、引き続き、各会派で検討していく課題とする。

別紙 1

平成 20 年 3 月

政務調査費について

1 領収書等の公開範囲の拡大	
<p>領収書等の公開範囲は、人件費及び事務所費を含め、すべての支出とする。</p> <p>領収書等の提出様式として、支出調書（「（一般用）」、「（支出証明用）」及び「（調査旅費用）兼出張記録書」）及び支出調書一覧表を新たに設ける（別紙 2 参照）。</p>	
2 報告書の充実	
<p>領収書等の一つとして、出張の記録及び調査旅費の内訳を記載した「支出調書（調査旅費用）兼出張記録書」を議長に提出し、公開する。（再掲）</p> <p>3 に掲げる基本指針において食糧費の支出基準を厳格化すること等に伴い、食糧費支出整理簿を廃止する。</p> <p>収支報告書を市会ホームページ上で公開する。</p>	
3 使途基準の更なる明確化	
<p>政務調査費の運用に関する基本原則、使途基準ごとの按分等の基準、支出が認められない経費等を定めた「政務調査費の運用に関する基本指針」（別紙 3 参照）を策定し、公開する。</p> <p>使途項目の「研修研究費」、「会議費」及び「広報費」を、「会議研修費」及び「広報広聴費」に再編するとともに、「その他の経費」を使途項目から削除する。</p>	
<p>上記 1 から 3 までに掲げる見直しは、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、同日以降に交付する政務調査費について適用する。</p>	
4 第三者の関与	
<p>今後の検討課題とする。</p>	
5 交付額の在り方	
<p>現行どおりとする。</p>	

（別紙 2 及び別紙 3 は省略）

参 考 資 料

資料 1 第 3 次「京都市会改革検討小委員会」について

資料 2 第 3 次「京都市会改革検討小委員会」中間報告（第 1 次）について

資料 3 第 3 次「京都市会改革検討小委員会」中間報告（第 2 次）について

資料 1

第 3 次「京都市会改革検討小委員会」について

1 構成

- 委員長： 巻野渡
 委員： 井坂博文，小林あきろう，大道義知，橋村芳和，せのお直樹
 オブザーバー： 内海貴夫議長，宮本徹副議長

2 検討経過

開会日		検討項目	備 考
第 1 回	平成 19 年 9 月 5 日	「政務調査費」，「海外行政調査」，「費用弁償」，「出前議会など常任委員会の更なる活性化」	委員会の運営方法を決定
第 2 回	平成 19 年 10 月 5 日	「政務調査費」，「出前議会など常任委員会の更なる活性化」	
第 3 回	平成 19 年 10 月 18 日	「政務調査費」	
第 4 回	平成 19 年 10 月 29 日	「海外行政調査」，「費用弁償」 (中間取りまとめ)	平成 19 年 11 月 9 日の議運で政務調査費に関する第 1 次中間報告を行った。
第 5 回	平成 19 年 11 月 15 日	「政務調査費」，「海外行政調査」，「費用弁償」，「出前議会など常任委員会の更なる活性化」	
第 6 回	平成 19 年 12 月 14 日	「政務調査費」	
第 7 回	平成 19 年 12 月 26 日	「政務調査費」 (中間取りまとめ)	平成 19 年 12 月 26 日付けで政務調査費に関する第 2 次中間報告書を議運に提出した。
第 8 回	平成 20 年 1 月 18 日	「海外行政調査」，「費用弁償」，「出前議会など常任委員会の更なる活性化」	
第 9 回	平成 20 年 2 月 28 日	「政務調査費」，「海外行政調査」，「費用弁償」，「出前議会など常任委員会の更なる活性化」 (最終とりまとめ)	
第 10 回	平成 20 年 3 月 5 日	「京都市会改革検討小委員会最終報告書」の取りまとめ	平成 20 年 3 月 5 日付けで最終報告書を議運に提出した。

資料 2

第 3 次「京都市会改革検討小委員会」中間報告（第 1 次）について

【報告内容】

政務調査費については、開かれた市会を目指し、透明性を一層拡大するとともに、市民の理解を求めていく観点から、1「領収書等の公開範囲の拡大」、2「報告書の充実」、3「使途基準の更なる明確化」、4「第三者の関与」、5「交付額の在り方」の五つの論点に基づいて精力的に検討を行ってきたが、過日の委員会において、領収書等の公開範囲の拡大については、人件費、事務所費も含めて全部公開するとの基本的な方向について、各会派が確認し、合意するに至った。

今後、早期の全部公開に向けて、実施に伴う諸課題を克服するため、引き続き、精力的に検討を進めていく。

平成 19 年 11 月 9 日（金）開催の第 15 回市会運営委員会において、巻野渡小委員長から口述により報告

資料 3

第 3 次「京都市会改革検討小委員会」中間報告（第 2 次）について

【報告内容】

1 見直しの実施時期

平成 20 年 4 月 1 日から、領収書等の全部公開をはじめとする見直しを実施する（平成 20 年度交付分から適用）。

2 政務調査費の運用に関する基本指針の策定

使途基準の更なる明確化を図るため、運用に関する基本原則、使途項目ごとの按分等の基準、支出が認められない経費等を定めた「政務調査費の運用に関する基本指針」を別紙のとおり策定し、平成 20 年 4 月 1 日から、この指針に基づき政務調査費の運用を行うこととする。

3 条例の改正

平成 20 年 2 月定例会において、議員提案により、領収書等の全部公開及び使途項目の見直しを内容とする「京都市政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行う。

- 1 平成 19 年 12 月 26 日（水）に、巻野渡小委員長から市会運営委員会に文書により報告
- 2 別紙「政務調査費の運用に関する基本指針」については、最終報告書「別紙 3」参照

第 5 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

門川新京都市政のスタートの年である平成 20 年度は、「未来の京都 まちづくりマニフェスト」の達成に向け、スピード感を持って新たな京都市政の第一歩を着実に踏み出すための組織体制を構築することとした。

ア 市民と行政との「共汗」による新たな市政運営の仕組み（共汗制度）を構築するための「理事」の設置及びマニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進するための「プロジェクトチーム」の設置（総合企画局）

(ア) 市民と行政との「共汗」により未来の京都のまちづくりを進めていく新たな市政運営の仕組み（共汗制度）を構築するため、新たに「理事」を設置した。同理事は、共汗制度のほか、市民参加と大学政策等を担当することとした。

(イ) 本市の主要政策である「京都創生」、「大学政策」及び「市民参加」を総合的に推進するため、これらの事務を政策推進室に集約するとともに、平成 23 年以降の市政運営の基本となる新たな基本計画を策定するため、技術的な見地から計画策定に参画する「計画調整課長」を新たに設置するなど、同室の企画部門を強化した。

(ウ) マニフェストの実現をはじめとする政策と行財政改革を推進する計画の原案の企画を行うため、政策推進室企画部長をチームリーダーとし、関係局の部課長で構成する「未来まちづくり戦略策定プロジェクトチーム」を、事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

イ 環境や健康の向上、地域コミュニティの形成につながる「歩いて楽しいまちづくり」を全庁横断的に推進するための「交通政策監」と「歩くまち京都推進室」の設置（交通政策監・都市計画局・建設局）

(ア) 環境や健康の向上、地域コミュニティの形成につながる「歩いて楽しいまちづくり」を全庁横断的に推進するため、「交通政策監」を局に属さない職として設置するとともに、都市計画局交通政策室の体制を充実し、同室の名称を「歩くまち京都推進室」に改めた。

併せて、交通政策監の統括の下、都市計画局、環境局、産業観光局、保健福祉局、建設局、交通局などの関係局が連携して総合的な交通体系の確立に取り組む体制を整備するため、これらの関係局により構成する「交通政策会議」を設置した。

(イ) 都心部放置自転車等対策アクションプログラムに基づく施策の推進、自転車総合計画の見直しなど、自転車対策をより一層推進するため、建設局土木管理部に「担当部長」を設置するとともに、同部放置車両対策課の名称を「自転車政策課」に改めた。

ウ 同和行政終結後の行政の在り方の総点検及び抜本改革のための「理事」及び「プロジェクトチーム」の設置（文化市民局）

同和行政終結後の行政施策の総点検及び抜本改革を行うため、新たに文化市民局に「理事」を置くとともに、同理事をチームリーダーとし、関係局の部課長で構成する「同和行政終結後の行政の在り方総点検プロジェクトチーム」を、事務分掌規則上の横断的な組織として設置した。

エ 技能労務職の業務の再構築の一環として、区役所・支所の作業員を本庁に集約し、駐輪対策や道路、公園、行政施設の清掃等を行う組織の設置（文化市民局）

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げる「技能労務職業務の再構築」の取組の一環として、区役所及び区役所支所に配属されている作業員をより効果的、効率的に活用するとともに、市民サービスの向上を図るため、市民生活部に駐輪対策や道路、公園、行政施設の清掃等の住民要望に対応した業務を行う「サービス事業課」を設置した。

オ 国・京都府と連携し、若者の就労支援をはじめとする総合的な雇用対策を推進するための「担当部長」の設置をはじめとする体制の整備（産業観光局）

国・京都府と連携し、ニート、フリーターなどの若者の就労支援をはじめとする雇用対策の充実強化を図るため、商工部に雇用創出等を担当する「担当部長」を設置するとともに、経済企画課において雇用対策を統括することとした。

また、関係局の局長等で構成する庁内横断的な組織を設置し、各局の緊密な連携の下で、雇用に関する施策を総合的に推進することとした。

カ 産学連携や地域貢献など、市民に関われた芸術大学の機能を強化するための体制の整備（総務局）

産学連携や地域貢献など、市民に関われた大学運営を一層推進するため、事務局に企画広報事業を専担する「企画広報課」を設置した。

また、芸術大学の総合力を発揮させるため、学生部学生課、美術学部・音楽学部教務課及び日本伝統音楽研究センター事務室を統合し、「教務学生課」を設置するとともに、附属図書館・芸術資料館事務室も含めて、事務部門を事務局に集約した。

キ その他

(ア) 循環型社会の構築を推進するための体制の整備（環境局）

a 事業系廃棄物の減量対策を効果的に推進するため、廃棄物指導課が所管する事業用大規模建築物の所有者への減量指導に関する事務を循環企画課に移管し、同課において事業系廃棄物の減量対策に関する事務を一元化した。

b 循環型社会の構築に向け、魚アラの処理を円滑に推進する施設として、平成 20 年 4 月から魚アラリサイクルセンターが稼動することに伴い、第 2 類（課相当）の事業所として「魚アラリサイクルセンター」を設置した。

(イ) 保健福祉医療に関する事務を的確かつ効果的に執行するための体制の整備（保健福祉局・区役所及び区役所支所）

a 適正医療の推進を図るため、保健福祉局保健衛生推進室に「**医務審査課**」を新設し、同局生活福祉部保険年金課が所管している国民健康保険法等による診療報酬の審査事務等及び保健衛生推進室地域医療課が所管している医療監視事務を所管することとした。

また、地域医療課は廃止し、同課が所管している感染症予防に関する事務は保健衛生推進室健康増進課に、薬務に関する事務は同室生活衛生課に所管させるとともに、健康増進課の名称を「**保健医療課**」に改めた。

併せて、保健所（保健部）衛生課の体制を見直し、環境衛生係長に代えて「**生活衛生係長**」を設置した。

b 後期高齢者医療制度、特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を円滑に実施するため、保健福祉局並びに区役所及び区役所支所の体制を見直した。

(a) 保健福祉局生活福祉部保険年金課に次の係長を設置した。

特定健診企画係長及び特定健診運営係長（特定健康診査に関する事務を担当）

特定保健指導第一係長及び特定保健指導第二係長（特定保健指導に関する事務を担当）

後期高齢者医療係長（後期高齢者医療制度に関する事務を担当）

(b) 区役所及び区役所支所福祉部保険年金課に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格、賦課等の事務を担当する「**資格係長**」のほか、保険料係長及び年金老人保健係長に代えて、次の係長を設置した。

徴収推進係長（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る滞納整理事務を担当）

保険給付・年金係長（国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る給付事務並びに国民年金に関する事務を担当）

(c) 保健所（保健部）健康づくり推進課の保健係長、普及係長及び指導係長に代えて、次の係長を設置した。

成人保健・医療係長（成人保健、医療及び健康増進等に関する事務を担当）

母子・精神保健係長（母子保健及び精神保健等に関する事務を担当）

c 保健福祉局保健衛生推進室健康増進課が所管する介護予防事業及び介護老人保健施設関係事務を保健福祉局長寿社会部長寿福祉課に移管し、同課に「**介護予防推進係長**」を設置した。

d 障害者福祉施設の運営指導及び整備に関する事務を効果的、効率的に実施するため、保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課の施設福祉係長及び施設整備係長の役割分担を見直し、これらの係長の名称を「**施設福祉第一係長**」及び「**施設福祉第二係長**」に改めた。

e 生活保護世帯数の増加に対応するため、右京福祉事務所保護課に「**保護第五係長**」を設置した。

(ウ) まちづくりに関する事業の推進体制の整備(都市計画局・建設局)

- a 住まいの安心・安全の向上と良好な景観形成を促進するため、都市計画局住宅室住宅政策課に分譲マンションの管理支援に関する事務を担当する「**分譲マンション管理支援係長**」を設置した。
- b 太秦天神川駅周辺整備事業の進捗に伴い、同事業を所管する建設局都市整備部拠点整備課を廃止するとともに、同課が所管していた市街地再開発事業による再開発施設の管理に関する事務を同部区画整理課に移管し、同課の名称を「**市街地整備課**」に改めた。
また、土地区画整理事業をより一層効果的に推進するため、都市整備部に、長期化している土地区画整理事業の早期収束に向けた事務を所管する「**整備推進課**」を設置した。
- c 良好な景観の形成等に向けた道路上の電線類の地中化等の事業を着実に実施するため、建設局道路建設部道路計画課に無電柱化等の計画事務を担当する「**道路環境計画係長**」を設置するとともに、同課の計画第一係長及び計画第二係長の名称を「**道路計画係長**」及び「**街路計画係長**」に改めた。

(I) 事務事業をより効果的、効率的に推進するための体制の整備(総務局・文化市民局・区役所)

- a 各局の政策法務能力の向上と市政の適正かつ公正な運営を確保するための基本となる情報公開及び個人情報保護事務の執行体制の強化を図るため、総務局総務部文書課に次の係長を設置した。
訟務係長(政策法務能力向上に向けた研修、訴訟事務等を担当)
個人情報保護係長(個人情報保護に関する事務を担当)
- b 職員研修のより一層の充実を図るため、職員研修センターに次の係長を設置した。
研修支援係長(各局区等の研修の支援に関する事務を担当)
指導研修係長(被処分者に対する再発防止研修等に関する事務を担当)
- c 所管する業務の内容を市民に分かりやすくするとともに、職務の位置付けを明確にするため、次のとおり、職の設置及び名称変更を行った。
 - (a) 市民にとって最も身近な総合行政機関である区役所の総合庁舎化をより円滑に推進するため、文化市民局市民生活部区政推進課の総合庁舎整備係長及び伏見区総合庁舎整備係長の名称を「**総合庁舎整備第一係長**」及び「**総合庁舎整備第二係長**」に改めた。
 - (b) 美術館学芸課の担当係長を、美術品等の収集、保管、展示等の事務を行う職としてふさわしい「**学芸係長**」とした。
 - (c) 京都市立病院診療科の部長補佐の名称を「**副部長**」に改めた。
- d 右京区役所京北出張所において、税務事務の取扱いを廃止することに伴い、同所の税務係長を廃止した。

(オ) 区役所及び事業所の担当課長への補佐職員の服務管理権限の委譲

局区運営機能の強化と組織内分権の推進を図るため、区役所、事業所の担当課長に、本庁の担当課長と同様に、補佐職員の服務管理権限を委譲した。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、ますます厳しさを増す財政状況の下、多様化し、高度化する市民のニーズに的確に応え、市民一人ひとりが誇りを持って満足度の高い生活を送ることのできる未来の京都を、市民参加と現地・現場主義の徹底によりつくり上げるため、次のような人事異動を行った。

ア 重要政策の推進に向けた執行体制の強化

「未来の京都 まちづくりマニフェスト」に掲げた政策の実現をはじめ、重要施策をパワー溢れる推進力で着実に推進し、魅力と個性にあふれた京都のまちづくりを実現するため、地球環境政策監や交通政策監等の局外監や重要政策を特命的に担当する理事、担当部長に力量のある職員を抜擢^{てき}し、全庁あげての推進体制を強化した。

イ 信頼回復のための不祥事の根絶

抜本改革大綱策定以降、不祥事の根絶に取り組んできたが、いまだ、公務員としてはもとより、社会人としての自覚すら欠いている職員と、服務規律の極めて甘い職場が一部に残っていると言わざるを得ない状況であるとの認識の下、全庁一丸となって不祥事根絶に取り組む体制を整備するため、市長部局の服務監及び監察担当の部課長級職員を消防局、交通局及び上下水道局に併任させるとともに、環境局に服務監察担当部長を新設するなど、職員の服務管理、指導を断固たる姿勢で厳格に行える体制を更に強化し、この1年で不祥事を生む土壌を一掃することとした。

ウ 市民にかかれた市役所づくりの推進**(ア) 共汗制度の構築と自主広報機能の強化**

市民と行政との「共汗」により、未来の京都のまちづくりを進めるため、総合企画局に理事や担当課長等を新設し、新たな市政運営の仕組み（共汗制度）の構築や自主広報機能の強化など、開かれた市政を更に推進するための体制を充実した。

(イ) 京都商工会議所との人事交流の実施

民間の経営感覚を導入するとともに、産業政策に関する専門知識を持った人材の育成と活用を図るため、京都商工会議所との相互交流を係長級職員において初めて行った。

エ 市役所の一体感の創出

市役所内部の意思疎通を密にし、組織を活性化するとともに、これまで以上にスピード感のある行政運営を実現するため、総合企画局、総務局、理財局の管理3局とその他の局、区役所間の異動や、市長部局と交通局、上下水道局などの各任命権者間の人事交流を積極的に行った。

オ 区役所の活性化

窓口サービスの向上、各区の個性を生かした魅力あるまちづくりの推進など、市役

所の顔である区役所の活性化を図るため、本庁と区役所間の人事交流の促進や庁内公募の実施、意欲ある若手職員の積極的な配置を行った。

また、技術・専門職職員のまちづくり推進課への登用を拡大し、専門的な知識、経験をまちづくりに活用した。

カ 事業推進力のある「骨太の人材」と「埋もれた人材」の登用

事業推進体制を強化するため、突破力や推進力、壁を打ち破るパワー溢れる「骨太の人材」を積極的に登用した。

また、豊富な行政経験を積んだ職員の知識と経験を活用するとともに、円滑に継承していくため、実績あるベテラン職員の発掘、登用を行った。

キ 女性職員の登用拡大

女性職員の計画的な育成、登用を図るため、局部長級ポストや管理部局ポストへの^{てき}抜擢を引き続き推進した。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前		改正後		差引増減		
本 庁		9 局 39 部・室	96 課	9 局 38 部・室	95 課	1 部・室減 1 課減		
会 計 室		1 室	1 課	1 室	1 課	増減なし		
事 業 所	第 1 類	13 所	40 課	13 所	40 課	増減なし		
	第 2 類		54 所		55 所	1 所増		
	第 3 類		38 所		38 所	増減なし		
区 役 所		11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所		11 区 3 支所 42 部・室 153 課 15 所		増減なし		
大 学		2 校 8 課		2 校 7 課		1 課減		
						計	局相当	増減なし
							部相当	1 部・室減
							課相当	1 課減
							係相当	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

		平成 19 年度		平成 20 年度	
異 動 総 数		991 人 (うち昇任 463 人)		907 人 (うち昇任 309 人)	
内 訳	局 長 級	25 人 (うち昇任 13 人)		26 人 (うち昇任 13 人)	
	部 長 級	63 人 (うち昇任 33 人)		58 人 (うち昇任 31 人)	
	課 長 級	256 人 (うち昇任 111 人)		220 人 (うち昇任 72 人)	
	課 長 補 佐 級	165 人 (うち昇任 113 人)		150 人 (うち昇任 74 人)	
	係 長 級	482 人 (うち昇任 193 人)		453 人 (うち昇任 119 人)	

2 消防局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 全庁的な服務監察体制の連携強化

全庁一丸となり不祥事根絶に取り組む体制を整備するとともに、職員の服務管理、指導を断固たる姿勢で厳格に行う体制を強化するために、市長部局の服務監を職員の服務監察を担当する「理事」、市長部局の人事部長を「担当部長」及び市長部局の監察課長を「担当課長」にそれぞれ併任した。

イ 消防活動体制の充実強化

平成 20 年度に様々な機能を持ち合わせた消防活動総合センターの完成を控え、その機能を有効に活用できる新たな消防活動体制と 6 月開催の京都外相会合に向けた万全の消防警戒体制を構築するため、警防部に消防正監の階級を有する経験豊富な職員を担当部長に配置した。

ウ 航空救急体制の強化

消防航空隊に救急救命士資格を有した航空救助隊員を配置し、航空機による迅速な救急救命活動が行えるよう体制の強化を図った。

エ 消防指令センターにおける救急需要対策の強化

消防指令センターに救急救命士資格を有した職員を 6 名に増員し、119 番受信時の応急手当の口頭指導などの体制を充実強化した。

(2) 人事異動総数及び内訳

異	動	総	数	175 人
内	局	長	級	3 人（うち昇任 1 人）
	部	長	級	9 人（うち昇任 4 人，昇格 3 人）
訳	課	長	級	61 人（うち昇任 17 人）
	課	長	補 佐 級	41 人（うち昇格 33 人）
	係	長	級	61 人（うち昇任 27 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

「京都市交通事業ルネッサンスプラン」の最終年度を迎え、市バス事業及び地下鉄事業の次期5箇年経営健全化計画の策定と積極的なお客様増加策の推進、安全で快適なサービスの提供を重点として体制を整備した。

また、昭和44年以来、地下鉄建設のための組織を設置してきたが、地下鉄東西線太秦天神川延伸事業の終了に伴い「建設室」を廃止した。

(1) 組織改正

ア 積極的なお客様増加策を推進するための体制の整備

お客様の増加を図るため、市バス・地下鉄の利用状況の調査・分析や、戦略的な市バスの臨時増発、交通・観光関連など他の事業者、市の関係部局とのタイアップ事業、市バス80周年記念事業などを企画し実施する「乗っておくれやす 大作戦プロジェクトチーム」を設置し、全局的な組織体制を整備した。

イ 次期5箇年経営健全化計画を策定するための体制の整備

市バス事業及び地下鉄事業の次期5箇年経営健全化計画を策定するため、企画総務部企画課に「担当係長（計画策定）」を設置した。

ウ 安全とサービス向上のための体制の整備

地下鉄の安全管理体制を強化するため、延伸により2駅を新設した東西線の運輸事務所担当係長を増員した。

市バスへのICカードの導入を検討するため、技術課に「IC担当係長」を設置した。

エ 組織のスリム化

地下鉄東西線太秦天神川延伸事業の終了に伴い、「建設室」を廃止した。

地下鉄におけるICカードの導入完了により、高速鉄道部運輸課担当係長を廃止するとともに、組織のスリム化を図るため、研修所担当係長及び自動車部営業課担当係長を減員した。

オ 新係長制の導入拡大

機動的な組織運営によって、事務事業を効率的、効果的に推進するため、交通局全部署において、係を廃止し、新係長制を導入した。

(2) 組織数

区 分	19 年度	20 年度	増減
部相当	3 部, 1 室	3 部	1 室減
課相当	12 課, 9 事業所	12 課, 9 事業所	-
係相当	32 係, 14 区	-	32 係, 14 区減

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		68 人 (うち昇任 31 人)
内	局 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	課 長 級	16 人 (うち昇任 7 人)
訳	課 長 補 佐 級	16 人 (うち昇任 8 人)
	係 長 級	34 人 (うち昇任 14 人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 20 年度は、今後 10 年間に上下水道事業が取り組むべき課題や目標を示した「京（みやこ）の水ビジョン」を実現するための前期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（以下「プラン」という。）」の初年度に当たり、このプランを着実に実施するとともに、不祥事根絶に向けた管理執行体制の強化を図ることとした。

ア 配水事務所の解体・再編

職員の指導管理体制を強化するため、配水事務所を「配水管理センター」と「洛西配水場」に解体・再編するとともに、配水管理センターに「施設課」及び「工事課」を設置した。

イ アウトソーシングの拡大

山科営業所及び西京営業所管内の水道メーター点検業務を民間委託することに伴い、「山科営業所点検係」及び「西京営業所点検係」を廃止した。

ウ 鉛製給水管の早期解消に向けた体制強化

水質への不安払拭のための鉛製給水管の早期解消を進めるため、給水課に「鉛管解消係」を設置した。

エ 北部地域特定環境保全公共下水道事業実施のための体制の整備

「地域水道課」を「地域事業課」に改めるとともに、地域事業課に、平成 20 年度から、市長から委任を受ける北部地域特定環境保全公共下水道事業を担当する「北部特環担当課長」を設置した。

オ 効率的な事業執行体制の見直し

資器材・防災センターの防災拠点としての位置付けを明確化するとともに、組織を見直し、管財係長を改称して、「防災・管財係長」を設置した。

また、業務の見直しにより、水道部管理課及び水道部給水課の体制を見直した。

(2) 人事異動

プランに掲げる「事業推進」、「効率化」、「財政健全化」を一体的かつ着実に推進するとともに、不祥事根絶に向けた「緊急対策方針」をスピード感を持って実施するために、重要事業におけるポストの見直しと実力ある職員の配置を行った。

ア 服務監察体制の強化及び緊急対策方針に掲げる取組を推進する体制の整備

3 月 1 日付けで設置した服務監理室の服務監察体制の強化として、新たに設置する「服務監理室副室長」を兼務するとともに、緊急対策方針に掲げる取組を推進し、総括する「総務部担当部長」を設置した。また、総務課に緊急対策方針に掲げる取組を担当する「事業推進係長」を設置した。

また、全庁一丸となって不祥事根絶に取り組む体制を整備するため、市長部局の服務監及び監察担当の部課長級職員を併任させ、職員の服務管理、指導を断固たる姿勢で厳格に行なえる体制を更に強化し、この 1 年で不祥事を生む土壌を一掃することとした。

イ 若手職員及び女性職員の積極的登用等

プランに基づく効率的な事業運営を着実に推進するため、局重要ポストに能力と実績のある職員を配置するとともに、「局内公募」の実施による意欲ある職員の新規事業ポストへの配置や若手職員の係長への抜擢^{てき}など活力ある人事異動を行った。また、女性職員を部長級事業所所長に配置し、女性職員の積極的登用を図った。

(3) 人事交流

オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、平成 20 年度も市長部局及び交通局との間で、事務職及び技術職の人事交流を、部長級、課長級、補佐・係長級で実施し、更なる活性化を図った。

(4) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改正前	改正後	増減
上下水道局	本 庁	4 室・部 16 課 27 係	4 室・部 16 課 28 係	1 係増
	事業所	26 所	27 所	1 所増

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		137 人 (うち昇任 58 人)
内	局 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	6 人 (うち昇任 2 人)
	課 長 級	32 人 (うち昇任 15 人)
訳	課 長 補 佐 級	26 人 (うち昇任 15 人)
	係 長 級	72 人 (うち昇任 25 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 20 年度は、次のような観点から組織改正を行った。

「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」、「教職員の熱意と専門性の高さ」、「保護者・地域の参画」という、本市独自の伝統と実績を大切にしながら、経済界、大学等も含め、幅広い市民の方々との協同による教育改革を更に推進し、学校や家庭・地域の教育力の向上を一体的に強力に進める体制整備を行う。

また、教育再生会議、中央教育審議会等の議論を踏まえ、現行学習指導要領の大幅な見直しが発表されるなど、我が国の教育が大きな岐路にあることを踏まえ、それに対応する組織改正を行う。

さらに、組織の点検・見直し、統合・再編を実施。定数を増やすことなく必要な人員を生み出すとともに、首席指導主事（課長級）等の削減、嘱託化を進め、限られた人員で最大の効果を発揮できる組織体制を確立する。

ア 組織の統合・再編について

(ア) 「地域教育専門主事室」は、平成 9 年 4 月の設置以来、当面する教育課題の解決に大きな成果を挙げてきたが、当初の改革創造期から内容充実期に移行しつつあり、所管事務の拡大等ともあいまって、学校指導課等で一体的に執行する方が効果的である事務が増加してきたため、分掌事務を下記のとおり移管し、学校への新たな組織的・一体的な指導・支援体制を確立することとした。

「学校運営協議会」、「学校評価システム」、「教員資質向上」 学校指導課

「小学校の生徒指導」 生徒指導課

「生き方探究チャレンジ事業」 京都まなびの街 生き方探究館

「放課後まなび教室」 生涯学習部

(イ) 指導部「教員養成支援室」を、総合教育センターの組織へ再編

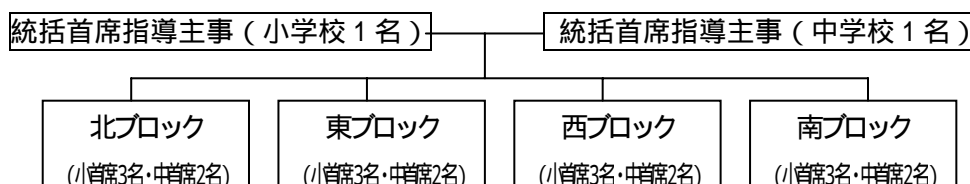
総合教育センターに、教員養成機能を持たせ、教員養成から現職教員の研修までを受け持つ全国唯一の研修施設とした。

カリキュラム開発支援センターや平成 20 年度開設の連合教職大学院との連携強化を図り、教員の養成・研修の中核施設としての更なる発展を目指すこととした。

イ 新・学校指導課指導主事室の体制について

首席指導主事の行政区担当を概ね東西南北の 4 ブロックに再編し、小学校と中学校の首席指導主事相互の連携を一層深め、学力向上や学校評価、学校運営協議会の拡大・円滑な運営、小中一貫教育、教員の資質向上等、今日的な教育課題に広く対応できる組織を構築した。

【新・学校指導課指導主事室】



ウ 学力向上・小中一貫教育・総合育成支援教育等の充実

(ア) 学力向上推進室の設置

これまで進めてきた確かな学力の定着・向上のための取組をさらに推進するため、学校指導課に「学力向上推進室」を新設した。

(イ) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育推進室長を専任配置。さらに、平成 23 年 4 月の東山区小中一貫校の開校に向けて、東山区小中一貫校担当の副室長を新設した。

(ウ) 生徒指導担当部門の一元化（小学校の首席指導主事を 1 名、指導主事 4 名を新たに配置）

地域教育専門主事室所管の小学校の生徒指導を、生徒指導課に移管し、生徒指導課が所管している中学校・高等学校の生徒指導と連携し、小学校から高等学校までを一元化する新たな生徒指導体制を構築。平成 19 年に設置した、「学校問題解決支援チーム」や「自立促進教育チーム」による積極的な取組を推進するとともに、生徒指導とカウンセリングを結んだ総合力を発揮し、不登校対策にも強力に取り組むこととした。

(エ) LD 等の子どもに対する支援体制の整備

総合育成支援課に「発達障害支援室」を新設し、学校指導課、生徒指導課等とも連携を図り、発達障害の子どもが在籍する学校への指導・支援体制の充実を図った（専任の指導主事 1 名、担当係長 1 名を配置）。

エ キャリア教育の推進と自然体験活動事業体制の整備

(1) こどもモノづくり事業の推進

京都こどもモノづくり事業企画推進室に指導主事 1 名を専任配置した。（モノづくり工房、モノづくりの殿堂の整備。教材開発等に着手）

(2) スチューデントシティ・ファイナンスパークの実施校拡大、生き方探究チャレンジ事業の更なる推進

京都まなびの街 生き方探究館に生き方探究チャレンジ事業（地域教育専門主事室所管）を移管し、子どもたちへの職業観・勤労観を育む事業の中核施設として体制を整備した（副室長 1 名、首席指導主事 1 名を配置）。

(3) 長期宿泊自然体験活動事業の実施に向けた体制整備

長期宿泊自然体験活動事業の実施に向け、活動プログラムの開発や受入れ態勢の充実を図るため、花背山の家首席指導主事 1 名を配置し、さらに指導主事 1 名、主事 3 名を増員配置した。

オ 生涯学習部体制の充実

(1) 国際マンガサミット

20 年 9 月の世界最大級のマンガ・イベント「第 9 回国際マンガサミット」の京都市での開催に向け、万全を期するため、生涯学習部にマンガサミット企画推進課長を新設した。

(2) 放課後まなび教室（地域教育専門主事室所管）を移管し、みやこ子ども土曜塾等との連携も図りつつ、20 年度、実施校の更なる拡大を図った。

カ 定数削減（学校籍分）について

ポストの見直し・囑託化により、増 45，減 58，合計で 13 の削減を実施した。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		58	(5)	5	5	68
内 訳	局 長 級	2	-	-	-	2
	部 長 級	3	-	-	2	5
	課 長 級	25	(1)	2	2	29
	課長補佐級	10	(1)	-	-	10
	係 長 級	18	(3)	3	1	22

市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校からの 転入	退 職	合 計
異 動 総 数		35	46	8	89
内 訳	局 長 級	-	-	-	0
	部 長 級	-	-	-	0
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	20	12	7	39
	指導主事等	15	34	1	50
	採 用	-	-	-	0

第 6 市財政について

1 平成 20 年度予算

(1) 当初予算

ア 予算編成の基本的考え方（編成時の資料から転載）

平成 20 年度当初予算は、2 月に市長選挙が行われたことから、緊急を要する一部の事業を除いて、義務的経費や継続的な事業に要する経費を中心とする、いわゆる骨格予算として編成した。今後、他の政策的な事業等について早急に検討を進め、可能な限り早い機会に予算の補正を行う予定である。

骨格予算となった平成 20 年度当初予算編成の基本的な考え方は、以下のとおりである。

ア 国の予算と地方財政対策

我が国経済は、バブル経済崩壊後の長い停滞を脱し、このところ一部に弱さが見られるものの、息の長い回復を続けている。しかしながら、地域間の回復にばらつきが見られ、また、中小企業の中にも景気回復が及んでいないところが多いうえ、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動や米国経済の動向、原油価格の高騰等の影響について注視が必要な状況にある。このような中で、平成 20 年度の政府予算は、歳出改革を軌道に乗せるうえで極めて重要な予算であるとの認識の下、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、「希望と安心」の国の実現のために予算の重点化・効率化を行うことを基本に編成された。この結果、税収の増が小幅にとどまる中で、新規国債発行額を 4 年連続で減額させるなど、歳出改革路線を堅持しつつ、成長力の強化、地域の活性化、国民の安心・安全等の課題に重点配分された予算となった。

地方財政対策においても、地方が自主的・主体的に活性化施策に取り組めるよう、地方交付税等の特別枠として総額 4,000 億円の地方再生対策費が新設され、この結果、地方交付税と臨時財政対策債の総額は、5 年ぶりの増となった。しかしながら、これを除いた地方交付税等は、引き続き地方歳出の徹底した抑制により、前年度とほぼ同額にとどまっている。また、この地方再生対策費は、小規模な市町村など特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分されるものであるため、本市のような政令指定都市では多くを期待することができず、むしろ、近年、地方交付税等の算定の見直しが特に大都市に厳しいものとなっていることから、本市においては、引き続き、地方交付税等について前年度予算からの大幅な減収を見込まざるを得ない状況となっている。このため、今後の地方分権改革においては、大都市財政の実態に即した地方税財源の拡充、強化の実現に向けて、更に強力に取り組んでいく。

イ 骨格予算の基本的考え方

本市の平成 20 年度当初予算は、なお一段と厳しさを増す財源見通しの下、引き

続き、戦略的予算編成システムを活用して編成した。全市的な観点から重点政策分野に予算を配分する政策重点化枠予算については、今後のいわゆる肉付補正予算において計上することを基本としたうえで、事業実施のスケジュールや国の制度改正等に対応するため特に緊急を要する六つの事業については、このたびの骨格予算において所要額を措置している。各局長等のマネジメントの下で効率的な予算編成を進める局配分枠予算についても、新たに実施する施策、事業については、原則として肉付補正予算で追加計上することとしている。

したがって、今回の骨格予算においては、国の制度改正等に適切に対応しつつ、主として継続的な経費等を措置しており、当面の事業執行に支障を来たすことがないよう、歳出予算のうち、給与費、公債費のほか、扶助費、施設運営費その他の義務的な経常経費については年間必要額を計上し、投資的経費については、債務負担行為に基づく事業はその必要額を、道路事業等の国庫補助対象事業等は前年度の当初予算額の 7 割程度を目途に計上している。

歳入予算では、国・府支出金や市債等の特定財源を歳出予算に応じて最大限確保する一方、一般財源収入については、年間見込額を計上することを原則としたうえで、市税収入のうち市民税法人分について、肉付補正の財源とするため、政策重点化枠予算に配分する一般財源 40 億円のうち、今回の予算で計上した事業に要する 6 億円を除いた 34 億円相当の計上を留保している。これを含めた平成 20 年度の市税収入の見込額は 2,662 億円となり、前年度予算から 69 億円増と、4 年連続の増となるものの、地方交付税等が 89 億円もの減となる見込みであり、一般財源収入総額では、大幅な減収となった前年度予算を更に下回るといって、極めて困難な状況の下での予算編成となった。

(ウ) 財政健全化の取組

一方、平成 20 年度予算は、財政健全化プランにおいて、公債償還基金からの借入れや行政改革推進債の活用による特別の財源対策を、中期財政収支見通しにおける財源不足見込額 415 億円の 2 割以下、すなわち 83 億円以下に縮減するという数値目標を定めており、本市の財政健全化の成否が問われる重要な意味を持つ予算である。このため、引き続き、市政改革実行プラン及び財政健全化プランに掲げる取組を、全庁を挙げて強力に推進することとし、徹底した行財政改革の断行によって 81 億円の財源を確保したところである。このように、これまで着実に財政健全化に向けた取組を積み重ねた結果、この骨格予算においては、特別の財源対策を 69 億円にとどめることができた。今後、肉付補正の際に行政改革推進債の追加が必要となるものと想定されるが、引き続き特定財源の確保等に努め、平成 20 年度予算における財政健全化プランの目標を、肉付補正後の予算においても達成していく。

イ 予算の規模

このような方針の下に編成した平成 20 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対 前 年 度 比 較 (%)
一 般 会 計	6,595 億 35 百万円	313 億 15 百万円 (4.5%減)
特 別 会 計	6,788 億 29 百万円	689 億 14 百万円 (9.2%減)
公 営 企 業 会 計	3,271 億 87 百万円	164 億 85 百万円 (5.3%増)
全 会 計 合 計	1 兆 6,655 億 51 百万円	837 億 44 百万円 (4.8%減)

(注) 特別会計の金額には21年2月市会で提案した雇用対策事業特別会計及び定額給付金給付事業特別会計を含まない。

ウ 市会の審議と予算の成立

平成 20 年度当初予算その他関連議案は、第 1 回市会（定例会）に提案され、2 月 29 日に市長の提案説明が行われ、3 月 6 日、7 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 11 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、3 月 7 日に普通・公営企業等予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

普通予算特別委員会では、3 月 10 日の文化市民局及び教育委員会（第 1 分科会）並びに都市計画局及び消防局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 18 日には市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 24 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

また、公営企業等予算特別委員会では、3 月 10 日から保健福祉局、交通局及び上下水道局への質疑を重ね、3 月 13 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 24 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 25 日の最終本会議において、20 年度当初予算案は原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は次のとおりである。

議第 1 号 平成 20 年度京都市一般会計予算

- 1 国の「環境モデル都市」選定に向け、京都議定書発効の地として、特性を生かした先進的な取組を強力に推進していくとともに、地球温暖化対策の取組については、条例に掲げる目標達成に向けて全力で努力すること。
- 2 子育て支援対策として、その効果が大いに期待される妊婦検診の公費助成の拡充や 3 人目以降の保育料無料化などについて、次の肉付け予算において市長の強いリーダーシップの下、早期に実現すること。
- 3 平成 20 年度の予算は、骨格予算並びに早期に予定されている肉付け予算と合わせ、榊本市政を継承した門川市政スタートとなる極めて重要なものである。平成 16 年度から今日まで進めてきた平成 20 年度に終了する「第 2 次推進プラン」、「市政改革実行プラン」、「財政健全化プラン」の 3 プランはいずれも既におおむね目標を達成できているが、平

成 21 年度までの「集中改革プラン」については、前倒しで早期の目標達成が求められている。

よって、理事者は、門川市政のスタートとなる平成 20 年度において、未来の京都の諸課題を見据えた市民協働の新たな仕組みを盛り込んだ都市戦略を構築するとともに、行財政改革等のあらゆる改革に不退転の決意で取り組み、次期基本計画策定への礎を築くこと。

議第 3 号 平成 20 年度京都市国民健康保険事業特別会計予算

平成 20 年度より、糖尿病等生活習慣病の予防・改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導が実施される。メタボリックシンドロームに着目し、該当者・予備群を減少させる目標値等を掲げた「特定健康診査等実施計画」に基づき着実な推進が求められることから、市民周知の徹底を図り、契約医療機関の拡大等に取り組み、検診率の向上に努めることによって、より多くの市民が心身共に健康で、健康長寿につながるよう努めること。

議第 7 号 平成 20 年度京都市地域水道特別会計予算

議第 8 号 平成 20 年度京都市京北地域水道特別会計予算

議第 9 号 平成 20 年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算

議第 20 号 平成 20 年度京都市水道事業特別会計予算

議第 21 号 平成 20 年度京都市公共下水道事業特別会計予算

京（みやこ）の水ビジョン及び新中期経営プランのスタートに当たり、着実に計画を遂行するとともに、ライフラインとしての安全な水の提供、災害対策に全力を尽くすこと。

とりわけ、水道、下水道事業とも引き続きばく大な施設整備事業が予定されている。そこで、整備に当たっては、最新の技術開発の動向を注視してできる限りコストダウンに努めること。

議第 19 号 平成 20 年度京都市病院事業特別会計予算

- 1 地域医療支援病院の指定を早急に受けられるよう取り組む中で、地域の拠点病院としての信頼度を向上させるため、地域の医療機関との連携をより確かなものにするるとともに、医師、看護師確保に全力を挙げるよう努力すべきである。
- 2 京北病院にあつては、住民アンケート調査を基に「京北病院あり方検討委員会」において慎重に検討し、住民の意向を尊重した京北病院を構築すること。
- 3 市立病院においては、北館整備をはじめとする京都市立病院整備基本計画の着実な遂行を図るとともに、公立病院改革プランの策定に当たっては、その主旨を十分に踏まえ、公的病院の役割である市民の生命と健康を守るための医療を提供し、かつ柔軟にして健全な経営体質を構築するため、地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化など経営形態についても検討すること。

議第 20 号 平成 20 年度京都市水道事業特別会計予算**議第 21 号 平成 20 年度京都市公共下水道事業特別会計予算**

未償還残高減額のため、繰上償還と高利から低利への借換えを促進すること。

議第 20 号 平成 20 年度京都市水道事業特別会計予算

低廉かつ良質でおいしい水を提供するとともに、鉛管の一日も早い取替えを進めるべきである。

議第 21 号 平成 20 年度京都市公共下水道事業特別会計予算

巨額な投下資本で完成された下水道がいまだに接続されていない地域、家庭があるので、あらゆる可能性を探求し、一日も早く接続し、全戸水洗化に向けて取り組むべきである。

議第 22 号 平成 20 年度京都市自動車運送事業特別会計予算**議第 23 号 平成 20 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算**

増収増客対策で交通局内にプロジェクトチームが設置される。その検討成果については、京都市交通事業ルネッサンスプランの達成を踏まえ、次期 5 箇年計画の中に具体的な増収増客目標として掲げるとともに、平成 20 年度においても経営改善に資するよう、積極的に取り組むこと。

また、一般会計からの支援について市民の十分な理解と合意が得られるものとなるよう、局の英知を結集して取り組むこと。

議第 22 号 平成 20 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

1 市バスは市民生活を支える重要な都市基盤であり、環境政策の観点からも、マイカーから公共交通への実質的な転換を図るべきである。

さらに、殊のほか厳しい財政状況にある本市においては、全庁的な取組により乗客増に努めるべきである。

2 経営効率の悪い管理受委託路線については、効率的な運営に努めるべきである。

(2) 肉付補正予算

ア 予算編成に当たっての基本的考え方（編成時の資料から転載）

平成 20 年度肉付補正予算は、門川市政の実質的な出発点となる予算であることから、「未来の京都 まちづくりマニフェスト」をスピード感をもって実行していくことを基本に据えて編成した。このため、限られた財源の中、できるだけ多くの施策、事業に着手すべく、効率的、効果的な予算の配分に努めたところであり、この結果、これまで毎年度 40 億円の一般財源を配分している政策重点化枠予算においては、昨年度を大きく上回る 107 項目（骨格予算で措置した 6 項目を含む。）の施策を予算化している。また、局配分枠予算や骨格となった当初予算も含めると、マニフェストに掲げた 124 の施策のうち、そのおよそ 7 割に当たる 88 施策について、新たに予算を計上し、又は予算の充実を図っており、マニフェスト達成に向けた力強い第一歩を踏み出す、効果的で筋肉質な予算を編成することができた。

イ 肉付補正予算の重点と特徴（編成時の資料から転載）

このたびの肉付補正予算においては、行政の縦割りを排した各政策分野の「融合」と、市民と行政の「きょうかん（共汗、共感）」に基づく市政運営を実現するため、その枠組みづくりのための予算を措置し、市政のあらゆるところで、市民参加を進め、幅広い市民の叡智で、総合的・複眼的な新しい京都のまちづくりと市政改革を推進するための予算とした。

そのうえで、重点政策分野については、困難な状況にある市民の暮らしを守り、温もりのある市政を推進するため、福祉や中小企業金融対策などのセーフティネットとしての役割を重視しつつ、京都の未来を見据えて、特に、「子育て支援と教育」、「地球に優しい環境共生のまちづくり」、「産学公連携による知恵産業の創出」の 3 点に力点を置いた予算とした。

以上のような考え方の下に編成した平成 20 年度肉付補正予算は、「市民との「きょうかん」で進める地域主権時代をリードする総合的なまちづくり」を推進する予算であり、京都の明るい未来を切り拓く第一歩となる予算である。

なお、このたびの肉付補正予算の編成に当たり、国において道路整備費の財源等の特例に関する法律の改正法案が成立していなかったことから、これに基づく地方道路整備臨時交付金等を財源として実施する予定の道路整備事業費 43 億 6,800 万円について、本補正予算案への計上を見送ることとした。必要な道路整備事業を着実に推進するため、法成立を受けて、後日、改めてこの道路整備事業費に係る補正予算案を提案することとしている。

ウ 財政健全化に向けた取組（編成時の資料から転載）

補正予算に要する一般財源については、当初予算で留保した市民税法人分 34 億円を計上し、なお不足する 10 億円相当について、特別の財源対策である行政改革推進債の増額により対応することとした。後日提案することとしている道路整備事業費を補正すると、行政改革推進債は 14 億円となるが、これを含めた平成 20 年度の特別

の財源対策の総額は 83 億円であり、財政健全化プランの目標を肉付補正後においても達成することができた。さらに、市債の発行額については、道路整備事業費の補正後でも、平成 19 年度当初予算を 71 億円下回る 728 億円と、大きく減少させており、公営企業も含めた全会計の市債残高見込みを、昭和 39 年に現行の財務会計制度となって以来、初めて減少させた。これらにより、マニフェストの推進と財政の健全化を両立させることができたものと考えているが、引き続き地方交付税等の大幅な削減の結果、一般財源収入総額が 2 年続けて減少するなど、本市の財政事情は一段と厳しさを増しており、財政健全化の取組を更に加速させることが急務である。このため、マニフェストの達成に向けた年次計画の策定とあわせて、新たな行財政改革のためのプランの策定に早急に取り組んでいく。

エ 予算の規模

肉付補正予算の規模及び肉付補正後の平成 20 年度予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	補 正 額	補 正 後 の 額	対 前 年 度 比 較 (%)
一 般 会 計	300 億 20 百万円	6,895 億 55 百万円	12 億 95 百万円 (0.2% 減)
特 別 会 計	158 億 79 百万円	6,947 億 08 百万円	530 億 35 百万円 (7.1% 減)
公 営 企 業 会 計	27 億 08 百万円	3,298 億 95 百万円	191 億 93 百万円 (6.2% 増)
全 会 計 合 計	486 億 07 百万円	1 兆 7,141 億 58 百万円	351 億 37 百万円 (2.0% 減)

(注) 補正額には、イにおいて後日計上するとされた道路整備事業費 43 億 6,800 万円を含む。

特別会計の補正額には、国民健康保険事業特別会計及び老人保健特別会計の繰上充用額を含む。

オ 市会の審議と予算の成立

平成 20 年度肉付補正予算案は、第 2 回市会（定例会）に提案され、5 月 16 日、22 日に市長の提案説明が行われ、5 月 22 日に代表質疑で各会派から 7 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、同日に普通・公営企業等予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

普通予算特別委員会では、5 月 23 日の人事委員会、総合企画局及び総務局（第 1 分科会）並びに保健福祉局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、5 月 30 日には市長、副市長に対する総括質疑を行い、6 月 4 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

また、公営企業等予算特別委員会では、5 月 23 日に交通局への質疑を、5 月 27 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、6 月 4 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、6 月 5 日の最終本会議において、20 年度肉付補正予算案は原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は次のとおりである。

議第 46 号 平成 20 年度京都市一般会計補正予算

- 1 次期各区基本計画の策定に当たっては、区民、区役所が取り組むまちづくりに関する施策、各局が取り組む当該行政区の関連施策の 2 つに区分するなど、区民に分かりやすい構成としつつ、いずれもできる限り広範な区民の意見を計画に反映できるようにすること。
- 2 子育て支援の拡充において、3 人目以降の保育料のほぼ無料化及び妊婦健康診査の公費負担を 5 回まで増やすことが盛り込まれたことは大いに評価できる。実施に当たっては、市民へ丁寧に説明するとともに、本市子育て支援策としてより効果のあるものとなるよう努めること。

議第 51 号 平成 20 年度京都市自動車運送事業特別会計補正予算**議第 52 号 平成 20 年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算**

壬生本庁舎の現建物は半世紀以上、壬生操車場は約一世紀にわたり、この地に位置し、近隣住民の理解と協力の下で交通局が運営されてきた。今回、中京区民にとって念願の警察署が出来るとは言え、解体される庁舎は 6 棟で、工事期間も 1 年と長期であり、操車場も一部存続する。

したがって、解体工事時には、アスベスト対策や騒音・振動対策をはじめ、近隣住民への十分な説明と配慮を行うこと。

なお、解体工事入札は、公平で透明性がしっかりと担保されること。

また、存続する操車場業務としては、引き続き十分に安全を期すること。

議第 52 号 平成 20 年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算

東西線第三セクター区間の直営化により、三セク区間の建設費返済について京都高速鉄道株式会社が返済した場合と比較して、約 600 億円の将来負担が軽減されるとともに、「資本費平準化債制度」を活用することが可能となり、本市地下鉄事業の経営健全化に大きく資することとなる。とは言え、金融機関が株主でなくなることにより、債権の引受けや貸付金金利などの面で負担が増えることがあってはならない。したがって、株主に株式売却の話をする際に、同条件で支援してもらえよう、しっかりと協議すること。

また、交通局はもとより全庁体制であらゆる可能性を探求し、三条駅再開発など地下鉄沿線の集客施設の誘致や地域と連携した事業の活性化を進め、地下鉄の増客対策に全力を挙げて取り組むこと。

2 平成 19 年度決算

(1) 決算の概要

ア 一般会計

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	6,774 億 14 百万円	
歳 出 総 額	6,708 億 17 百万円	
歳入歳出差引額	65 億 97 百万円	
翌年度へ繰り越すべき財源	61 億 91 百万円	[繰越事業費] 241 億 26 百万円 [未収入特定財源] 179 億 35 百万円
実 質 収 支	4 億 06 百万円	平成 18 年度 7 億 08 百万円 平成 17 年度 4 億 31 百万円
単 年 度 収 支	3 億 02 百万円	平成 19 年度実質収支 - 平成 18 年度実質収支

(ア) 平成 19 年度当初予算は、引き続き財政非常事態の下にあって、市政改革実行プラン及び財政健全化プランに掲げる取組を、全庁を挙げて強力に推進することとし、行政評価システムを活用した施策・事業の再構築を進めるとともに、職員定数の減等による総人件費の抑制や公共工事のコスト縮減等による歳出削減に努めた。

そのうえで基本計画第 2 次推進プランの達成に向けて更なる前進を図ることを基本に据え、50 年後、100 年後の京都の将来を展望し、新たな課題に積極果敢に挑戦する予算として編成した。

また、市債発行額は 5 年ぶりに 800 億円を下回る規模にとどめ、プライマリーバランスも引き続き黒字を確保した。

(イ) 平成 19 年度決算は、地方交付税と臨時財政対策債が昨年度に続き大幅な減収となる厳しい状況の中で、上記のような予算編成段階だけでなく、その執行に当たっても、全庁を挙げて歳入の確保と歳出の削減に取り組んだことに加え、歳入の根幹をなす市税収入が前年度比 4.5%の増となった(ただし、全国の市町村税の伸び率 7.2%は下回っている。)ことや、減収補てん債の活用により、実質収支は 3 年連続の黒字をかるうじて確保することができた。しかしながら、単年度収支については、平成 15 年度以来 4 年ぶりに赤字となった。

(ウ) 平成 19 年度決算は実質収支の黒字を維持できたものの、公債償還基金から 95 億円の借入れなどを行ったうえでのものであり、また平成 20 年度予算により、公債償還基金からの借入れの総額は 288 億円にも上るなど、本市財政は、依然として非常事態にある。そのような中、引き続き地方交付税の大幅な削減などにより、平成 20 年度予算においても、一般財源収入が 2 年連続で減少するなど、本市財政状況は一段と厳しさを増している。さらに、今後についても、一般財源収入に伸びを期待できない一方、義務的経費は増加し、多額の財源不足が生じる見通しとなってお

り、これまでにない大胆な行財政改革を行わなければ、3 年後には財政再生団体に陥りかねない状況にある。このため、「政策の推進」とともに、市民と行政が一体となって大胆な「行財政改革」を進める「京都未来まちづくりプラン」を策定し、その推進に全力を挙げて取り組んでいく。

イ 特別会計

(ア) 国民健康保険事業は、高齢化の進展や医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加に加え、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少や国庫補助金の減少等により、単年度収支は 19 億 34 百万円の赤字となり、累積赤字は 104 億 44 百万円に増加した。

(イ) 中央卸売市場第一市場事業は、場内業者数の減少等に伴って使用料収入が減少したが、支出面で、徹底した経費節減に努めたことにより、単年度収支は 4 億 57 百万円の黒字を確保し、昭和 54 年度からの累積赤字を解消するとともに、3 億 25 百万円の累積黒字を計上した。

ウ 公営企業会計

(ア) 水道事業は、有収水量の減少による料金収入の減収に伴い、経常収益が減少した。一方、支出面では、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めた結果、1 億 82 百万円の経常利益を生じ、これに土地売却益等の特別利益を加え、損益勘定は 7 億 1 百万円の黒字となり、累積黒字は 54 億 28 百万円に増加した。

(イ) 公共下水道事業は、有収汚水量の減少による使用料収入の減収に伴い、経常収益が減少した。しかしながら、支出面において、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、企業債残高の減少に伴い支払利息が大幅に減少したことから、経常費用も減少し、損益勘定は 8 億 61 百万円の 7 年連続黒字となり、累積赤字は 21 億 22 百万円に減少した。

(ウ) 自動車運送事業は、旅客数の増加による運送収益の増収などにより経常収益は前年度を上回った。また、支出面では、退職手当や原油価格の高騰に伴う燃料費の増加があったものの、「交通事業ルネッサンスプラン」に基づく経営健全化の取組を推進し、人件費や経費の削減に取り組んだことにより、損益勘定は 8 億 83 百万円の 5 年連続黒字を確保し、累積赤字は 122 億 21 百万円に減少した。

(エ) 高速鉄道事業は、東西線延伸開通に伴う旅客数の増加などにより、経常収益は前年度を上回った。また、支出面では、駅職員業務の一部民間委託化や高金利企業債の借換えによる支払利息の減少などにより経常支出は前年度を下回ったことから、損益勘定は前年度に比べ 8 億 85 百万円改善したものの、158 億 75 百万円の赤字となった。この結果、累積赤字は 2,898 億 72 百万円に増加した。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を公営企業特別会計及び地域水道等の特別会計は第 3 回市会（定例会）で、また、一般会計及びその他特別会計は第 4 回市会（定例会）

で行い、その結果、決算 22 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 8 号 平成 19 年度京都市病院事業特別会計決算

市立京北病院は、平成 19 年度の経常収支が 1 億 8,936 万円の赤字となっており、大変厳しい経営状況である。しかし、市立京北病院は、地域の政策医療の役割を担うとともに、高齢者を中心とする地域の身近な掛かり付け医としての役割を担っていることから、京都市医療施設審議会の答申を踏まえ、医療サービス等が安定的に確保されるようなシステムを早期に確立すること。

報第 9 号 平成 19 年度京都市水道事業特別会計決算

山ノ内浄水場の廃止が平成 24 年度末に予定されている。

跡地活用に関しては南側用地（3 万平方メートル）のみでなく、北側用地の一部も資産活用等の対象範囲に入れることを検討すべきである。

また、地下鉄太秦天神川駅への西進も実現したところであり、乗客増が見込める施設を誘致すべきである。

報第 9 号 平成 19 年度京都市水道事業特別会計決算

報第 10 号 平成 19 年度京都市公共下水道事業特別会計決算

工事業者が事前の報告を行わず独断で施工したことにより発生した、堀川中央幹線の浸水事故について決算審査意見でも指摘を受けたが、その後も事故が続いており、市民の信頼を大きく失墜させる結果となった。

それぞれに共通する原因として、無届施工、また、定めによらない施工方法を採用するなど、事故は人為的なミスにより発生したと言わざるを得ない。

上下水道局においても、工事に対する施工管理、監督、事後処理の不手際が強く指摘されている。

また、上下水道局発注工事において低価格による入札が増加している。適正な施工及び品質の確保が懸念される中、低価格入札工事において事故が発生し得る余地がある。

よって理事者は、施工業者への徹底した監督指導と、自らも管理、監督体制の強化に万全を期すとともに、入札制度の改善を検討し、かかる事案の根絶を図ること。

報第 11 号 平成 19 年度京都市自動車運送事業特別会計決算

自動車運送事業については、平成 15 年からの「京都市交通事業ルネッサンスプラン」、
「京都市交通事業アクションプログラム」に基づいた積極的な取組を行い、一定の成果を挙げてきた。しかし、財政健全化法に基づく資金不足比率が 63.1 パーセントと提示されたことを重く受け止め、今後の企業運営に関しても、乗客増対策等を含めた経営状況の改善に向けた取組を積極的に行うべきである。

報第 12 号 平成 19 年度京都市高速鉄道事業特別会計決算

京都市高速鉄道事業特別会計における資金不足額は、290 億円に上り、全国最高のレベルに達している。

1 日走るのに、4,000 万円余の欠損を生じている現況である。

京都高速鉄道株式会社（第三セクター）鉄道事業の直営化により、将来にわたる利息、経費節減として 600 億円を見込むなど経営努力を進めているが、依然として厳しい状況にある。

今般、国が示した財政健全化法に基づく資金不足比率 128.8 パーセントは、重く受け止めなければならず、今後は有識者会議の意見を踏まえ、乗客増対策と地下鉄事業経営健全化策を示していくべきである。

併せて、本市地下鉄事業の現下の厳しい状況を国にも訴え、実情に応じた国の支援策の更なる充実を要望するとともに、全庁挙げて対処すべきである。

(3) 財政健全化法における指標（健全化判断比率、資金不足率）

夕張市の財政破たん等が報じられる中で法制化が進められた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（いわゆる自治体財政健全化法）が平成 19 年 6 月 22 日に公布された。自治体財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営健全化を目的とする同法の概要は次のとおりである。

地方公共団体は、四つの健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。また、個別外部監査契約による監査を求めなければならない。財政の早期健全化が著しく困難であると認められる場合は、総務大臣等は、必要な勧告をすることができる。（公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も、同様の仕組みとなる。）

再生判断比率（四つの健全化判断比率から将来負担比率を除いた三つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならない。財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を定めることができる（同意を得ない場合は起債の制限がされる）。財政の運営が計画に適合しないと認められるときは、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。

このうち、の健全化判断比率及び資金不足比率の公表等の部分は、平成 20 年 4 月 1 日（他の部分は平成 21 年 4 月 1 日）から施行されており、本市においても、平成 19 年度決算に係るこれらの比率が平成 20 年 9 月 4 日及び 10 月 31 日付けで市会に報告され、公表されている。

平成 19 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりである。

ア 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の数値	— (赤字が発生していない)	10.45%	12.9%	234.6%
早期健全化基準	(11.25%)	(16.25%)	(25.0%)	(400.0%)
財政再生基準	[20.00%]	[40.00%]	[35.0%]	—

【経過措置】

20、21年度決算 40%

22年度決算 35%

23年度決算～ 30%

イ 資金不足比率

※「—」は資金不足がないことを示す。

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
地域水道特別会計	—
京北地域水道特別会計	—
特定環境保全公共下水道特別会計	—
中央卸売市場第一市場特別会計	—
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
土地区画整理事業特別会計	—
市街地再開発事業特別会計	—
病院事業特別会計	—
水道事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
自動車運送事業特別会計	63.1%
高速鉄道事業特別会計	128.8%

※ 経営健全化基準は資金不足比率 20%

＜参考 1＞健全化判断比率、資金不足比率の算定式

1 健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（税収や普通交付税など地方公共団体の標準的な収入）に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

- 公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：一般会計、特別会計及び公営企業を連結した実質赤字の合計額

ウ 実質公債費比率

- 一般会計等が負担する市債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{（市債の元利償還金＋準元利償還金）－} \\ \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ \text{（3か年平均）}$$

※準元利償還金：公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出見込額及び満期一括償還に備えた公債償還基金への積立額等

エ 将来負担比率

- 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋} \\ \text{市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）} \end{array}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額：本市の 19 年度数値は次の①～⑥の合計

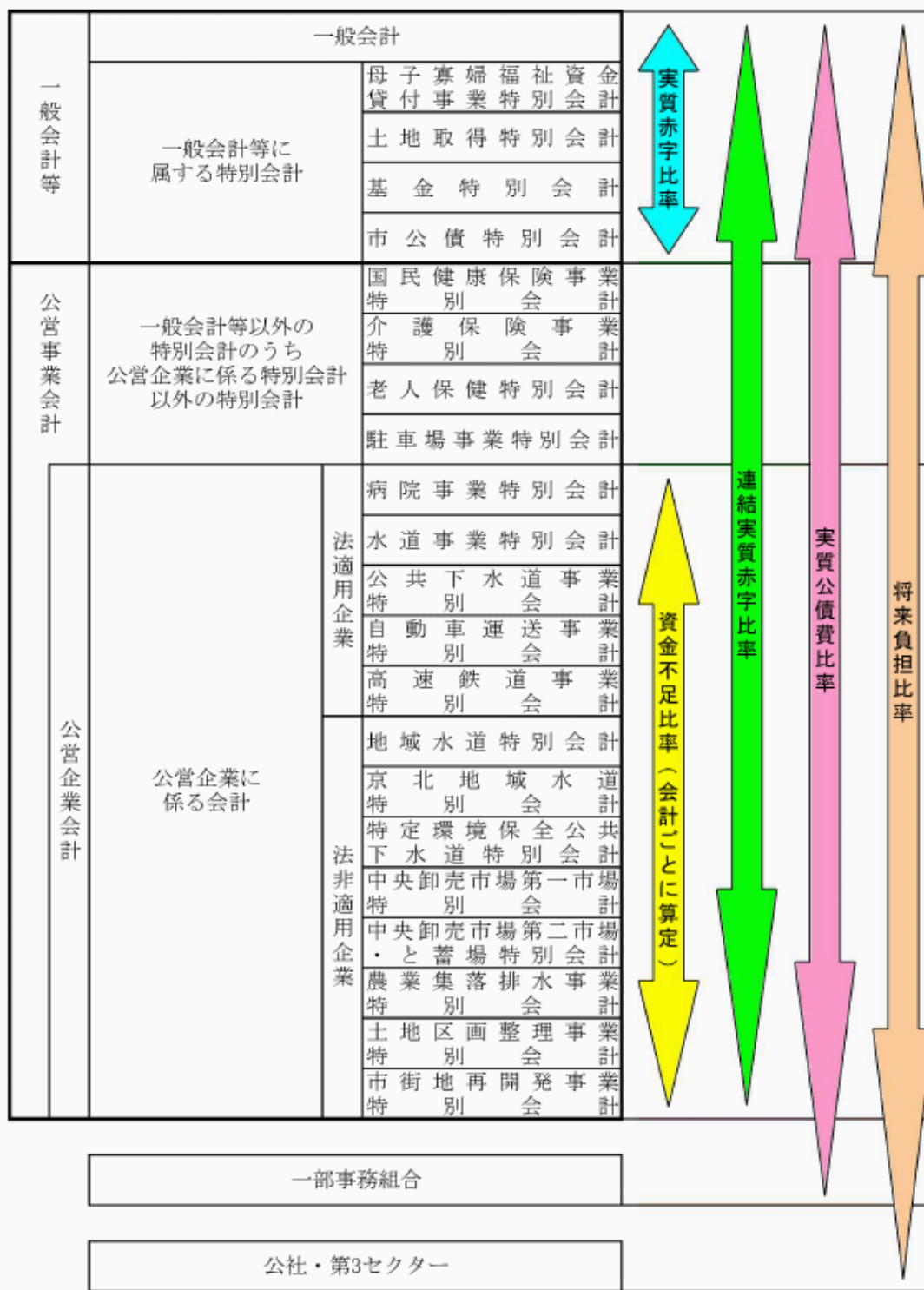
- ① 一般会計等の 19 年度末市債残高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 公営企業債等の償還財源に充当する一般会計等の負担見込額
- ④ 退職手当支給予定額（全職員が 19 年度末に退職した場合の支給額）
- ⑤ 設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額等
- ⑥ 連結実質赤字額

2 資金不足比率

- 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

<参考 2> 健全化判断比率、資金不足比率の対象範囲



3 国の予算・施策に関する要望・提案行動

本市の平成 21 年度国家予算に関する要望については、市民との共汗、共感で進める地域主権時代をリードする総合的なまちづくりを推進していくため、国の理解と協力が必要な重要課題として、「国家戦略としての京都創生」、「インターネット上の有害情報などから子どもを守る取組の充実」、「環境モデル都市の推進」等、73 項目の要望・提案を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 20 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への要望行動を行った。また、国の概算要求状況等を踏まえて、73 項目の要望・提案項目から重点要望項目を絞り込み、新たに「障害者自立支援法の見直しにおける財政措置」等の 3 項目を加えた 41 項目について、同年 11 月以降、政府閣議決定まで、関係省庁や地元選出国會議員への要望行動を行った。

さらに、指定都市においては、「平成 21 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 21 年度）」を中心とした要請活動が行われ、「道路特定財源をめぐる動きに対する緊急意見」や「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 3 次提言）」なども表明された。

また、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自要望

ア 「平成 21 年度国の予算・施策に関する重点要望・提案」

<6 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望
(6 月 20 日～)

イ 「平成 21 年度国の予算に関する重点要望」

<11 月～12 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し
要望（11 月 7 日，14 日，12 月 20 日～21 日）

(2) 主な指定都市共同要望

ア 「平成 21 年度国の施策及び予算に関する提案」

<7,8 月> 各市が分担して関係省庁に要請

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 21 年度）」

<10 月> 税財政関係特別委員長会議（10 月 31 日） 京都市会は、経済総務委員会が担当

<11 月> 経済総務委員会等による党派別要望活動

（日本共産党，公明党：11 月 19 日 民主党：11 月 20 日 自由民主党：11 月 28 日）

ウ その他の主な要望・提言

- ・「道路特定財源関連法案未成立に関する緊急意見」（4 月 7 日）
- ・「後期高齢者医療制度をめぐる動きに対する緊急意見」（6 月 19 日）
- ・「道路特定財源をめぐる動きに対する緊急意見」（7 月 29 日）
- ・「第二期地方分権改革に関する指定都市の意見（第 3 次提言）」（10 月 8 日）
- ・「定額給付金等に関する緊急意見」（12 月 22 日）

第 7 市民との共汗によるまちづくりと活気あふれる市役所づくりについて

1 市民との共汗によるまちづくり

(1) 「共汗」について

「共汗(共に汗する)」は、門川大作市長が就任以来掲げている市政運営のキーワードの一つであり、市民と行政が、未来の京都のまちづくりについて誇りや使命感、課題や危機感を共有し、共通の目標の実現に向かって共に行動することをいう。

本市は、京都の持つ地域力、文化力、人間力を生かした新しい市政運営の構築に向けて、平成 20 年度からあらゆる分野で「共汗」の取組を進めることとし、平成 20 年中は、主に以下のような取組を始めた。

(2) 京都市未来まちづくり 100 人委員会について

ア 概要

幅広い層の市民の参加により、従来の行政の縦割りを排し、京都のまちづくり全体に関するテーマを市民自らの発想により、大局的な観点から設定したうえで、今後のまちづくりの方向性や具体的な取組方策について、白紙の段階から議論する「市民組織」(設立：平成 20 年 9 月 27 日)。

イ 特徴

市民自らがテーマを設定し、白紙の段階から議論する「市民主体の議論」
 提言するだけでなく、自ら実践する「行動する委員会」
 行動、実践を更に議論に反映させる「進化する委員会」
 公募・プロポーザルで選ばれた NPO 等の市民活動団体による「市民主導の運営」

縦割り行政を排し、まちづくり全体に関するテーマを、市民自らの発想で大局的な観点から設定

まちづくりの方向性や具体的な取組方策について、白紙の段階から議論
 議論のめどは 1 年

議論のために総会と部会を設け、市民に公開

行政、企業、市民等の各主体が未来の京都のために果たすべき役割を盛り込んだ提言書を市長に提出

平成 21 年 3 月をめどに中間報告を提出

随時提言を受け付け、すぐ実行できるものは速やかに市政に反映するなど、提言内容に応じた形で市政に活用

平成 21 年度以降は、議論と提言にとどまらず、委員又は委員会自ら提言内容を主体的に実践する「行動する委員会」として活動

行動や実践の成果を議論に反映させ、更に発展する「進化する委員会」に事務局の運営は非営利の市民活動団体に委託し、市民主体の運営に

本市は、事務局への助言、情報提供等による支援、市民への広報等を実施

委託先を公募型プロポーザル方式で審査した結果、NPO 法人「場とつながりラボ home's vi」と同「アートテックまちなみ協議会」の連合体に決定

ウ 委員について

選定等

運営事務局による選定委員 118 人、公募委員 30 人の合計 148 人を委員として市長が委嘱した。

待遇

無報酬，交通費支給

エ 実施状況

回次	開催日	会議の趣旨等	参加委員数
第 1 回 (総会)	9 月 27 日(土)	・ 委員会の概要，位置付け等の説明 ・ 「京都のまちの理想像」をテーマとしたグループワーク	107 人
第 2 回 (全体会議)	10 月 25 日(土)	・ 委員が委員会で議論したい議題を提出，発表 ・ 提出議題に基づく小グループのワークショップ	78 人
第 3 回 (全体会議)	11 月 22 日(土)		87 人
第 4 回 (全体会議)	12 月 20 日(土)	・ 今後議論する 14 議題を投票で選定 （議題「まちづくりは人づくりから」「京都の交通問題」「市民のおもてなし力を向上させる」「市民が望む京都の景観」「市民参加と行政改革を考え，提案する」ほか） ・ 議題チームごとに今後の進め方等を議論	96 人

いずれも京都御池創生館内職員研修センターで実施

(3) おむすびミーティングについて

ア 概要

市長自らが市民活動の場やイベント等に出向き，市民の願いや要望に直接耳を傾けるとともに，未来の京都を共に語り合う。

市民と市長が自由に意見交換する中で，市民の思いと知恵を引き出し，市政運営に反映させる。



第 5 回ミーティングの様子

イ 実施状況

回次	開催日	場所	主な話題	市長以外の出席者
第 1 回	5 月 31 日(土)	里の駅 大原 (左京区に同日 オープンした 都市農村交流 拠点施設)	従来のみちづくり の取組，地域の諸課 題	NPO 法人京都大原里 づくり協会，株式会 社大原アグリビジネ ス 21 (全 17 名)

第 2 回	6 月 24 日(火)	京都市国際交流 会館	住宅・アルバイト 等学生生活を巡る 諸問題，観光・交 通等まちづくり全 般	市内の大学に在学中 の留学生（全 10 名）
第 3 回	7 月 23 日(水)	清水小学校ふれ あいサロン	今後の地域防災の 在り方	地域住民，文化財関 係者（全 12 名）
第 4 回	8 月 19 日(火)	下京ふれあいサ ロンふう （各行政区に設 置する精神障 害者と地域住 民の交流施設）	サロンの運営状況	利用者，地域住民， ボランティア，スタ ッフ等（全 17 名）
第 5 回	9 月 27 日(土)	北区小野郷地域 の休耕田周辺 （稲刈りの共同 作業後）	これまでのまちづ くりの取組，地域 の将来像	小野郷地域まちづく り推進委員，地域住 民，佛教大学社会福 祉学部学生（全 19 名）
第 6 回	10 月 6 日(月)	中京区役所屋上 庭園	まちなかの緑化推 進	中京・花とみどりの 会（全 15 名）
第 7 回	10 月 18 日(土)	第 9 回楽陶祭会場 （山科区清水焼 団地）	伝統産業の魅力の 発信，大学と地域 の連携	京都橋大学教員・学 生，清水焼団地協同 組合関係者（全 13 名）
第 8 回	11 月 29 日(土)	京都市勧業館み やこめっせ （京都やんちゃ フェスタ 2008 第 2 部会場）	子育て支援	子育て中の保護者， 児童館・保育園関係 者，学生・ボランテ ィア（全 12 名）

ウ 成果事例

第 3 回ミーティングでの地域住民や清水寺関係者からの提案を受け、「文化財とその周辺を守る防災水利整備事業」に係る全国初の取組として、清水寺境内に全国最大規模の耐震型防火水槽を整備する方針を決定し、平成 20 年 11 月に発表した。同年度内に整備に着手するための補正予算も、同年中に成立した。

(4) 市民共汗サポーターについて

本市の市民ボランティアとして、自発的に事業の企画や評価など事業の枠組づくりにも参加し、単に意見を述べるだけでなく、実際に行動することで、市政の一翼を担っていただく。各事業課が募集する要件を満たせば、誰でも参加できる。

未来まちづくり 100 人委員会委員，市民しんぶん「市民記者が行く！きょうかん通信」の市民記者，「京町家まちづくり調査」の調査員等がこれに当たる。

2 活気あふれる市役所づくり

(1) 全庁“きょうかん”推進本部の設置

「笑顔・親切・ていねい・テキパキ」な窓口サービスをはじめとした市民感覚の徹底と活気あふれる市役所づくりに向け、職員の意識改革，組織風土の刷新，公務員倫理の高揚等の庁内改革策を全庁的に融合し，計画的に推進するための全庁的な体制として，平成 20 年 8 月に，全庁“きょうかん”推進本部を設置した。

(2) 全庁“きょうかん”実践運動について

全庁“きょうかん”推進本部のもと、これまでの庁内活性化の取組に今まで以上に職員一人一人が自立的に活動することにより自らの職場を刷新・構築する仕組みと、より一層、市民の感覚、目線が入る仕組みを積極的に取り入れた「全庁“きょうかん”実践運動」に全庁を挙げて取り組んでいる。

主な取組事例は、以下のとおり。

ア “きょうかん”ミーティングの実施

市民に信頼される市役所づくりのため、すべての職員が自己の業務の役割を点検し、市役所が抱える様々な課題等に対し、自己の業務において“何ができるか”、“何をすべきか”を考えることから始め、職場でのミーティングを通じて取組目標を共有しながら職員全員で市民の目線に立った業務改善に取り組む。

平成 20 年 9 月に、全所属等で平成 20 年度の目標を設定し、平成 20 年 12 月に中間点検をホームページで公表。取組の最終報告として、平成 21 年 3 月に平成 20 年度の取組結果をホームページで公表。

イ 市民が参加する「職場訪問チーム」の設置

市民で構成するチームが、直接職場を訪問し、職場の課題の洗い出しにより、その「声」を直ちに業務改善に生かすとともに、チームが頑張る職員を激励することにより、職員意欲の高揚を図る。

平成 20 年 10 月、11 月に 17 チームが、全区役所・支所の 69 職場を訪問し、職員の応対や職場の状態等に関して評価を行った。平成 21 年 1 月に実施結果を公表。

ウ 市民と共に進める「窓口サービス評価・実践制度」及び市民対応アドバイザーの取組による窓口サービスの向上

不特定多数の市民等の来庁のある区役所・支所等を対象に、来庁者が職員の接遇を中心とした窓口サービスの評価を行い、その結果を改善に生かすことにより、「笑顔・親切・ていねい・テキパキ！」の民間企業並みの窓口サービスを進める「窓口サービス評価・実践制度」を平成 20 年 9 月、10 月に実施した。平成 21 年 1 月に実施結果を公表。

また、職員の市民対応能力のより一層の向上のため、民間企業で長年対応のプロとして従事してきたホテルマン経験者及びキャビンアテンダント経験者を、市民対応アドバイザーに委嘱（平成 20 年 7 月）し、各職場巡回し、指導等を行っている。

エ ハートミーティング（意見交換会）の実施

風通しの良い組織風土の醸成と職員の士気向上を図るため、頑張る職員、果敢に市民のために挑戦しようとする職員、あるいは目標意識をもって日々の業務に励む職員と市長が本音で意見交換する「ハートミーティング（意見交換会）」を平成 20 年 6 月から隔月で実施し、平成 20 年中に 4 回実施した。

第 8 源氏物語千年紀事業について

1 概要

源氏物語は、作者紫式部が光源氏を主人公に平安王朝の宮廷生活を描いた世界最古の長編小説である。平成 20 年(2008 年)11 月 1 日、源氏物語の存在が記録上確認されてから千年を迎えた。本市は、この記念すべき年を機に、日本文化の素晴らしさを広く国内外の人々に知っていただくため、京都府、宇治市、京都商工会議所等と共に設立した源氏物語千年紀委員会と連携を図りつつ、記念事業を実施した。

なお、源氏物語が書かれた時期は定かではないが、紫式部日記の寛弘 5 年(1008 年)11 月 1 日の条に、一条天皇と彰子との間に生まれた敦成親王の五十日の祝の夜、当時の高名な文化人である藤原公任から「あなかしこ。このわたりいに若紫(物語の登場人物)やさぶらう。」と戯れかけられたとの記述があり、既に宮中で読まれていたことが証明されている。2008 年 11 月 1 日は、その時から千年に当たる。



源氏物語千年紀ポスター
(モデルは女優の柴本幸氏)

2 源氏物語千年紀委員会について

当該事業は、千玄室氏、梅原猛氏、瀬戸内寂聴氏、ドナルド・キーン氏ら 8 名の有識者からの「源氏物語千年紀のよびかけ」(平成 18 年 11 月 1 日)を受け、平成 19 年 1 月に設置された源氏物語千年紀委員会(以下「委員会」という。)を中心に、進めることとなった。委員会は、村田純一氏(京都文化交流コンベンションビューロー理事長)を会長とし、本市、京都府、宇治市、京都商工会議所等が参画した。

また、委員会の事務局は、同年 4 月、京都御苑や紫式部ゆかりの廬山寺に近い元春日小学校内に設置された。また、情報発信拠点として、東京オフィスが東京事務所内に設置された。

なお、同委員会は、古典の日推進委員会(平成 21 年 4 月 1 日設立)へ承継されており、今後は、新委員会で事業を実施する。

3 事業構想等

委員会が平成 19 年 5 月に発表した事業構想により、事業は次のとおり実施することとされた。

<p>事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が活躍し、豊かに花開いた平安王朝文化を再評価するとともに、これを日本人の誇りとして次世代に伝える。 ・ 日本の古典の豊かな内容をくみ取り、文化の創造の縁<small>よすが</small>とする。

<ul style="list-style-type: none"> 文化の力によってひとりひとりの生活に潤いを与え、地域・社会が輝き、経済活動に彩を添える。
<p>事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> 物語の舞台となった各地等（本市，宇治市，大津市，明石市，太宰府市，越前市等）に加え、首都圏をはじめとした全国展開を行う。 2008 年は日仏修好通商条約締結 150 周年，パリ市との友情盟約 50 周年でもあることから，フランスをはじめ全世界に向けて物語を発信し，事業を展開する。 時空を越えて誰もが瞬時に物語に関連する事柄を把握できるよう，ウェブ上の展開を進める。 平成 19 年秋から気運醸成のための事業を開始する。平成 20 年は，11 月 1 日を記念の日と定め，この日を中心に年間を通じて様々な行事等を展開する。

また，事業構想と併せて，ロゴタイプ・シンボルマーク，キャラクター，キャッチコピー（「紫のゆかり，ふたたび」）が発表され，さらに，平成 19 年 11 月 1 日，イメージキャラクターとして女優の柴本幸氏（冒頭のポスター参照）を迎えることが発表された。

4 委員会の実施事業

(1) 記念式典

紫式部ら平安女性の偉業を讃え，源氏物語が宿す日本文化の美と思想を広く分かち合うとともに，源氏物語をはじめとする古典を日本の誇りとして後世に伝えることを改めて決意して，今後 11 月 1 日を古典に親しむ日とする「古典の日」宣言を行った。

式典には，天皇皇后両陛下が御臨席され，参加者は 2,400 人に上った。

ア 開催日

平成 20 年 11 月 1 日（土）

イ 会場

国立京都国際会館

ウ 内容

記念講演（瀬戸内寂聴氏（作家，委員会よびかけ人），ドナルド・キーン氏（コロンビア大学名誉教授，同前）），舞楽「青海波」（平安雅楽会），「古典の日」宣言（柴本幸氏）ほか

(2) 記念茶会

源氏物語ゆかりの地で高校生たちによる茶会を催し，併せて源氏香体験と十二単着装実演を行った。参加者は，茶会 400 人，香体験 40 人に上った。

ア 開催日

平成 20 年 11 月 2 日（日）

イ 会場

涉成園（下京区）

ウ その他の主催者

源氏茶会実行委員会（京都光華高校，府立西宇治高校，県立大津商業高校で構成）

(3) 源氏華舞台

観世流と金剛流の宗家による源氏物語にゆかりのある能の連続公演を行った。参加者は，下の が 400 人， が 350 人に上った。

ア 開催日・会場

平成 20 年 11 月 4 日（火）・京都観世会館

平成 20 年 11 月 5 日（水）・金剛能楽堂

イ 演目

能「葵上」 シテ 観世清和（観世流宗家）

能「半部」^{はしとみ} シテ 金剛永謹（金剛流宗家） 立花 池坊由紀（華道家元池坊次期家元）

ウ その他の主催者

源氏華舞台実行委員会

(4) 源氏物語千年紀記念演奏会

記念式典の前夜祭として記念演奏会を開催し，千住明氏作曲の詩篇交響曲「源氏物語」の初演を大友直人氏の指揮と京都市交響楽団の演奏で行った。参加者は 1,800 人になった。

ア 開催日

平成 20 年 10 月 31 日（金）

イ 会場

京都コンサートホール

(5) その他の事業

ア プレイベント「華麗なる源氏物語の世界」

概要：舞囃子（金剛永謹），イメージキャラクター（柴本幸氏）の発表，記念講演（ドナルド・キーン氏）等

開催日：平成 19 年 11 月 1 日（木）

場 所：京都会館

参加者数：1,000 人

イ 源氏物語国際フォーラム

国内外から平安王朝文学の研究者が集い，国際的視野からの発表と知的交流を図るフォーラムを東京と京都で開催した。フォーラム では，研究者等と一般参加者が親しく懇談する交流会を開催した。

	フォーラム	フォーラム	フォーラム
実施日 (平成 20 年)	10 月 26 日（日）	11 月 2 日（日） ～ 11 月 4 日（火）	11 月 9 日（日）
場 所	日経ホール（東京都千代田区）	2 日：国立京都国際会館ほか，3・4 日：〔講演等〕金剛能楽堂，〔交流会〕平安会館	宇治市文化センター

テ ー マ	千年の古典, 『源氏物語』	1 源氏物語という世界 2 源氏物語をめぐる世界 3 世界の中の源氏物語	「古典に生きる」～未来を拓く古典, 『源氏物語』～
内 容	基調講演, パネルディスカッション	15 箇国 36 人の研究者等が参加, 研究発表等	基調講演, パネルディスカッション
参加者数	560 人	1,350 人	600 人
その他の主催者	日本経済新聞社	日本経済新聞社, 京都新聞社	文化庁, 日本経済新聞社

ウ 源氏女性フォーラム

概 要：現代に生きる女性たちの視点から源氏物語の魅力を掘り下げる。

開催日：平成 20 年 10 月 30 日（木）

会 場：有楽町朝日ホール（東京都千代田区）

内 容：基調講演「源氏物語の女性たち」 瀬戸内寂聴氏

トークセッション「源氏物語にまなぶ 受け継がれる耀き」

パネリスト：俵万智氏（歌人）, 林真理子氏（作家）

コーディネーター：加賀美幸子氏（キャスター）

参加者数：700 人

その他の主催者：朝日新聞社

エ 源氏物語千年紀, 京都御苑 130 年記念「平安王朝の夜と御苑の森」

概 要：ライトダウン, 講演及び音楽演奏

期 間：平成 20 年 10 月 15 日（水）・16 日（木）, 11 月 10 日（月）・11 日（火）

会 場：京都御苑

参加者数：ライトダウン 7,900 人, 講演 460 人

その他の主催者：環境省京都御苑管理事務所

オ 石川九楊源氏物語五十五帖展

概 要：書家石川九楊氏が新作した「桐壺」から「雲隠」まで五十五帖の書を初公開

期 間：平成 20 年 10 月 21 日（火）～11 月 9 日（日）

会 場：京都文化博物館

参加者数：2,200 人

その他の主催者：朝日新聞社

カ 源氏物語千年紀記念 女性フォーラム

概 要：基調講演とパネルディスカッションを実施

開催日：平成 20 年 12 月 14 日（日）

会 場：シルクホール（京都産業会館内）

内 容：基調講演「王朝のキャリアウーマンたち」坂東眞理子氏（昭和女子大学学長）

パネルディスカッション

パネリスト：池坊由紀氏（華道家元池坊 次期家元）, 通崎睦美氏（マリ
ンバ奏者）, 林真理子氏（作家）, 山本淳子氏（京都学園大
学教授）

コーディネーター： 上田耕滋氏（京都新聞社事業局長）

参加者数：700 人

5 本市の実施事業

(1) 源氏物語千年紀連続企画

概 要：平成 20 年 4 月から 9 月まで毎月 1 回日曜日，能や雅楽等の伝統芸能等の公演とシンポジウムが一体となった記念事業を開催。各回とも，無料のお茶席を併せて開催。

会 場：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）

内 容：

4 月 13 日（日）「夕顔」の巻

第 1 部 能の世界へのいざない「半部」

第 2 部 シンポジウム「源氏物語と芸能」

5 月 18 日（日）「乙女」の巻

第 1 部 管絃「越天楽」「陪臚」舞楽「萬歳楽」

第 2 部 シンポジウム「源氏物語にみる貴族の生活と文化」

6 月 15 日（日）「葵」の巻

第 1 部 能「葵上」「野宮」より

第 2 部 シンポジウム「源氏物語と葵祭」

7 月 13 日（日）「若菜」の巻

第 1 部 催馬楽「伊勢の海」管絃「青海波」舞楽「蘭陵王」「納曽利」

第 2 部 シンポジウム「平安時代と音楽」

8 月 10 日（日）「夕顔 - 光 - 」

源氏物語をテーマにした詩と狂言のコラボレーション

9 月 14 日（日）「紅葉賀」の巻

第 1 部 箏曲「夕顔」「葵上」「紫式部」

第 2 部 シンポジウム「平安時代と装束」

(2) 源氏物語千年紀 記念特別展「源氏物語と平安京」

概 要：源氏物語千年紀の記念の日である 11 月 1 日を中心とする 1 ヶ月の間，源氏物語関連の美術品や紫式部が暮らした平安京にまつわる出土品等の特別展示を開催。オープニングの 10 月 18 日・11 月 2 日には無料のお茶席・十二単着付体験・牛車乗車体験を併せて開催。

期 間：平成 20 年 10 月 18 日（土）～11 月 17 日（月）

会 場：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）

内 容：・源氏物語車争図屏風

京都市歴史資料館蔵

・源氏物語絵巻(伝田中親美模)

京都市立芸術大学芸術資料館蔵

・平安京出土遺物(和琴・サイコロ等)

京都市考古資料館蔵

・平安時代のしつらい・牛車(復元)

風俗博物館蔵

他

(3) 源氏物語千年紀特別事業「古典の祭典」

概 要：源氏物語千年紀の記念の日当たる 11 月 1 日と 2 日に記念事業を開催。2 日間とも、無料のお茶席を併せて開催。

開催日：平成 20 年 11 月 1 日（土）・11 月 2 日（月）

会 場：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）

内 容：基調講演「平安時代と源氏物語」(上田正昭氏(財団法人京都市生涯学習振興財団理事長, 京都大学名誉教授)), 特別記念講演「源氏物語と古典の日」(千 玄室氏(茶道裏千家前家元, 委員会呼びかけ人会代表, 京都市生涯学習総合センター所長)), コンサート, バレエ公演 他

(4) 京都文化祭典`08 京の華舞台 古都の宴

【弐の宴 幽玄】

内 容：観世流能楽師 片山清司氏による能舞台

期 間：平成 20 年 9 月 27 日（土）, 28 日（日）

会 場：二条城

【四の宴 もののあはれ】

内 容：筑前琵琶・笙・龍笛の演奏と語り等

期 間：平成 20 年 10 月 25 日（土）

会 場：廬山寺

(5) 源氏夢舞台～下鴨に舞う 紫の夕べ

概 要：能・狂言及び韓国伝統舞踊の上演等

期 間：平成 20 年 10 月 2 日（木）, 3 日（金）

会 場：賀茂御祖神社（下鴨神社）

(6) 紫式部が生きた平安京をめぐるスタンプラリー及び講演会

【スタンプラリー】

期 間：平成 20 年 10 月 18 日（土）, 11 月 8 日（土）

【講演会「源氏物語の風景 - 寝殿造 - 」】

内 容：西山良平京都大学教授及び藤田勝也関西大学教授の講演等

期 間：平成 20 年 10 月 4 日（土）

会 場：京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）

(7) 「伝統産業の日 2008」やすらぎと潤い 京もの暮らし ～紫のゆかり, ふたたび～

概 要：伝統産業の日（春分の日）を中心に毎年開催する同イベントにつき、同年の年次テーマを「紫のゆかり, ふたたび」(源氏物語千年紀事業のキャッチコピー)とし、下に掲げる講演その他の源氏物語関連イベントを実施

内 容：講演「源氏物語と京ものの魅力」瀬戸内寂聴氏

開催日：平成 20 年 3 月 15 日（土）

会 場：京都市勧業館（みやこめっせ）

- (8) 京都市考古資料館特別展示「紫式部の生きた京都～パネルと 300 点の出土品を展示～」
概 要：源氏物語の成立した当時の背景を知る貴重な資料約 300 点と平安宮跡など遺跡写真パネル 21 枚を展示
期 間：平成 20 年 2 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日
会 場：京都市考古資料館
- (9) 源氏物語ゆかりの地の説明板の設置
概 要：源氏物語ゆかりの地 40 箇所に、関連史跡等を紹介する案内標識を設置
- (10) 「源氏物語千年紀」関連図書展示
概 要：源氏物語や紫式部に関連した図書を 300 冊展示。特に、右京中央図書館では、開館記念特別企画「ようこそ木版本 源氏物語絵巻の世界へ」として、所蔵している『木版本 源氏物語絵巻』を展示。
期 間：平成 19 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日（京都市中央図書館の場合）
会 場：京都市中央図書館ほか京都市図書館
- (11) 紙芝居「らぶ²らぶーん」口演
概 要：紙芝居師と参加者とのクイズ形式で源氏物語のストーリーを展開
期 間：平成 20 年 2 月 9 日～4 月 1 日
会 場：京都国際マンガミュージアム

第 9 地球温暖化対策の推進について

1 はじめに

京都市は、地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催地であり、温室効果ガス排出削減目標などを定める京都議定書発祥の地として、全国で初めて「地球温暖化対策条例」を制定するとともに、中小企業にも取り組みやすい独自の環境マネジメントシステム（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）を構築するなど、地球温暖化対策について先進的な取組を進めてきた。

平成 20 年には、これらの取組の一環として、「環境モデル都市」、「DO YOU KYOTO? プロジェクト」などの取組を新たに実施しており、それらの新規事業のうち、主な事業の概要について記載する。

2 「環境モデル都市」提案

温室効果ガスの大幅な削減等低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国が募集した「環境モデル都市」への応募を行い、平成 21 年 1 月 23 日に選定された。

< 環境モデル都市 >

大 都 市：京都市，横浜市，北九州市，堺市

地方中心都市：帯広市，富山市，飯田市，豊田市

小規模市町村：下川町（北海道），水俣市，橿原町（高知県），宮古島市

東京特別区：千代田区

< 環境モデル都市行動計画（素案）の概要 >

(1) 温室効果ガス削減目標

	目 標	削減見込み量
2030 年	40%	386 万トン（47.0%）
2050 年	60%	540 万トン（65.6%）

（パーセンテージは、1990 年排出量に対する値）

なお、大幅な削減を達成するためには、ライフスタイルの転換が必要不可欠であることを踏まえ、温室効果ガスを「削減する」のではなく、「排出しない」という観点に立ち、「カーボン・ゼロ」都市に挑む」という基本姿勢を明確にしている。

(2) 取り組み方針

ア シンボルプロジェクト

（ア）人が主役の道づくり，まちづくりを目指す「歩くまち・京都」戦略

- ・ モビリティ・マネジメント（1）施策の継続と拡大
- ・ トランジットモール化と周辺の自動車流入抑制
- ・ 高機能バスのモデル的運行

(イ) 「低炭素景観の創造」を目指す「木の文化を大切にすまち・京都」戦略

- ・ 「CASBEE(2)京都」の策定と低炭素建築物認証制度の創設
- ・ 「低炭素景観ハイブリッド型住宅(平成の京町家)」のモデル建設
- ・ 市内産木材利用(地産地消)の促進
- ・ 「新景観政策」による低炭素型まちづくり

(ウ) 「DO YOU KYOTO?」ライフスタイルの転換と技術革新

- ・ 廃棄物を徹底的に活用したエネルギー創出事業
- ・ エコポイントとカーボン・オフセットによるエコ活動市民参加の仕組みづくり
- ・ 2R(リデュース・リユース)型エコタウンづくり
- ・ エコサポーターなどによる「エコ町内会」、「エコ学校」、「エコ企業」づくり

イ その他

- ・ 京都市民環境ファンドの創設 など

1 モビリティ・マネジメント

公共交通の利用促進を図るため、利用者に対し、公共交通の利用が環境や安全・健康に好影響をもたらすことや、利用方法の情報提供を行うことにより、車から公共交通利用への自発的な転換を期待する施策の総称

2 CASBEE

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステム

3 DO YOU KYOTO? プロジェクト

世界で「DO YOU KYOTO?」が「環境にいいことしていますか?」という意味で使われていることを受け、京都議定書が発効した2月16日にちなみ、毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」(環境にいいことをする日)とし、「DO YOU KYOTO?」を合言葉に、環境にやさしい取組を進めるもの

(1) 統一行動(毎月16日に実施)

ア ライトダウン 実施箇所数 605箇所 *平成21年3月16日現在

イ 京灯ディナー 実施店 23店 *平成21年3月16日現在

レストランなどで、ろうそくやランプの明かりだけでディナーを楽しんでもらい、地球環境について考える機会にしてもらう。

ウ ノー残業デー

エ 門はき・打ち水



(2) 市民総行動（日々の暮らしの中で実践）

- ア 環境家計簿
- イ KES（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）の取得
- ウ 省エネラベルの確認
- エ 公共交通機関の利用と促進

(3) 「DO YOU KYOTO？」キャンペーン事業

平成 20 年 6 月 16 日に、JR 京都駅前広場で「DO YOU KYOTO？」プロジェクトキックオフイベントを実施し、以後、毎月 16 日には「DO YOU KYOTO？」プロジェクト事業を展開することで、地球温暖化について考える機会としている。（月によっては 16 日以外に実施）

- ア キックオフイベント（6 月）
- イ 祇園祭を通じた広報（7 月）
- ウ 打ち水（8 月）
- エ 環境にやさしいライフスタイルを考えるシンポジウム（9 月）
- オ 山科区エコアクション NO.1 宣言（10 月）
- カ エコドライブ大行動（11 月）
- キ 京都環境フェスティバル 2008 への出展（12 月）
- ク 京のアジェンダ 21 フォーラム設立 10 周年記念イベント（1 月）
- ケ 京都議定書発効記念活動交流会イベント 京野菜を食べよう（地産地消）（2 月）
- コ 遊ぼう！京の昔遊び（3 月）

4 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議の設置等

(1) 設置目的

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルの創造を図るため、環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化、歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論する。

(2) 市民会議の概要

- ア 設置 平成 20 年 7 月 31 日
- イ 座長 藤岡一郎（京都産業大学大学院法務研究科長）
- ウ 委員 24 人
- エ 開催数 4 回（平成 20 年度）

5 生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験

家庭ごみの約 4 割を占める生ごみを分別収集し、発酵させることにより、水素・メタンなどのガス燃料を生成（バイオガス化）したうえで、発電に活用するモデル実験を行い、家庭から出される生ごみについて、効率的な分別収集方法や市民への啓発方法等を検証し、生ごみ分別リサイクルの最適モデルとなる「京都モデル」の構築を目指すもの

(1) 内容

ア 生ごみ等の分別収集モデル実験

分別対象種別 食べ残しや調理くずなどの「生ごみ」及び使用済みのティッシュペーパーやキッチンペーパー、紙おむつ等リサイクルできない汚れた紙類

収集・処理方法 モデル実験用生ごみ専用袋で排出し、収集後、実証プラントでバイオガス化し、エネルギーとして活用する。

イ コミュニティ型堆肥化モデル実験

分別対象種別 生ごみ

収集・処理方法 生ごみを分別し、地域に設置する堆肥化装置により堆肥化し、その地域の農地等で活用する地産地消の資源循環の促進を図る。

(2) 対象世帯

生ごみ等の分別収集モデル実験...全行政区約 2,200 世帯

コミュニティ型堆肥化モデル実験...2 地域約 200 世帯

(3) 実験期間

平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで

6 暮らしの匠と進める「エコライフ・コミュニティづくり」事業

(1) 事業内容

家庭部門における二酸化炭素排出量の一層の削減のため、地球温暖化問題に精通し、日常生活での省エネ・省資源の取組にノウハウを持つ専門家の「暮らしの匠」の下で、町内会や PTA など地域的なつながりを持つ団体が、省エネ学習をはじめ、節電等の取組の実践とその効果を体感するとともに、地域の特性を生かしたエコアクション宣言を発表し実践する。

(2) 参加者

地域ぐるみで省エネルギー活動に取り組む町内会、PTA 等、地域的なつながりを持つ市内の団体（9 団体）

(3) 期間

応募時（応募期間 9 月 19 日（金）～10 月 31 日（金））から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 実施内容

ア 省エネの実践体験及び省エネ学習会

省エネナビを利用し、「普段どおりの生活」、「省エネ気づきの生活」、「省エネ工夫の生活」の 3 段階の生活をそれぞれ概ね 1 週間程度実施

イ 省エネ相談及び地域でのエコ活動の支援

「暮らしの匠」が、各家庭にあったエコの取組の相談に乗るとともに、地域ぐるみのイベントなど様々な活動のエコ化について支援する。

ウ エコライフ・コミュニティづくり

「こんなエコなまちにしたい」のテーマで意見交換・交流会を行い、地域の特性に合

った取組テーマを決め、「エコアクション宣言」として発表し、地域ぐるみで実践する。

7 新たな環境家計簿の作成等

本市では、民生家庭部門における温室効果ガス排出量の削減を目的として、平成 10 年度から家庭における省エネ活動等の実践を促進するための、「環境家計簿推進事業」に取り組んでいる。

平成 20 年度には、これまで活用してきた 2 種類の環境家計簿に加え、新たに普及版環境家計簿「家計のシェイプアップ」を作成するとともに、「インターネット版環境家計簿」を開設し、平成 23 年度までに環境家計簿取組 5 万世帯の目標達成に向け、参加者の更なる増加を図っている。

【環境家計簿の種類とその特徴】

名 称	特 徴
< 入門版 > 「家計のダイエット」	エコライフを始めるきっかけ作りを目的に作成 学習会や相談会等の場で容易に現在の家庭におけるエコライフの状況をチェックできる。
< 普及版 > 「家計のシェイプアップ」 (平成 20 年 12 月 1 日 配布開始)	エコライフ実践者の裾野拡大のための普及版として作成 1 週間から 2 週間程度の短期間で手軽に取り組める。 五つのコースから選択して取り組める。 グラフ等を多用した「エコライフ診断書」で省エネ効果を実感できる。
< 本格版 > 京都市エコライフチャレンジ～これで我が家も家計のダイエット～	2 箇月間の省エネ行動を通じて、最終的には環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ることまでを想定した本格版として作成 エコライフに関する情報が満載
インターネット版環境家計簿 (平成 21 年 3 月 16 日開設)	ネット上で各家庭の電気やガス等の使用量を入力することで、CO2 排出量の把握や市域の平均値と比較・評価が可能 各種団体や企業等でも取り組んでいただくため、グループ参加機能を設定しているほか、市内で開催される環境関連イベントや省エネグッズなどの最新情報を配信
< 子供版 > こどもエコライフチャレンジ	小学 4 年から 6 年生を対象として学校での環境教育の一環として作成 イラスト等を多用して地球温暖化問題を紹介し、エコライフを家族と一緒に取り組める教材になっている。 講師が学校に出向き、この教材を使って授業を実施

第 10 国際化の推進に向けた取組について

1 はじめに

京都市は、昭和 53 年に「世界文化自由都市宣言」を行い、「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい、自由な文化交流を行う都市」を理想として掲げ、その実現のために取組を進めてきた。

世界文化自由都市宣言 30 周年となる平成 20 年には、本市の国際化推進の新たな指針となる「京都市国際化推進プラン」を策定するとともに、パリ市との姉妹都市盟約締結 50 周年記念事業や国際都市・京都を世界に発信する取組を行っており、それらの概要について記載する。

2 京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～ の策定

(1) プランの期間

平成 20 (2008) 年度から平成 29 (2017) 年度 (10 年間)

(2) 策定の趣旨

京都市では、平成 9 年に京都市国際化推進大綱を策定し、「外国籍市民施策懇話会」の設置など、積極的に国際化を進めてきた。

近年、京都の国際化を取り巻く状況は、市民レベルでの国際交流・協力が進む一方、ニューカマーと呼ばれる外国からの新たな定住者が増加するなど大きく変化しており、こうした変化に対応しながら京都市における国際化を更に発展させるために策定した。

(3) 国際化の基本的な考え方と目標

ア 国際化の基本的な考え方

「市民や来訪者がより心豊かに暮らせる社会の実現」、「世界の中の京都としての発展」、「平和で持続可能な世界の実現に向けた貢献」を目的として国際化を推進する。

イ 国際化の目標

国際化の基本的な考え方に基づき、本市が目指す国際的なまちの姿として、次の三つの目標を定めた。

- ・世界がときめくまち・京都～世界の人々をひきよせる京都の魅力の向上と発信～
- ・世界とつながるまち・京都～市民主体の国際交流・国際協力の推進～
- ・多文化が息づくまち・京都～外国籍市民が暮らしやすく、活躍できるまちづくりの推進～

(4) 推進する施策

三つの目標の実現に向けて推進していく「京都市名誉親善大使の創設」など、30 の新規施策を含む 214 の施策を示した。

(5) プランの推進

市民や民間団体との協働、大学・企業・国や京都府等との連携、京都市国際交流会館

における事業の充実，庁内体制の強化，プランの進行管理等，プランの推進方法を掲げた。

(6) 策定の経過

平成 19 年 6 月 7 日 京都市国際化推進プラン(仮称)策定委員会全体会第 1 回会議
(プラン策定までに，全体会を 2 回，分科会を 8 回開催)

6 月 交流団体アンケート

6 月 外国籍市民意識実態調査

8 月 外国籍市民施策懇話会でプランに対する意見を審議

20 年 9 月 10 日 計画案に対するパブリックコメント実施(意見数:36 人,79 件)

～10 月 9 日

12 月 4 日 京都市国際化推進プラン策定

3 京都市国際化推進会議の設置及び第 1 回会議の設置

(1) 目的

京都市国際化推進プランに掲げる施策をはじめ，本市における国際化の推進に関する施策について，相互に連絡し，調整を行うことにより，その円滑かつ総合的な推進を図るため設置

(2) 構成

メンバー 副市長(議長)，局外監，局・区長(区長会当番)，行政委員会の長等
部 会 推進会議内に国際交流や国際協力の施策等を取り扱う「国際交流・協力部会」と多文化共生のまちづくりに向けた施策等を取り扱う「多文化共生部会」を設置

(3) 第 1 回会議について

ア 開催日

12 月 17 日(水)

イ 内容

- ・京都市国際化推進プランの策定について
- ・京都市国際化推進会議の設置について
- ・今後の本市の国際化推進事業の予定等について

4 京都市・パリ市姉妹都市盟約締結 50 周年記念事業

(1) 京都市・パリ市姉妹都市盟約締結 50 周年記念式典

開催日 10 月 29 日(水)

場 所 パリ市立プチパレ美術館

内 容 出席者挨拶 京都市長・パリ市副市長・在フランス日本国大使
記念演奏会 京響市民合唱団，京都市民管弦楽団，合同演奏，仙崎淳子氏
(特別出演：パイヤール室内管弦楽団)，パリの演奏家有志

(2) 相國寺・金閣・銀閣名宝展

期 間 10月15日(水)～12月14日(日)

場 所 パリ市立プチパレ美術館

内 容 相國寺, 鹿苑寺(金閣寺), 慈照寺(銀閣寺)が所蔵する国宝1点・重要文化財6点を含む美術品79作品, 101点の展示

(3) 芸術都市パリの100年展及び記念講演会

期 間 9月13日(土)～11月3日(月)

場 所 京都市美術館

内 容 展 覧 会

ルーヴル, オルセー, カルナヴァレなどの美術館のコレクションから, 近代フランスの約100年間に描かれた, パリをテーマとしたすぐれた油彩画などおよそ140点の展示



記念講演会

9月13日(土) 19世紀のセーヌ河とパリ

9月14日(日) アカデミー派と前衛派

9月21日(日) パリ100年の美術

10月5日(日) 芸術都市パリを歩く

10月19日(日) 日本人が描いたパリ景観

10月26日(日) ロマン派から象徴主義へ

5 国際都市・京都の世界発信

(1) 国際都市・京都の魅力向上・発信シンポジウム

開催日 12月2日(火)

場 所 京都会館会議場及び カフェテラス京都会館

内 容 第一部 シンポジウム

基調講演「国際都市の条件～世界の人々をひきよせるまちを目指して～」アレックス・カー氏(東洋文化研究者)

円卓会議(参加者150名)

第二部 交流会 留学生, 日本人学生等55名の参加

(2) 朝鮮通信使ゆかりの地・京都の発信

ア 朝鮮通信使ゆかりの地説明立札の設置

朝鮮通信使ゆかりの地6箇所(大徳寺(北区), 本法寺(上京区), 相国寺慈照院(上京区), 本能寺(中京区), 本圀寺跡(下京区), 唐人雁木跡(伏見区))に, 通信使との関わりを4箇国語(日本語・ハングル・中国語・英語)で説明する立札を設置した。

イ コリアンサロン「めあり」設立 5 周年記念 朝鮮通信使ゆかりの地を訪ねるバスツアーと見学会

開催日 11 月 9 日（日）

内 容 バスツアー 仲尾宏京都造形芸術大学客員教授の解説により，相国寺慈照院，本法寺，大徳寺，本能寺を訪問するバスツアー

見 学 会 相国寺慈照院において，朝鮮通信使と京都との関わりに関する説明と同院に収蔵されている朝鮮通信使に係る貴重な資料の観覧

(3) 留学生と創る京都発信パンフレットの作成

京都の歴史や京都市に関する情報を包括的にまとめ，京都に対する留学生の視点も新たに加えた，京都のまちを総合的に紹介する冊子を発行（平成 21 年 3 月発行予定）

6 第 11 回世界歴史都市会議

(1) 会議の概要

ア 期 間 6 月 10 日（火）～ 13 日（木）

イ 場 所 コンヤ市（トルコ共和国） デデマンホテルコンヤ

ウ テ ー マ 「歴史都市に生きる文化遺産」

エ 参加都市数・参加者数 156 都市（46 箇国）約 900 人

(2) 京都市代表団の派遣

ア 期 間 6 月 7 日～ 14 日

イ 代 表 団 京都市長，京都市会議長，京都市会議員 5 名ほか，計 16 名

(3) 京都市の発表

ア 発 表 者 門川大作京都市長

イ 内 容 「文化芸術都市・京都の創生」と題し，京都が 1200 年以上の歴史の中で培ってきた文化芸術の魅力を紹介するとともに，それらを継承・活用する取組について，映像を交えて発表した。

(4) 学生会議の開催

世界歴史都市会議では初の試みとして，各都市の学生が「歴史都市の保存と開発」に関する発表を行い，意見交換する「学生会議」が開催され，京都市からは，（財）京都市景観・まちづくりセンター主催の「京都まちづくり学生コンペ 2007」で最優秀賞を受賞した京都大学大学院生チーム（4 名）が参加し，発表を行った。

(5) 世界歴史都市会議参加スタディツアーの実施

今回の会議の開催に際し，初の試みとして，世界歴史都市連盟事務局の事業企画により，京都市の協力の下，市民を対象とした「世界歴史都市会議参加スタディツアー」を実施した。

14 名のツアー参加者は，会議に参加し，海外の各都市における文化遺産の保護に対する取組を学ぶとともに，世界各都市からの会議参加者と交流を行った。

第 11 ごみ収集業務改善実施計画について

1 策定の経過

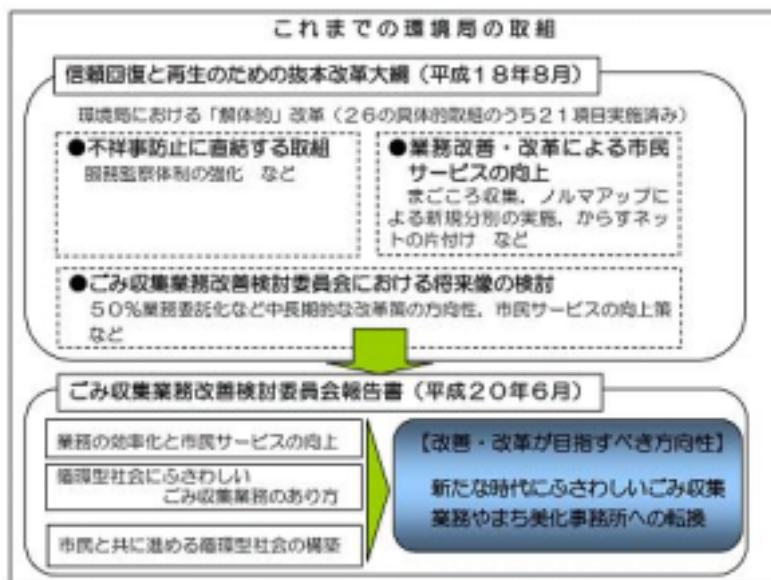
(1) 本市の現状

本市のごみ収集業務については、安定的、継続的な業務の履行を確保しながら、可能な限り効率化に努めてきたが、本市の危機的な財政状況及び循環型社会の構築に向け更なるごみ減量等の上流対策が求められる中で、より一層の効率化と変革が求められている。

(2) 本市の取組

本市では、多発する市職員による不祥事を背景として、平成 18 年 8 月に「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定し、環境局においても、不祥事の根絶や市民サービスの向上により市民の信頼を回復することを目指して取組を進めてきた。

平成 19 年 5 月には、市民、学識経験者等から構成される「京都市ごみ収集業務改善検討委員会」を設置してごみ収集業務等について検討を行い、平成 20 年 6 月に、不祥事防止策や業務の徹底した効率化をはじめ、これからのごみ収集業務やまち美化事務所が目指すべき方向性を示す指針となる報告書が取りまとめられた。



(3) 計画の位置付け

本計画は、本市の置かれている現状及びごみ収集業務改善検討委員会の報告書を踏まえ、ごみ収集運搬部門における業務改善・改革のための実施計画として策定したものであり、また、市民との「共汗」による「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、今後おおむね5年間に取り組む施策を掲げるとともに、環境局における徹底した行財政効率化の方針を示している。

2 4つの基本方針

- 【徹底した効率化】 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入
- 【共汗（きょうかん）】 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開

【市 民 感 覚】 市民感覚を重視したサービスの徹底

【人材育成と意識改革】 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化

3 基本方針に基づく具体的な取組

(1) 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入

ア 民間委託等による徹底した効率化

- ・民間委託の推進（平成 21 年度以降順次実施し、平成 27 年度当初に、民間委託化率 50 パーセントを達成）
- ・乗車人員の効率化（3 名乗車から 2 名乗車への見直し）（平成 22～24 年度）

イ 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入

- ・価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法の構築（平成 21 年度新規契約分から）
- ・外部意見聴取の実施（平成 20 年度）
- ・複数年契約の実施（平成 21 年度新規契約分から）
- ・車両を受託者に貸与する委託方式の実施（平成 21 年度）

ウ 現行の委託業務に対する経過措置の実施

(2) 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開

ア 収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備

- ・収集区域の再編（11 区域を 7 区域へと再編）
- ・地域における環境行政の拠点となる機能の整備（平成 21～24 年度）
- ・地域担当制を生かした業務・サービスの執行体制の確立（平成 20～24 年度）

イ 地域におけるごみ減量目標の設定

(3) 市民感覚を重視したサービスの徹底

ごみ収集業務に関する P D C A サイクルの構築

- ・ごみ収集業務評価委員会（仮称）を設立（平成 20 年度）し、市民アンケート等により業務を点検・評価し、改善を行う。

(4) 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化

環境行政を総合的に推進できる人材の育成

- ・「環境職」の配置など政策立案能力の向上（平成 21 年度）
- ・市民との共汗を实践できる人材の育成（平成 21 年度）

第 12 サンサ右京について

1 はじめに

本市では、地下鉄東西線の太秦天神川駅までの延伸に伴う地下鉄整備に合わせて、土地区画整理事業と市街地再開発事業との一体的施行により太秦東部地区の新しいまちづくりを進め、平成 20 年 2 月末に、右京区の新たな地域交流拠点となる「サンサ右京」が完成した。本施設は、区役所（福祉事務所・保健所を含む。）や体育館・図書館などからなる、市民生活と文化・スポーツの交流拠点となる複合施設となっている。

なお「サンサ右京」という愛称は、施設の緑豊かな屋上に太陽がサンサンと降り注ぐ、明るい雰囲気を表すとともに、この施設が御池通、三条通、天神川通から構成される三つの交差点に囲まれた場所に位置することなどを表現している。

2 概要

- ・ 建設期間 平成 17 年度～平成 19 年度
- ・ 建設費 約 110 億円
- ・ 敷地面積 約 0.9 ヘクタール
- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
(ただし、住宅部分は鉄筋コンクリート造)
- ・ 階数 地上 5 階 地下 1 階
(ただし、住宅部分(分棟)は地上 8 階 地下 1 階)
- ・ 用途 右京区総合庁舎、右京地域体育館、右京中央図書館、交通局、住宅 56 戸、店舗 4 区画等
- ・ 特色 右京区の顔にふさわしい、にぎわいのある新拠点として、多世代が利用、交流できる公共施設と店舗を配置するとともに、エントランスロビーや各階のロビーなど快適なパブリックスペースを設けているほか、併用施設として、多世代居住に対応した分譲マンション棟を設置している。

また、「環境共生」に配慮し、屋上緑化などの敷地内の積極的な緑化、太陽光発電、雨水及び井水利用などを実施するとともに、「安心と安全」に配慮し、大地震にも対応した構造、備蓄倉庫などを設けている。

3 公共公益施設の概要

(1) 右京区総合庁舎

配 置	地下 1 階，地上 1 階，2 階及び 5 階の各一部	
施設内容	地下 1 階	施設共用駐車場，備蓄倉庫等
	1 階	区民部（まちづくり推進課，市民窓口課） 福祉部（福祉介護課，支援課，保護課，保険年金課） 施設共用駐輪場 等
	2 階	区民部（総務課，市民税課，固定資産税課，納税課） 保健部（健康づくり推進課，衛生課）
	5 階	大会議室，小会議室等

(2) 右京地域体育館

配 置	地上 4 階及び 5 階の各一部	
施設内容	4 階	体育室（約 1,000 m ² ），会議室・研修室，更衣室・トイレ，ロビー，事務室
	5 階	ギャラリー（観覧スペース）

(3) 右京中央図書館

配 置	地上 3 階の一部	
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市図書館で最大の面積（約 3,000 m²） ・ 京都の様々な資料・情報を提供する「京都大百科事典ゾーン」の設置 ・ IC タグに対応した「自動貸出機」の設置 ・ インターネットパソコン 30 台，映画などが楽しめる専用ブース等が集まった「電子メディアゾーン」の設置 ・ 親子で楽しむ「おはなしのへや」の設置 ・ 中高生向け資料を揃えた「ティーンズコーナー」を独立して設置 ・ 利用者交流の場ともなる「ウッドルーム交流路（交流室）」の設置 ・ 屋外にて読書を楽しむことができる「屋外読書テラス」やくつろいだ中で読書ができる「畳コーナー」の設置 など 	

交通局庁舎も設置されている。

4 経過

(1) サンサ右京及び太秦東部地区の新しいまちづくりの沿革

- 平成 11 年 11 月 地下鉄東西線の西伸計画を発表
- 平成 13 年 1 月 京都市基本計画を策定
- 2 月 右京区基本計画を策定
- 平成 14 年 1 月 天神川駅（仮称）周辺整備基本構想を発表
- 5 月 都市計画道路・市街地再開発事業などの都市計画決定
- 9 月 土地区画整理事業の事業計画決定

- 平成 15 年 3 月 『できたらいいナ みんなの区役所・体育館』ワークショップ開催
 ~ 8 月
 10 月 市街地再開発施設整備計画を公表
 12 月 換地計画の決定
 平成 16 年 2 月 市街地再開発事業の事業計画決定
 6 月 権利変換計画の認可
 平成 17 年 11 月 ~ 市街地再開発施設の工事
 平成 19 年 1 月 市街地再開発施設の愛称募集
 5 月 市街地再開発施設の愛称が「サンサ右京」に決定
 平成 20 年 1 月 地下鉄東西線二条～太秦天神川間開通
 2 月 市街地再開発施設（サンサ右京）の完成

< 公共公益施設の業務開始日 >

- 平成 20 年 3 月 10 日（月）保健所（右京区総合庁舎）
 3 月 17 日（月）区役所・福祉事務所（右京区総合庁舎）
 3 月 24 日（月）右京地域体育館
 6 月 30 日（月）右京中央図書館

(2) 『できたらいいナ みんなの区役所・体育館』ワークショップ

サンサ右京が、区民にとってより使いやすく親しみやすいものとなるよう、総合庁舎及び地域体育館等の施設の設計案づくりに区民が参加するワークショップを、平成 15 年 3 月から 8 月まで、計 7 回開催した。

月 日	回 数	参 加 人 数	テ - マ
			概 要
3 月 1 日	第 1 回	56 人	『新しいまちへの期待や将来像を語ろう』 - より良い施設づくりに向けてみんなの気持ちを集めよう！
			事業概要の確認及びワークショップの取組についての説明等
3 月 29 日	第 2 回	27 人	『あなたもまちの建築家（その 1）』 - まずは今の区役所・体育施設について考えてみよう！
			今の区役所や保健所，体育館の現状確認及び施設の検討
4 月 19 日	第 3 回	23 人	『あなたもまちの建築家（その 2）』 - 現地を見て考えよう どんな場所になったらいいかな？
			建物が建設される敷地及び周辺の視察並びに区役所・体育館の検討
6 月 7 日	第 4 回	44 人	『あなたもまちの建築家（その 3）』 - 計画案の検討と具体的な中身を考えよう！

			粘土模型を作成し，建物の構成及び区役所・体育館の具体的な利用方法等を検討
7月5日	第5回	34人	『あなたもまちの建築家(その4)』 - 導入施設について考えてみよう！
			これまでの成果をまとめた設計目標案の確認及び，図書館ができる場合のアイデアの検討
7月19日	第6回	23人	『あなたもまちの建築家(その5)』 - できるかもしれない図書館も含めてさらに中身を考えよう！
			図書館ができる場合の利用方法及び場所等の検討
8月9日	第7回	30人	『こんな総合庁舎・地域体育館にしたい！』 - 市の設計案についてみんなで検討しよう！
			市の設計案についての確認・評価等

(3) 市民アンケート「みんなで考える新しい図書館づくり」の実施

図書館を，より身近で利用しやすい図書館としていくために，広く市民の意見を伺うためのアンケート調査を実施し，いただいた意見，要望を随所に採り入れ，反映した。

実施期間：平成 17 年 2 月 1 日から 28 日まで

調査方法：京都市図書館全館，各区役所・支所他に用紙を設置し，回答箱又は返信用封筒での返送により回収

回 答 数：851 人

SANSA右京の概要について

ローラー昇降設備(容量98千キロワット)の導入により、自然エネルギーの積極的な活用を行う

エネルギーの有効活用として大規模地盤等に伴う停電時にも都市ガスを燃料として発電ができるガス・コージェネレーションシステム及び深夜電力を利用する水素燃料空調システムを導入

2階から4階にかけての階段状の緑化部分は、庭園として開放し、遠方の山並みを眺望しながら、緑と触れ合える空間として整備

ビル中央部に配置したエレベーターを利用して、どの施設に行くにも距離が近いなどわかりやすい構造

住宅は、特設の管理室等に配慮して分棟(防犯上1階には住戸を設けない)

ビルの1階に南北の「通の庭」(屋内空間)を設け、休憩スペース、市民トイレ、掲示板等を設置し、気軽に立ち寄れる区民ロビーとする

用途が複雑した施設は出来る限りワンフロアに配置

地上

5階

4階

3階

2階

1階

地下1階

五聖地高層ビル設備概要

5階	区役所(大会議室、小会議室等) 待合室(チャカリー(休憩スペース)) 交通局(事務室)
4階	待合室(待客室、会議室、研修室、展示室、トイレ、ロビー、事務室) 交通局(事務室)
3階	図書室 交通局(事務室)
2階	区役所(区民部、保健部) ギョウサスペース
1階	区役所(区民部、福祉部) 区民ロビー 施設共用駐車場 店舗(4区画)
地下1階	施設共用駐車場、備蓄倉庫等

サンサ右京は、地下1階、地上5階建て(ただし、住宅部分(分棟)は地下1階、地上8階建て)

東西断面イメージ

雨水貯留槽(容量1,800トン)を設け、雨水流出抑制を行うとともに灌水等にも利用

ビルの四隅や屋上、更には建物の壁面を階段状に後退させたスペースを緑化し、駅前広場からの視線を「地域の森」に見立てた景観づくりを踏す

- 建物入口
- 住宅入口
- 地下鉄入口
- 車の出入口
- 待合ロビー
- ロビー
- ギョウサスペース
- 施設共用駐車場
- 市民トイレ
- 展示
- エレベーター
- 区役所
- 待合室
- 図書室
- 店舗
- 交通局
- 住宅

第 13 同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会 (自立促進援助金制度の見直し) について

1 はじめに

京都市では、半世紀以上にわたって、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組んできた。

一方、長年の同和行政が、成果とともに負の側面を生み出し、これが市民の同和行政に対する不信感として現れていることも事実であり、この不信感を払しょくする必要がある。

このため、「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下「総点検委員会」という。）を設置し、各界の市民の英知を集め、法的な検討も加えつつ、同和行政終結後においても残る課題について、オープンで透明性の高い議論を行い、市民の理解を得られるよう見直すべきことは直ちに是正し、抜本的な改革を断行することとした。

平成 20 年における総点検委員会の活動状況等及び検討項目の一つである自立促進援助金制度の見直しについては、以下のとおりである。

2 総点検委員会について

(1) 概要

ア 設置目的

同和行政終結後の行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革・見直しを実行することにより、同和行政に対する市民の不信感を払しょくし、市民一人一人が個人として尊重される人権尊重のまちづくりを進めるため

イ 委員構成

幅広い意見を聴取し、より深い議論をいただくため、広く学識経験者・法曹界・経済界・労働界・マスコミ関係者などで構成

ウ 検討項目

- ・ 自立促進援助金制度の見直しについて
- ・ コミュニティセンターの在り方について
- ・ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について
- ・ 崇仁地区における環境改善について
- ・ 市立浴場等の地区施設の在り方について
- ・ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

エ 設置日

平成 20 年 3 月 26 日（水）

1 年間で結論をまとめる予定

(2) 活動状況

年 月 日	回 数	主 な 検 討 内 容 な ど
20 年 4 月 23 日	第 1 回	同和行政の成果と同和行政終結後の課題について 総点検委員会における検討項目について
5 月 21 日	第 2 回	地域の実情等に関する関係団体からの説明 地区施設等の視察（崇仁地区）
6 月 5 日	(専)第 1 回	自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理
18 日	第 3 回	自立促進援助金制度の見直しについて
7 月 8 日	(専)第 2 回	自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理
23 日	第 4 回	自立促進援助金制度の見直しについて
30 日	(専)第 3 回	自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理
8 月 6 日	第 5 回	自立促進援助金制度の見直しについて コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について
20 日	第 6 回	自立促進援助金制度の見直しについて（中間報告案） コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について （養正学習施設等の視察）
27 日	中間報告	中間報告（自立促進援助金制度の見直しについて）提出
9 月 3 日	第 7 回	コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について
10 月 1 日	第 8 回	コミュニティセンターの在り方について 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について
15 日	第 9 回	コミュニティセンターの在り方について（まとめ（骨子）案） 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について 崇仁地区における環境改善について
11 月 5 日	第 10 回	改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（まとめ（骨子）案） 崇仁地区における環境改善について 市立浴場等の地区施設の在り方について 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について （資料展示施設（ツラッティ千本）の視察）
12 月 17 日	第 11 回	崇仁地区における環境改善について（まとめ（骨子）案） 市立浴場等の地区施設の在り方について 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

注（専）・・・「自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会」
「自立促進援助金制度の見直し」について、主として法的な観点から専門的に審議を行った。

3 自立促進援助金制度の見直しについて

(1) 制度の概要

同和奨学金を貸与された者が、卒業後に毎年分割で同和奨学金を返還する際、京都市から自立促進援助金の支給を受け、同和奨学金の返還に充てる制度(昭和 59 年 4 月から運用)

同和奨学金について

国の補助を受けて京都市が実施する「地域改善対策奨学金」(平成 13 年度末廃止)、京都市が単費で実施する「就学奨励金」(平成 18 年度末廃止)の 2 種類の制度が存在した。

(2) 経過

昭和 36 年度 旧同和地区に居住する高校生を対象とした給付制の奨学金制度創設

昭和 41 年度 国による給付制の奨学金に係る国庫補助制度を活用

昭和 58 年度 国庫補助制度が給付制から貸与制に変更されたため、本市においても奨学金を貸与制に変更するが、進路保障の重要性にかんがみ、市独自の援護措置として自立促進援助金制度を創設

昭和 59 年度 制度運用開始。以降、平成 15 年度の自立促進援助金支給要綱改正まで、同和奨学金と自立促進援助金とを一体のものとして運用(実質給付制の奨学金として運用)

平成 15 年度 平成 15 年 5 月に出示された監査委員の要望等を踏まえ、自立促進援助金支給要綱を改正

平成 19 年度 自立促進援助金 1 次・2 次訴訟の大阪高裁判決が確定(概要は次ページのとおり)

自立促進援助金 3 次訴訟京都地裁判決(大阪高裁で係争中、概要は次ページのとおり)

自立促進援助金の支出に係る判決、監査請求等の状況を踏まえ、自立促進援助金に係る平成 19 年度予算の執行を留保し、平成 20 年度予算の計上を見送った。

< 訴訟内容等 >

<p>自立促進援助金 1 次・2 次訴訟（平成 9～14 年度分（約 9 億円）、大阪高裁判決（確定））</p>	<p>【平成 18 年 3 月 31 日大阪高裁判決（上告受理申立てに対する平成 19 年 9 月 25 日最高裁不受理決定により確定）の内容】</p> <p>争点 改正前要綱「返還困難者に援助金を支給する」規定について、貸与者全員を一律に返還が困難であると認める解釈運用が争点</p> <p>判決 平成 13 年度以降の新規支給者から自立促進援助金を一律支給したことは違法（約 2 千万円）（平成 12 年度以前適法）</p>
<p>自立促進援助金 3 次訴訟（平成 15, 16 年度分（約 4 億 5 千万円）、大阪高裁で係争中）</p>	<p>【平成 20 年 1 月 29 日京都地裁判決の内容】</p> <p>争点 改正後要綱附則 3 項「平成 15 年度以前に貸与された同和奨学金の返還に係る援助金を一律支給する」規定が争点</p> <p>判決 地域改善対策特別措置法期限後の平成 14 年度以降の新規支給者に自立促進援助金を一律支給したことは違法（約 18 百万円）（平成 13 年度以前適法）</p>
<p>自立促進援助金 4 次訴訟（平成 17, 18 年度分（約 5 億円）、京都地裁で係争中）</p>	<p>争点 改正後要綱附則 3 項「平成 15 年度以前に貸与された同和奨学金の返還に係る援助金を一律支給する」規定が争点</p> <p>また、改正後要綱で設けた平成 16 年度以降に貸与された奨学金の返還時に適用する所得判定基準の妥当性が争点（先行の 1 次・2 次訴訟, 3 次訴訟では、不合理とは言い難いと判断されている。）</p>
<p>自立促進援助金 5 次住民監査請求（平成 19 年度分（約 3 億円））</p>	<p>勧告 平成 14 年度及び同 15 年度に貸与した奨学金の返還に係る自立促進援助金を一律支給しないよう勧告（平成 13 年度以前適法）</p> <p>意見 自立促進援助金の支給判定に係る基準を見直すよう意見</p> <p>なお、請求人は、この勧告等を不服として、京都地裁に、自立促進援助金の支出差止めを求めて提訴（自立促進援助金 5 次訴訟）したが、本市が平成 19 年度分の自立促進援助金を執行しなかったため、後に取り下げられた。</p>

< 判決，監査の相違点对比表 >

		1 次・2 次大阪高裁判決（確定）	3 次 京 都 地 裁 判 決（大阪高裁で係争中）	5 次監査の勧告・意見
奨学金一律支給の違法判断	時期	奨学金支給時（＝奨学金返還時）	奨学金支給時（＝奨学金返還時）	奨学金貸与時
	年度	平成 13 年度以降の新規分に一律支給は違法	平成 14 年度以降の新規分に一律支給は違法	平成 14，15 年度に貸与した分の返還に一律支給は違法
所得判定基準		不合理でない	不合理でない	不合理でないが，見直すよう意見

(3) 総点検委員会における審議経過等

ア 自立促進奨学金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会

総点検委員会における検討項目の一つである「自立促進奨学金制度の見直し」について，主として法的な観点から専門的に審議し，法的課題等の整理・検討を行うため，同委員会の専門委員会として設置され，6月5日，7月8日，7月30日の計3回の研究会が開催された。主な検討課題は以下のとおりである。

(ア) 京都市と同和奨学金貸与者との間の債権債務関係の有無及び返還請求権の有無

(イ) 返還請求に係る所得判定を実施すべき対象者の範囲を拡大することの法的可否

(ウ) 所得判定基準を現行基準（日本学生支援機構の貸与基準と同等）より厳しい基準に改めることの法的可否

イ 中間報告

総点検委員会は，本市から提示された六つの検討項目について，1年以内に結論をまとめることとしている。しかし，自立促進奨学金制度の見直しについては，とりわけ速やかに対応を講じる必要があると判断し，8月27日，市長に中間報告（自立促進奨学金制度の見直しについて）を提出した。

市では，この報告書の内容（概要は次ページ参照）を踏まえ，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定について」を平成20年第4回市会（定例会）に提出し，賛成多数で可決された。（12月16日可決）

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の制定の趣旨

自立促進奨学金制度を廃止し，京都市が貸与した同和奨学金の借受者に対し，返還を求めることとすることに伴い，奨学金等の返還の債務の取扱いについて免除等の制度を創設するもの

< 総点検委員会の中間報告と京都市の制度改正内容 >

	中間報告の内容	京都市の対応方針
自立促進 奨励金	平成 19 年度から廃止	平成 19 年度から廃止
返還免除 制度	新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設ける。 長期間、奨励金を支給されている借受者については、借受者の認識や生活設計の観点から特段の配慮が必要 裁判の確定判決も考慮すれば平成 12 年度以前奨励金新規受給対象者に返還を求める理由付けは困難。平成 13 年度以後の者に返還を求めることはやむを得ない。	新たに奨学金返還困難者に対する免除制度を設ける。 平成 12 年度以前に奨励金等の返還の始期を迎えた者については、債務の全部を免除する。 平成 13 年度以後に奨励金等の返還の始期を迎えた者については、下記の基準で債務を免除する。
免除基準	現行の地域改善対策奨励金制度と同等（国の基準と同等）の免除基準 死亡・障害等：全部又は一部 返還困難（5年後再判定）：20 分の 5 （生活保護基準の 1.5 倍）	現行の地域改善対策奨励金制度と同等（国の基準と同等）の免除基準 死亡・障害等：全部又は一部 返還困難（5年後再判定）：20 分の 5 （生活保護基準の 1.5 倍）
経過措置	奨励金制度を平成 19 年度に遡及して廃止することに伴う借受者に対する配慮の必要性を踏まえ、当面、 現行の奨励金所得判定基準 日本学生支援機構の奨励金貸与基準と同等の基準 を暫定基準として適用 奨励金制度を平成 19 年度に遡及して廃止することに伴う借受者に対する配慮の必要性を踏まえ、借受者の実情に応じ、適宜返還を猶予し、履行期限を延長する。	平成 19、20 年度に返還すべき分の債務の免除については、現行の奨励金所得判定基準 日本学生支援機構の奨励金貸与基準と同等の基準 と同等の基準で所得判定を行う。 平成 19、20 年度返還分について履行期限を延長する。また、借受者の実情に応じ、適宜、返還猶予の措置を講じる。
第三者機 関の設置	京都市は、速やかに所要の見直しを行い、市民的理解が得られる状況に改めなければならない。	奨励金等の返還事務について報告を受け、調査及び審議を行うため、京都市奨励金等返還事務監理委員会を置く。

4 今後の予定

平成 21 年 3 月中に、最終報告が提出される予定である。

第 14 未来創造型企業支援プロジェクトについて

1 概要

全国のベンチャー企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、資金調達、経営、広報戦略等に関するノウハウの不足など、ベンチャー企業が技術開発以外に克服すべき課題は多い。

そのため、本市では、企業の事業プランを評価し認定するベンチャー企業目利き委員会を核として、既存のベンチャー関連施策を連動させるとともに、新たなサポート策を導入した「未来創造型企業支援プロジェクト」を展開した。

このプロジェクトにより、ベンチャー企業目利き委員会の A ランク認定企業数を早期に 100 社まで増加させるとともに、A ランク認定後のベンチャー企業の発展を加速することを目指すものである。

平成 20 年中は、以下の体制、施策等による支援を図った。

2 新規支援策

(1) 専任コーディネーターの設置

コーディネーター 1 名を配置し、ベンチャー企業の発掘・育成から A ランク認定・発展に至るまで、一貫したサポートを展開する。

(2) A ランク認定企業を対象とする支援策

ア 京都市ベンチャー企業研究開発補助事業

認定企業が商品化・事業化を目指す研究開発を資金面で支援する。補助額は、500 万円以内で事業費総額の 1/2 を上限とする。

イ 資金調達プレゼンテーション会

認定企業がベンチャーキャピタルや金融機関に対し事業プランを発表する機会を提供し、資金調達の環境整備を促進する。

ウ 与信調査支援事業

認定企業が行う信用調査を支援する。調査対象は、認定企業が新たに取引を開始しようとする企業に限り、申請は、随時募集する。

エ 京都市ベンチャー購買新商品認定制度

新規性・独創性のある優れた商品を本市が随意契約で調達できる制度を創設し、新たな事業分野を開拓しようとする認定企業の販路開拓を支援する。

3 ベンチャー企業目利き委員会

優れた技術やアイデアを持つ個人及び企業を全国から募集し、応募された事業プランの技術力や将来性などを審査し、評価する専門機関。優秀なプランには A ランク（事業成立可能性大）の評価を与え、制度融資や事業活動スペースの貸与などの支援策を実施する。平成 9 年 4 月の創設から平成 20 年末までの間に、69 社を A ランクに認定した。

(1) 募集対象

新規性を有する事業を事業化する全国の個人，企業（業種業態にはこだわらず，ソフトウェア開発やサービス業等も含む。）

(2) A ランク認定企業への支援内容

ア 未来創造型企業支援プロジェクトの展開によるサポート（2(2)参照）

イ きらめき企業支援融資（ベンチャー・経営革新資金）の適用（対象：京都府内での開業，若しくは事業を行う企業）

ウ ベンチャー企業育成支援補助金の交付（対象事業：京都市内での事業所の新設）

エ 京都市創業支援工場（VIF）への入居

オ 京大桂ベンチャープラザ（北館・南館）入居企業への賃料補助

カ クリエイション・コア京都御車入居企業への賃料補助

4 地域プラットフォーム事業

新事業の創出を図るため，中小企業新事業活動促進法に基づき平成 11 年度に構築した，新事業創出支援体制（地域プラットフォーム）。（財）京都高度技術研究所（A S T E M）を中核的支援機関とし，市内 13 の産業支援機関等（ ）を新事業支援機関に位置付け，有機的な連携を図る中で，中小企業者や創業者に対し，研究段階から事業展開まで段階に応じた適切な支援を提供する総合的な支援体制である。

（財）京都産業 21，（財）大学コンソーシアム京都，（社）発明協会京都支部，（独）雇用・能力開発機構京都センター，（株）京都産業振興センター，京都リサーチパーク（株），（独）科学技術振興機構 J S T イノベーションプラザ京都，（独）中小企業基盤整備機構近畿支部，関西ティール・エル・オー（株），京都商工会議所，（財）京都工業会，京都府中小企業団体中央会，（財）京都市中小企業支援センター

(1) 総合相談窓口「ワンストップサービス」

新事業創出に向けたあらゆる相談を一つの窓口で受け付ける総合相談窓口。新製品の開発，販路拡大や資金調達などの総合相談のほか，創業等にかかる法律や会計・税務等の専門相談に応じるとともに，技術的な相談についても内容に応じて，適切な専門家の紹介を行っている。

(2) その他事業

広報戦略講座，学生ベンチャー等自立化支援事業，京都ビジネスモデル交流会，女性起業家セミナー「京おんな塾」，技術経営人材育成事業（M O T 人材養成講座），創業準備支援室（スタートアップ・ベンチ），技術価値評価研究会，起業家等事業展開支援事業，京都起業家学校，シニア創業塾，シニアスキルアップ講座，新市場・事業展開可能性調査事業

第 15 出産及び子育て環境の充実について

1 はじめに

少子高齢化及び人口減少化社会の到来により、我々を取り巻く社会構造が大きく変化するなか、出産や子育てに関する不安の増大が社会問題となっている。

本市においても、平成 19 年度の合計特殊出生率が 1.14(全国の合計特殊出生率は 1.34) となるなど、出生率は依然として低下傾向にあり、子どもを出産し、育てやすい環境を整備することが喫緊の課題である。

こうした現状を踏まえ、本市では、出産及び子育てに関する経済的・精神的支援をはじめ、様々な制度などを充実させることによって、未来を担う新しい命を安心して出産し、健やかに育成できる環境の整備に取り組んでいる。

合計特殊出生率... 1 人の女性が一生の間に産む子供の数

2 妊婦健康診査の公費負担の拡充について

(1) 制度の概要

本市では、これまで妊婦の健康診査に係る公費負担の回数を原則 1 回としており、また、里帰りなどで府外の医療機関を受診された場合は公費負担の対象外であった。

しかし、出産までの継続的な妊婦の健康診査は、母体や胎児の健康を確保し、健やかな出産を迎えるためには大変重要である。

このため、妊婦健康診査の公費負担の回数を拡充し、妊婦が健康で安心して出産ができるように支援する。

(2) 拡充の内容

- ・妊婦健康診査の公費負担の回数を、従来の原則 1 回から 5 回に拡充する。
- ・里帰りなどで府外の医療機関を受診される場合も新たに公費負担の対象とする。

(3) 対象者

本市に居住し、平成 20 年 7 月 1 日以降に出産される方

(4) 受診方法

受診票を医療機関へ提示すると、本市が定めた検査内容について、無料で検査が受けられる。指定する内容以外の検査については、別途医療機関への支払が必要であり、また、京都府外での利用については、医療機関が本市と委託契約を結ぶ必要がある。

(5) 受診票の交付方法

妊娠届出時に母子健康手帳と併せて交付

(6) 検査の内容と受診時期

1 回目(妊娠 8 週前後)... 診察及び指導、尿検査、貧血検査、血糖検査、血液型検査(ABO, Rh)、梅毒血清反応検査、C 型肝炎抗体検査、風疹抗体検査

- 2 回目（妊娠 20 週前後）... 診察及び指導，尿検査
- 3 回目（妊娠 24 週前後）... 診察及び指導，尿検査，貧血検査，血糖検査
- 4 回目（妊娠 30 週前後）... 診察及び指導，尿検査，貧血検査
- 5 回目（妊娠 36 週前後）... 診察及び指導，尿検査，貧血検査

(7) 今後の方向性

平成 21 年に入り，政府は，米国発の金融恐慌に伴う追加経済対策の一つとして，妊婦健康診査の公費負担を 14 回まで拡充する方針を打ち出した。

この政府の方針を踏まえ，本市でも，妊婦健康診査の公費負担を，現行の 5 回から 14 回へ拡充する案を盛り込んだ平成 21 年度予算案を 2 月市会へ提案し，可決された。

この拡充は，平成 21 年 4 月 1 日からの実施を予定している。

3 新生児等訪問指導の拡充について

(1) 概要

従来から実施している新生児などの訪問指導を拡充し，生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭への訪問指導を行う「新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を平成 20 年 7 月から開始した。

「新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」とは，保健師などの専門家が，生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，赤ちゃんの発育及び発達や母親の心身の回復に関する相談に加え，母親の精神的支援や，子育てに関する情報を提供するものである。

(2) 対象者

平成 20 年 7 月 1 日以降に生まれた生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭

(3) 内容

赤ちゃんの発育，発達，栄養及び母親の身体の回復状況や子育ての不安に関する相談に回答する。

育児に関する不安や悩みを聞いて，親子の心身の状況や家庭を取り巻く養育環境に応じて，適切な情報提供を実施する。

訪問の結果，引き続き支援が必要な家庭に対しては，継続して支援を実施する。

(4) 回数及び費用

回数：原則 1 回

費用：無料

(5) 出生から訪問までの流れ

出生通知書を提出された方...保健所から保健師，助産師が訪問

出生通知書を提出されていない方...保健所から自宅へ連絡をして，保健所から保健師，助産師が訪問

(6) 実施機関

市内各保健所及び支所

4 同時入所 3 人目以降の保育料無料化及び 3 人目以降の幼稚園に係る入園料及び保育料の無料化について

子育て家庭に対する経済的な支援策として、保育所などへ同時に入所する3人目以降の保育料を無料とし、また、本市在住の方で、市立・私立幼稚園に通い、幼稚園から小学校3年生の間に2人以上の兄・姉を有する園児の幼稚園に係る入園料及び保育料を無料(私立幼稚園はほぼ無料)とした。

(1) 同時入所 3 人目以降の保育料の無料化

ア 対象者

同一世帯から3人以上の児童が保育所などの施設に同時に入所している場合の3人目以降の児童

イ 対象者数

約 350 人

ウ 内容

平成 20 年 4 月分の保育料から無料となる。

同時入所 3 人目以降の保育料の無料化イメージ



(2) 幼稚園に係る入園料及び保育料のほぼ無料化

ア 対象者(国の補助基準と同様)

以下のいずれにも該当する方が対象となる。

本市内在住

申請年度中に幼稚園に在園していること。

幼稚園及び保育所から小学 3 年生の間に 2 人以上の兄姉を有している。

知的障害などの通園施設、認定こども園などを含む。

(ア) 対象者数

約 460 人

(イ) 内容

所得のいかんにかかわらず、3 人目以降の園児に係る入園料及び保育料相当額を補助又は免除する。

平成 20 年 4 月以降の入園料及び保育料を無料とする。(私立幼稚園については、入園料と保育料の平均(298,000 円)を上限として補助することにより、ほぼ無料化を図っている。)

幼稚園の入園料及び保育料の無料化イメージ



第 16 「歩くまち・京都」の実現に向けた取組について

1 はじめに

本市では、平成 15 年 6 月に自動車交通抑制を中心とする「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」(TDM 施策)を策定し、観光地等交通対策や交通バリアフリー化事業などに取り組んできた。しかしながら、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢の変化により本市の財政事情は一段と厳しさを増しており、地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要とされている。

このため、本市では、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、様々な取組を進めており、平成 20 年には、これらの一環として「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会の設置、「パークアンドライド」の拡充などを実施した。ここでは、それらの取組のうち、主なものについて記載する。

2 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会の設置

「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、平成 21 年の夏を目途に交通政策マスタープラン「『歩くまち・京都』総合交通戦略」を策定することを目的に、平成 20 年 7 月に「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会及び 3 つ検討部会を設置して検討を進めている。

(1) 設置趣旨

未来の京都を見据え、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、幅広い視点に立った「人が主役の魅力あるまちづくり」を構想するとともに、地域主権時代の全国モデルとなる「歩いて楽しいまち」の実現を目指す「歩くまち・京都」総合交通戦略」を検討する。

(2) 設置に当たっての 3 つの視点

ア 【利用者の視点に立った公共交通ネットワーク】

- ・ 新たな公共交通ネットワークの検討
- ・ 乗り継ぎ利便化方策
- ・ 公共交通不便地域の在り方 など

イ 【環境に優しく利便性の高い未来の交通システム】

- ・ 環境に優しく利便性の高い未来の交通システムの検討
- ・ 地域別の未来の交通体系の在り方 など

ウ 【公共交通優先のライフスタイル】

- ・ 公共交通優先のまちづくりを目指したライフスタイルの在り方を検討
- ・ 大胆なマイカー抑制を市民ぐるみで進めるための「歩行者優先憲章」の策定

- ・ モビリティ・マネジメントの施策の充実 など

(3) 委員の構成

学識経験者や経済界，有識者等，交通の専門家のみでなく，幅広い分野（環境，交通まちづくり，教育，文化，医療，情報，マスコミなど）で構成。また，「公共交通優先のライフスタイル検討部会」において市民委員（2名）を公募した。

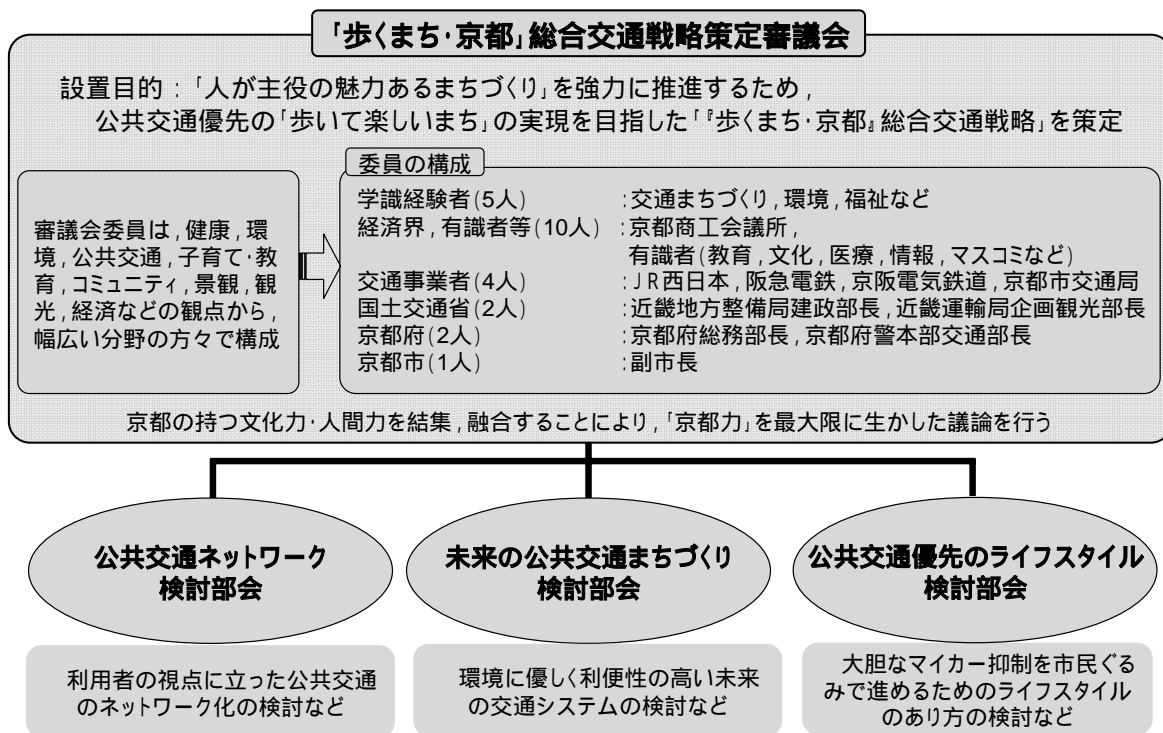
(4) 検討部会の設置

審議会には，審議内容を更に具体的に検討するため，下部組織として，「公共交通ネットワーク検討部会」，「未来の公共交通まちづくり検討部会」，「公共交通優先のライフスタイル検討部会」の3つの検討部会を設置

(5) スケジュール

平成 20 年 7 月 11 日	第 1 回審議会の開催
平成 20 年～21 年夏	審議 モビリティ・マネジメントの施策として市民意識調査の実施 中間とりまとめ パブリックコメントの実施
平成 21 年夏	最終取りまとめ・答申 答申を受け「『歩くまち・京都』総合交通戦略」を策定

< 参考 > 審議会及び検討部会の構成



3 自動車の流入抑制を図る「パークアンドライド」の拡大実施

秋には、毎年、たくさんの観光客が京都を訪れており、平成 19 年には、11 月の訪問者数が年間 4,945 万人の約 13.5%を占める 669 万人（月別トップ）となるなど、特にこの時期の嵐山・東山地域での混雑、交通渋滞が課題となっている。

そのため、市内への自動車流入を抑制し、観光地を中心とした交通渋滞の緩和を目指した取組として、マイカーから電車、バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する「パークアンドライド」を実施している。この「パークアンドライド」は、地域住民等による嵐山交通対策研究会、東山交通対策研究会における観光地交通対策の取組の一つとして、平成 14 年秋から毎年実施しているものである。

平成 20 年は、これまでで最大規模となる計 18 箇所、2,712 台分の駐車スペースを確保し、本市で初めて 11 月の 1 箇月間に渡って拡大実施するとともに、6 月に開催された G8 サミット外相会合や年末年始の初詣に対応するため、「パークアンドライド」に取り組んだ。

(1) 実施概要

ア 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）の 1 箇月間実施

イトーヨーカドー六地蔵店・グルメシティ近畿山科店・西友山科店の駐車場や、大津市浜大津公共駐車場など、計 12 箇所・1,882 台分を確保

イ 11 月 22 日（土）、23 日（日）、24 日（月・休）、29 日（土）、30 日（日）の 5 日間実施

特に観光客の集中する 11 月下旬の 5 日間、高速出口付近や国道沿いに、アに加えて 6 箇所、830 台分を確保

(2) 広報・PR 活動

高速道路の料金所、サービスエリア・パーキングエリアでの手渡しを含むリーフレット配布やポスター掲示、インターネットの活用、看板・のぼり旗の設置などにより、積極的な PR 活動を展開した。

ア 広報用リーフレットの配布・ポスターの掲示（10 月末から）

配布・掲示場所

名神高速や阪神高速の主要な SA（サービスエリア）・PA（パーキングエリア）京阪神圏に位置するマクドナルド 20 店舗や高速道路 IC 付近のコンビニエンスストア車での入洛が多い阪神地域や中部地域の自治体（愛知県、大阪府、兵庫県等）その他、京阪神地域・中部地域の運転免許センター、京都市観光協会、京都市交通局地下鉄駅、京都市の 11 区役所・3 支所等

11 月下旬の 5 日間は、名神高速多賀 SA・大津 SA・草津 PA・桂川 PA・西宮名塩 SA 及び新名神土山 SA でリーフレットを手渡しして周知。また、名神京都南 IC・京都東 IC・大山崎 IC・第二京阪巨椋池 IC の出口で、ドライバーに手渡し

イ ホームページでの周知

10 月 27 日（月）から、京都市のホームページ「京都市情報館」等にパークアンドライドの情報を掲載

(3) 看板の設置やのぼり旗の設置

京都南エリア，桂エリア，西大路三条エリア等の駐車場については，高速道路の出口等から駐車場までの道順の各所に看板を設置し，駐車場へ誘導した。更には，各駐車場にのぼり旗を設置するなど，パークアンドライドを効果的に周知した。

(4) その他

日本道路交通情報センター（JARTIC）を通じて，ラジオ等から情報を提供

4 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進

京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通，河原町通，御池通，烏丸通に囲まれた地区）が，50 年後も 100 年後もすべての人々を魅了するまちであり続けるために，歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進している。

平成 20 年においては，四条通の歩道拡幅に向けた予備設計を行うとともに，平成 19 年 11 月に行った社会実験において明らかになった課題について，更に詳細な検討を行うため，通り別（四条通，河原町通，三条細街路）及び物流にかかるワーキンググループを設置し，地元住民の皆様や商店街，関係団体の皆様とそれぞれの地域及び業種の特性を踏まえた議論を行い，併せて，「自動車流入抑制」，「自転車対策」，「歩いて楽しい賑わいの創出」を 3 つの柱として施策の実施を進め，平成 20 年 12 月に「自転車対策」に係る施策として，歴史的都心地区において，実験的に自転車駐輪場「まちかど駐輪場」を設置した。

なお，「自動車流入抑制」（道路案内標識の変更）や「歩いて楽しい賑わいの創出」（公共交通の利用を呼び掛ける情報誌「京なか歩く（まちなかブック）」の配布）に係る施策についても，平成 20 年度内に順次，実施する。

(1) まちかど駐輪場の実験設置

「自転車対策」の具体的方策として，駐輪需要の高い歴史的都心地区において，新京極公園と御池通の歩道上に，実験的に自転車駐輪場【愛称「まちかど駐輪場」】を設置した。

ア 目的

駐車需要の高い歴史的都心地区において，自転車利用者のニーズに合った受皿の確保に向け，実験的に駐車場を設置する。

また，利用実態調査，利用者に対する意向調査を行い，今後の駐車場整備等の自転車対策に活かす。

(ア) 新京極公園への駐輪場設置

歴史的都心地区にある新京極公園の敷地の一部を活用して，実験的に駐車場を設置し，当該地における駐輪場の整備に関して検証する。

(イ) 御池通（歩道上）への駐輪場設置

御池通の歩道の一部を活用して，実験的に駐輪場を設置し，路上駐輪場の整備に関して検証する。

イ 各駐車場の概要について

新京極公園

- ・場 所：新京極公園
 - ・実験期間：12月22日（月）午前8時～3月8日（日）
 - ・駐輪台数：88台
 - ・料 金：駐輪後1時間まで無料。その後2時間まで100円。以降1時間毎に50円加算
 - ・利用時間：24時間
- 御池通（歩道上 3箇所）
- ・場 所：御池通南側歩道上
 - ・実験期間：12月26日（金）午前8時～3月31日（火）
 - ・駐輪台数：83台
 - ・料 金：駐輪後1時間まで無料。その後2時間まで100円。以降1時間毎に50円加算
 - ・利用時間：24時間

5 放置自転車対策等

(1) 京都市自転車等駐車対策協議会

自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査、審議するため、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（自転車法）」及び「京都市自転車等放置防止条例」に基づき平成10年に設置した市長の諮問機関。平成20年に審議した内容をとりまとめ、平成21年に提出される答申に基づき、制度見直し等の検討を行う。

ア 平成20年の協議会の開催

(ア) 第1回協議会

開催日	6月10日
場 所	京都市役所消防庁舎7階会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場付置義務の見直し（強化）について ・市民意見の募集について ・民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設について ・その他

(イ) 第2回協議会

開催日	12月15日
場 所	右京区役所第1大会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市出張調査報告について ・パブリックコメント実施結果報告について ・自転車駐車場付置義務の見直し（強化）及び民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設に係る答申（案）について ・その他

イ 審議した主な内容

(ア) 自転車駐車場付置義務の強化

a 対象施設

現在対象となっている小売店，遊技場，銀行・信用金庫に加え，次の 11 区分に分類される施設を対象とする。

スポーツ施設，学習施設，レンタルビデオ店，カラオケボックス，
コンビニエンスストア，飲食店，映画館，病院，郵便局，美術館等，官公署

b 設置基準

実態調査の結果に基づき，設定する。

c 店舗面積

国の付置義務標準条例に係る通達において，「駐車場の設置は，駐車需要が 20 台以上と算定される場合に義務付けることとするのが適当」とあり，現在，本市を含むほとんどの政令指定都市において，「付置義務の対象となる店舗面積」＝「設置基準×20 台」をしている。

しかし，本市では，より広く自転車駐車場設置の責務を果たしていただくという考えのもと，「付置義務の対象となる店舗面積」＝「設置基準×15 台」とする。

ただし，コンビニエンスストアについては，「設置基準×15 台」では対象施設への適用率が低くなる（約 17%）ことから，政策的に，「付置義務の対象となる店舗面積」＝「設置基準×7.5 台」とする。

d 見直し案及び見直しによる効果

対象施設	改正案		現行	
	店舗面積	設置基準	店舗面積	設置基準
小売店舗	300 m ² 以上	20 m ² /台	400 m ² 以上	20 m ² /台
コンビニエンスストア	150 m ² 以上	20 m ² /台	400 m ² 以上	20 m ² /台
遊技場	250 m ² 以上	15 m ² /台	300 m ² 以上	15 m ² /台
銀行，信用金庫	400 m ² 以上	25 m ² /台	500 m ² 以上	25 m ² /台
スポーツ施設	250 m ² 以上	15 m ² /台	/	/
学習施設	300 m ² 以上	20 m ² /台		
レンタルビデオ店	250 m ² 以上	15 m ² /台		
カラオケボックス	450 m ² 以上	30 m ² /台		
飲食店	300 m ² 以上	20 m ² /台		
映画館	450 m ² 以上	30 m ² /台		
病院	400 m ² 以上	25 m ² /台		
郵便局	150 m ² 以上	10 m ² /台		
美術館等	1,050 m ² 以上	70 m ² /台		
官公署	400 m ² 以上	25 m ² /台		

(イ) 民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設

a 助成対象要件

- ・ 対象範囲
駅から概ね 250m 以内の地域及び市長が適当と認める地域（都心部等）
- ・ 対象規模
25 台以上（原動機付自転車及び自動二輪車は、自転車 1.5 台分で換算）
- ・ 対象者
民間事業者（ただし、原則として鉄道事業者を除く。）
- ・ 運営年数
5 年以上運営すること。運営期間が 5 年未満の場合、次のとおり返還を求められることができる。

3 年未満	助成金の全額
3 年以上 4 年未満	助成金の 1 / 2
4 年以上 5 年未満	助成金の 1 / 3

b 助成内容

予算事項として理財局と調整中であるが、以下を想定している。

- ・ 助成額 次の ， のいずれか低い額の 1 / 2
建設費 ， 市が定める標準建設費
(標準建設費)

形式	1 台当たりの設置費用
平置式	6 万円
立体式	10 万円

- ・ 上限額
300 万円を限度とする。

(2) 自転車京都街角セッション

京都市における自転車利用の在り方について、日ごろから「自転車ユーザー」として自転車と関わりを持ち、様々な視点から独創的でユニークな視点を持った市民の方にコアメンバーとして集まっていただき、多彩なテーマで意見提案、交換を行う、「自転車京都街角セッション」を開催した。

このセッションは、市民と協働して、市民と共に汗しながら、「市民の感覚を採り入れた」政策を作り上げていくための新たな取組で、ゼスト御池のマルチビジョン等を使ったプレゼンテーションや、ユニークな、市民感覚あふれる意見を公開の場で交換することができた。

平成 20 年 12 月をもって全 7 回のセッションが終了し、出された意見・提案などはセッションのコアメンバーが取りまとめを行い、京都市へ提言する。

第 17 京都高速道路の整備について

1 はじめに

京都高速道路は、京阪神都市圏を結ぶ道路ネットワークを形成することにより、一体的かつ均衡の取れた都市の発展に寄与する道路として、また、市内の慢性的な交通渋滞の緩和や定時走行の確保による交通の円滑化、社会経済活動の活性化を促すとともに、災害時の緊急輸送路としての機能を有する道路として、整備を進めている。

京都高速道路計画については、新十条通・油小路線・堀川線・久世橋線・西大路線の 5 路線が都市計画決定されているが、ここでは平成 20 年に開通した油小路線(直線区間)と新十条通(稲荷山トンネル)について記載する。

なお、新十条通と油小路線を合わせた路線名称は、「阪神高速 8 号京都線」(以下「京都線」という。)である。

2 油小路線

油小路線は、国道 1 号や国道 24 号などの本市南部地域における幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、南部市街地の骨格として機能することにより都市活動の発展と活性化を促すものとして平成 5 年 3 月に都市計画決定された、伏見区深草西川原町から同区向島大黒までの 7.3 キロメートル、4 車線の自動車専用道路である。このうち、上鳥羽出入口から第二京阪道路接続部までの 5.5 キロメートルが平成 20 年 1 月に開通した。

また、同区間の開通と同時に、第二京阪道路の一部(京都線接続部～巨椋池インターチェンジ)も開通している。

(1) 開通日

平成 20 年 1 月 19 日(土)

(2) 開通区間

ア 油小路線(直線区間)

上鳥羽出入口(南区上鳥羽尻切町)から第二京阪道路との接続部(伏見区向島大黒)までの区間(延長 5.5 キロメートル)

イ 第二京阪道路の一部

京都線との接続部(伏見区向島大黒)から巨椋池インターチェンジ(久世郡久御山町東一口字大島先)までの区間(延長 0.9 キロメートル)

(3) 開通の効果

ア 時間短縮効果

京都南部地域の国道 1 号等は、慢性的な交通集中による渋滞が発生しており、京都南部方面から本市へのアクセスに時間を要していたが、油小路線(直線区間)と第二京阪道路を利用すれば大幅に時間が短縮される。

【予測値】京都南部(八幡市役所)～京都駅 約 49 分が約 31 分に(約 18 分短縮)

【実測値】京都南部（八幡市役所）～京都駅 約 53 分が約 28 分に（約 25 分短縮）
（調査日：平成 20 年 3 月 4 日）

イ 環境改善効果（今回の開通年次における京都市域での効果）

国道 1 号等の渋滞が緩和されることにより，二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x），浮遊粒子状物質（SPM）の総排出量が削減され，市内の環境改善に寄与する。

CO ₂	約 5,000t/年（京都御苑の約 5 倍の面積の森林が吸収する量と同じ効果）
NO _x	約 8t/年（乗用車約 3,000 台が電気自動車に転換したのと同じ効果）
SPM	約 0.5t/年（500ml ペットボトル約 5,000 本の量に相当）

（4）開通区間の概要

	油小路線（直線区間）	第二京阪道路の一部	
事業主体	阪神高速道路株式会社， 京都市	国土交通省近畿地方整備局， 西日本高速道路株式会社	
工事着手	平成 11 年度	平成 15 年度	
開通延長	5.5km（すべて橋りょう）	0.9km（すべて橋りょう）	
道路規格	第 2 種第 2 級	第 2 種第 2 級	第 1 種第 3 級
設計速度	60km/h	60km/h	80km/h
車線数	4 車線	4 車線	4 車線
車線の幅員	3.25m	3.25m	3.50m

（5）今後の予定

残りの区間である油小路線（斜久世橋区間）1.9 キロメートルについては，本市と阪神高速道路株式会社とで平成 22 年度末の完成に向けて取り組んでいる。

3 新十条通

新十条通は，本市南部地域と東部地域を結ぶ幹線道路の交通混雑を緩和し，山科地域はもちろん，市域一体となった発展に寄与するものとして昭和 62 年 8 月に都市計画決定された，山科区西野山桜ノ馬場町から伏見区深草西川原町までの 2.8 キロメートル，4 車線の自動車専用道路である。

構造は，東山連峰（稻荷山）の景観保全やルート周辺住宅地の環境保全を考慮して 90% をトンネルとしている。

（1）開通日

平成 20 年 6 月 1 日（日）

（2）開通区間

山科出入口（山科区西野山桜ノ馬場町）から鴨川東出入口（伏見区深草中川原町）までの区間（延長 2.7 キロメートル）

（3）開通の効果

ア 時間短縮効果

新十条通（稻荷山トンネル）を利用すれば，本市東部方面から中心部へのアクセス

に要する時間が大幅に短縮される。

【予測値】京都市東部（山科区役所）～京都駅 約 34 分が約 14 分に（約 20 分短縮）

【実測値】京都市東部（山科区役所）～京都駅 約 34 分が約 17 分に（約 17 分短縮）

（調査日：平成 20 年 6 月 9 日）

イ 環境改善効果（開通後 1 年間における京都市域での効果）

国道 1 号等の渋滞が緩和されることにより、二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）の総排出量が削減され、市内の環境改善に寄与する。

CO ₂	約 6,000t/年（京都御苑の約 6 倍の面積の森林が吸収する量と同じ効果）
NO _x	約 10t/年（乗用車約 4,000 台が電気自動車に転換したのと同じ効果）
SPM	約 0.6t/年（500ml ペットボトル約 6,000 本の量に相当）

(4) 開通区間の概要

事業主体	阪神高速道路株式会社，京都市
工事着手	平成 7 年 3 月
開通延長	2.7km(トンネル区間 2.5km,土工区間 0.2km)
道路規格	第 2 種第 2 級
設計速度	60km/h
車線数	4 車線
車線の幅員	3.25m

4 通行料金

(1) 基本料金

利用区間	通常料金 全区間 (乗継利用 ⁽¹⁾ 含む)	E T C 無線通行の場合		
		油小路線（直線 区間）のみ ⁽²⁾	新十条通のみ (⁽²⁾)	乗継利用 ⁽¹⁾
普通車料金	450 円	350 円	350 円	450 円
大型車料金	900 円	700 円	700 円	900 円

(1) 乗継利用 京都線が全線完成するまでの期間に限り、鴨川東出入口～上烏羽出入口の間は、一般道路経由で乗り継いで 1 回分の通常料金（普通車 450 円，大型車 900 円）で利用可能（乗継有効時間は、はじめの料金所通過から 60 分間）

(2) 期間限定 E T C 単路線割引料金

京都線が全線完成するまでの期間に限り、油小路線（直線区間）のみ、または新十条通のみを E T C 無線通行利用した場合の割引料金

(2) 料金割引社会実験

本市南部・東部地域の国道 1 号の渋滞緩和を図る社会実験として、通勤時間帯（6～9 時，17 時～20 時）に油小路線（直線区間）のみ、または新十条通のみを E T C 無線通行利用した場合、下表のとおり通行料金を割引する。（平成 21 年 3 月 31 日まで）

	E T C 無線通行の場合
--	---------------

利用時間帯	通勤時間帯（6～9時，17～20時）	
利用区間	油小路線（直線区間）のみ	新十条通のみ
普通車料金	300 円	250 円
大型車料金	600 円	500 円

乗継利用の場合は通常料金の適用となる。

なお，平成 21 年 4 月 1 日から，新たな料金体系に移行する。



第 18 地下鉄東西線延伸及び交通事業経営健全化について

1 はじめに

市バス・地下鉄は、市民の暮らしを支える足として、あるいは京都を訪れる観光客等へのサポートとして、毎日、市バスで約 31 万人、地下鉄で約 32 万人が利用する本市交通の基幹となる公共交通機関である。

本市の地下鉄については、市内を南北に貫く烏丸線と都心部を東西に貫く東西線の 2 路線で営業を行っており、東西線は市の中心部と市東部の山科・醍醐地域及び宇治市域を結ぶ路線として、平成 9 年 10 月に醍醐～二条間が開業した。その後、16 年 11 月の醍醐～六地蔵間に続き、20 年 1 月に、二条～太秦天神川間が開通した。

これにより、通勤・通学などの生活交通が改善されるとともに、嵐電「嵐電天神川駅」への結節や、京阪電鉄京津線車両の乗り入れ区間の延長（従来の京都市役所前駅までを終端の太秦天神川駅まで延長）により、京都を代表する観光名所である嵐山・嵯峨野地域や、琵琶湖方面へのアクセスが飛躍的に向上し、広域的な鉄道ネットワークの更なる拡充と、交通利便性の向上、道路混雑の緩和に大きく寄与することとなった。

一方、本市の交通事業については、数次にわたる経営健全化計画を推進してきたが、市バス・地下鉄両事業とも平成 21 年度に地方公共団体財政健全化法に基づく経営健全化団体となる見込みであるなど、厳しい経営環境にある。そのため、平成 20 年は、一層の市バス・地下鉄の増客対策に取り組むとともに、市バス・地下鉄両事業の経営健全化計画案（骨子）の作成等を行った。

ここでは、地下鉄東西線の延伸の概要に加え、平成 20 年に実施した増客対策と経営健全化に向けた主な取組について記載する。

2 地下鉄東西線の延伸について

(1) 事業の経緯

平成 13 年	5 月 9 日	鉄道事業許可取得 (国土交通大臣)
平成 14 年	5 月 10 日	環境影響評価書の公告
	5 月 10 日	都市計画決定告示 (京都市長)
	7 月 15 日	工事施行認可(国土交通大臣)
	7 月 15 日	道路下敷設許可(国土交通大臣)
	11 月 8 日	工事着手



(2) 整備の概要等

ア 整備区間

二条～太秦天神川間（営業キロ 2.4 km，建設キロ 2.4 km）

イ 緊急性・必要性

- ・都心部から鉄道不便地区への時間短縮
- ・京福電鉄嵐山線との結節による鉄道ネットワークの拡大
- ・嵐山付近の休日交通問題の解消への寄与
- ・道路混雑緩和及び環境負荷軽減効果
- ・運輸政策審議会第 10 号答申路線

ウ 開通日

平成 20 年 1 月 16 日

エ 建設費

390 億円（キロ当たり 163 億円）

オ 構造・工法

全線地下方式

駅部開削工法，駅間部シールド工法

カ 施設

項 目	太秦天神川駅	西大路御池駅
構 造	地下 3 層構造 地下 1 階コンコース 地下 2 階機械室 地下 3 階ホーム	地下 2 層構造 地下 1 階コンコース 地下 2 階ホーム
主 な 施 設	島式ホーム，ホームドア	島式ホーム，ホームドア
駅 の カ ラ ー	レモン色	ひまわり色
出 入 口	4 箇所	4 箇所

キ 設備

(ア) 信号設備

車内信号閉塞方式

(イ) 運転保安設備

列車集中制御装置（C T C），自動列車制御装置（A T C），自動列車運転装置（A T O）

(3) 太秦天神川駅周辺施設等の整備（区画整理事業と市街地再開発事業との一体的施行）

ア 駅前広場，御池通等の整備

イ 再開発ビル（サンサ右京）を整備（右京区総合庁舎，地域体育館，図書館等）

ウ 地下駐輪場，嵐電天神川駅の整備

(4) 開通後の営業の概要

ア 太秦天神川駅からの主要区間の運賃及び所要時間

所要時間：各駅間所要時間の累計

	営業キロ数	運賃区数	普通旅客運賃 (大人)(円)	所要時間 (乗換時間除く)(分)
西大路御池	1.3km	1	210 円	約 2 分
二 条	2.4km	1	210 円	約 4 分
烏丸御池	4.0km	2	250 円	約 8 分
三条京阪	5.4km	2	250 円	約 11 分
京 都	6.7km	2	250 円	約 14 分
竹 田	10.1km	3	280 円	約 20 分
山 科	10.5km	3	280 円	約 21 分
国際会館	11.6km	4	310 円	約 22 分
六 地 蔵	17.5km	5	340 円	約 34 分

イ 運転間隔

朝ラッシュ時 4 分～6.5 分，昼間 7.5 分

ウ 車両

6両17編成（東西線車両），4両 8編成（京津線車両）

3 増客対策と経営健全化への取組

(1) 市バス・地下鉄 乗っておくれやす大作戦

市バス・地下鉄の増客による収支の改善を図るため，平成 20 年 4 月に設置した「乗っておくれやす大作戦プロジェクトチーム」において，増客対策の検討と具体化を推進した。平成 20 年 7 月には，当面着手する事業を中心に第一次計画を策定し，実行した。

- < 実施項目 >
- ・ 修学旅行生向けの日乗車券の新設
 - ・ 夏休み期間の市バスの子ども運賃無料化
 - ・ 旅行代理店と連携した乗車券の販売促進
 - ・ IC カードを活用した商業施設との連携による地下鉄利用の促進
 - ・ 乗車券カードの販売促進と IC カードの会員拡大
 - ・ 観光地急行バスなど臨時バスの戦略的増強
 - ・ 企業・大学・集客施設等への訪問セールスの強化
 - ・ モビリティ・マネジメント活動への参画
 - ・ 地下鉄駅を拠点とする事業の推進
 - ・ お客様を増やそう！職員提案募集特別キャンペーンの実施

(2) 市バス・地下鉄事業経営健全化計画

平成 16 年 3 月に策定した市バス・地下鉄事業の経営健全化計画「京都市交通事業ルネッサンスプラン」が平成 20 年度に最終年度を迎えることから，新たな経営健全化計画の策定を進めており，平成 20 年 12 月には経営健全化計画案（骨子）を作成した。

ア 京都市自動車運送事業経営健全化計画案（骨子）

- ・計画期間 平成 21 年度～25 年度
 - ・目 標 黒字基調を堅持し、一般会計補助金の削減を図りつつ、平成 30 年度における不良債務の解消を目指す。
 - ・主な健全化策
 - 収入増加策(系統・ダイヤの再編やバス待ち環境の向上など、お客様増加策の実施)
 - コスト削減策(営業所の再編成や自動車整備業務の民間委託化などによる総人件費の削減、バス車両の耐用年数の大幅な見直し)
 - 一般会計からの補助金縮減(生活支援路線補助金、市バス購入費に対する補助金の削減)
- イ 京都市高速鉄道事業経営健全化計画案(骨子)
- ・計画期間 平成 21 年度～25 年度
 - ・目 標 平成 22 年度に現金収支を黒字化し以後黒字基調を堅持して、不良債務の増加を抑制する。
1 日当たりのお客様の数を平成 30 年度までに 5 万人の増加を目指す。
 - ・主な健全化策
 - 収入増加策(全市的な取組として、駅周辺の開発促進や沿線への大学・集客施設の誘致、公共施設の整備を目指すなど、お客様増加策の実施、駅ナカビジネスの拡大)
 - コスト削減策(民間委託化の拡大などによる総人件費の削減、高金利建設企業債の借換等による利息負担の軽減等)
 - 一般会計の支援と国への要望(経営健全化出資の継続、高金利建設企業債の借換制度の拡充)

ウ スケジュール

- 平成 20 年 12 月 11 日 経営健全化計画案(骨子)への意見募集
 ~平成 21 年 1 月 13 日
 21 年度中 経営健全化計画案作成
 経営健全化計画の策定、市会議決

(3) 京都市バス・地下鉄事業経営健全化有識者会議

ア 目 的

地下鉄事業及び市バス事業の新たな経営健全化計画の策定に当たり、有識者からの意見を反映するため

イ 審議内容

経営健全化計画案(骨子)や経営指標等を基に、経営分析、増収増客、コスト削減、市や国の支援、民間委託、運賃などについて議論

ウ 構 成 員

学識経験者など有識者 11 名

エ 設置期間

平成 21 年 1 月～12 月

第 19 教育環境の充実へ向けた新たな取組について

1 はじめに

近年、生活実態や教育環境の変化により、子供たちの理科離れをはじめとした理解力の低下や勉強への興味及び関心などの希薄化などを起因とする学力の低下が危ぐされている。

こうしたなか、本市では、児童及び生徒一人一人の学力の到達状況と指導上の課題を多様な側面から明らかにするために「学力定着調査」などをはじめ、各種取組を実施し、児童及び生徒の学力実態の的確な把握の下、各学校独自に指導方法や指導体制の工夫、改善や教材の開発を行い、基礎的、基本的な学習内容の定着を図るための補足的な学習と子供たちの興味及び関心に基づく主体的、発展的な取組を推進している。

平成 20 年度には、「ジョイントプログラム」及び「土曜学習」を実施することにより、子供たちの学力向上へ向けた取組を実施した。

2 ジョイントプログラムについて

(1) 制度の概要

本市のすべての学校では、確かな学力の向上の実現のため、課題を分析し、学力向上プランを設定して実践活動を推進している。こうしたなか、各校の取組をより充実したものとするため、子どもたちにとっては自学自習の習慣形成になり、教員にとっては基礎的、基本的学力の育成と客観的検証にもつながる新しい学習システムとして平成 20 年度から「ジョイントプログラム」を導入した。

「ジョイントプログラム」とは、平成 18 年度から中学校に導入している「学習確認プログラム」の手法を活用し、小学校 5・6 年生に導入する新たな学習システムであり、義務教育 9 年間を通じた系統的、計画的な指導こそが子供たちの能力を最大限に伸ばすことができるという理念の下、小中一貫教育の成果として小学校から中学校への円滑な接続の基礎となる国語、算数の学力定着を図る本市独自の取組である。

(2) 趣旨

高学年（5、6 学年）児童が既習事項及び関連した学習内容を計画的に総復習し、その達成状況を定期的に確認することを通して、個別の課題を解消し、児童一人一人の確かな学力の向上につなげる。

義務教育期間 9 年間を通した学力の積み上げに視点を置き、中学校での「学習確認プログラム」との連携を図り、小学校段階で身に付けるべき基礎的、基本的な学習の定着を図る。

学力の定着に関する定期的な確認については、テスト形式で行い、児童自らが客観的な学習の定着状況と学ぶべき課題を確認し、自分で計画的に学習を行うことを

支援する。

長期休業期間中に復習教材を活用した学習を進め、確認テストで達成不十分であった内容については、繰り返し学習で弱点克服に取り組む。

(3) 実施内容

学校で習ったことの復習が夏休みや冬休みなどの家庭学習で計画的に進められるように、国語と算数の復習教材を児童に配布する。

その復習教材を中心とした学習の成果を休み明けの確認テストで再点検し、不十分だったところを克服して学力の定着を図っていく。

実施回数

5, 6 年生において各 2 回 (7~9 月期, 12~1 月期の合計 4 回) 実施

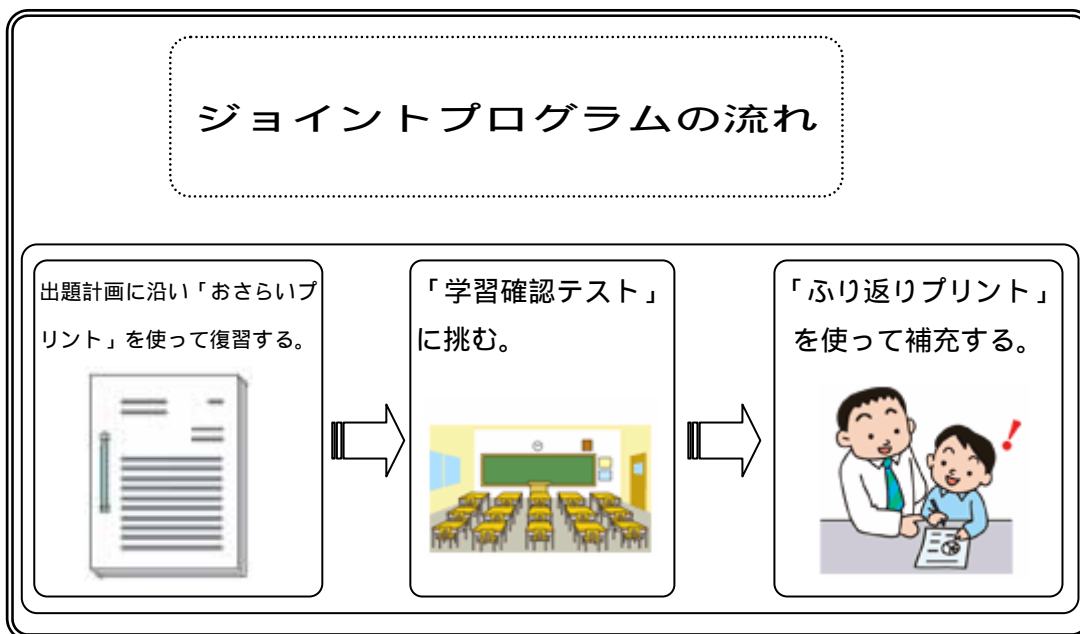
平成 21 年度から中学校 1 年生の入学直前直後 (3~4 月) にも 1 回実施

教科

各回 2 教科 (国語, 算数) について実施

その他

児童には、出題予定表、復習及び補充教材、学習確認問題、解答と解説、学習状況資料などを各回に配布する。



(4) 期待される効果

計画的な総復習の確認を行うことにより、事前事後の学習の機会を増やし、学習内容の定着を高めることができる。

個人データをもとに、いち早く自己の学習状況と学ぶべき課題も含めて詳細に把握、分析することができる。(保護者にも知らせる。)

あらかじめ示した学習範囲に従って復習教材に取り組み、確認テストで自信を持たせるとともに、補充学習で弱点を克服し、更なるステップアップにつなげる。

3 小中学校における土曜学習の実施について

(1) 制度の概要

平成 14 年度から学校週 5 日制が完全に実施されて以来、本市でも、みやこ子ども土曜塾などの体験活動をはじめ、学校週 5 日制の趣旨を踏まえた様々な取組を進めている。

また、学力低下への懸念がある中、授業日数を全国最多の年間 205 日以上確保するとともに、学習時間の 10% 増に努めるなど、学力向上に向けて積極的に取り組んできた。

平成 19 年度には、20 校程度の小・中学校において、朝学習や放課後、長期休業期間中の補充学習に加え、月 1~2 回程度の自学自習形式での学習会や各種検定試験を活用した学習などが、土曜日を活用して行われた。

その成果や課題を踏まえ、実践研究を行うモデル校を 96 校指定し、学校運営協議会や保護者、地域や学生のボランティアなどの参画の下、平成 20 年 9 月以降、学習活動をはじめとする様々な活動を行っている。

(2) 実施内容

実施日時

主に、土曜日の午前中（一部日曜日などに実施する場合もある。）

実施回数

平均月 1 回程度

実施場所

教室、図書館、ふれあいルーム、多目的室など

指導者

地域ボランティア（PTA、おやじの会、学校運営協議会など）、学生ボランティア、非常勤講師など

対象者

小学校の児童及び中学校の生徒

主な取組例

補修プリント、自学自習教材など多様な教材を用意し、基礎基本の定着を図る教科などの学習を行う。（小中）

漢字検定や数学検定などの各種検定などを計画的に行う。（小中）

定期考査の前に、集中した学習会を行う。（中）

高校進学を目指した「受験講座」を開講する。（中）

(3) モデル実施校

小学校 70 校

上賀茂小	樂只小	室町小	西陣中央小	二条城北小	御所南小	高倉小
洛中小	朱一小	朱二小	朱三小	朱四小	朱六小	朱七小
朱八小	洛央小	六条院小	崇仁小	醒泉小	淳風小	梅小路小
光徳小	九条塔南小	南大内小	陶化小	吉祥院小	上鳥羽小	静原小
鞍馬小	第四錦林小	養正小	下鴨小	修学院小	修学院第二小	松ヶ崎小
今熊野小	音羽川小	大塚小	大宅小	嵯峨小	宕陰小	嵯峨野小
御室小	太秦小	梅津北小	西京極小	西京極西小	桂徳小	境谷小
藤ノ森小	桃山東小	醍醐小	小栗栖小	小栗栖宮山小	日野小	石田小
北醍醐小	伏見南浜小	下鳥羽小	横大路小	納所小	向島小	向島藤の木小
向島南小	向島二の丸小	二の丸北小	神川小	久我の杜小	明親小	美豆小

中学校 26 校

西賀茂中	上京中	北野中	京都御池中	中京中	西ノ京中
西京高校附属中	下京中	七条中	九条中	修学院中	大原中
月輪中	山科中	大宅中	蜂ヶ岡中	嵯峨中	宕陰中
桂中	大枝中	洛西中	西陵中	大原野中	伏見中
春日丘中	小栗栖中				

(4) 今後の取組

平成 23 年度までに、すべての小・中学校で、土曜学習の導入へ向けた条件整備を実施していく。

資 料

第1 平成20年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議 , 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議		1	3		2	1			3	1	3	1	15	
市会運営委員会		3	8		8	2		2	5	2	4	3	37	理事会 17 回 合同委員会 1 回
常 任 委 員 会														
財政総務委員会	1		2										3	
文教委員会	1	1	2										4	実地視察 1 回
厚生委員会	1	1	2										4	
建設消防委員会	2	1	2										5	
交通水道委員会	1		2	2	2	3	2	2	1	2	1	1	19	実地視察 2 回
経済総務委員会			1	2	1	3	1	2	1	3	1	3	18	実地視察 1 回
くらし環境委員会			1	1	2	3	2	1	1	2	1	2	16	実地視察 1 回
教育福祉委員会			1	2	2	3	2	1	1	3	1	2	18	実地視察 3 回
まちづくり消防 委員会			1	1	2	3	2	2	1	3	1	3	19	実地視察 1 回
計	6	3	14	8	9	15	9	8	5	13	5	11	106	
予 算・決 算 特 別 委 員 会														
普通予算 特別委員会		3	14		14	1			5	1	3	3	44	第1分科会 14 回 第2分科会 14 回
公営企業等予算 特別委員会		1	8		3	1			2	1	1	2	19	
普通決算 特別委員会											11	7	18	第1分科会 7 回 第2分科会 7 回
公営企業等決算 特別委員会									10	1			11	
計		4	22		17	2			17	3	15	12	92	
特 別 委 員 会														
職員不祥事に関する調査特別委員会			1	3	1								5	実地視察 1 回
そ の 他														
市会改革検討 小委員会	1	1	1										3	

第2 平成20年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願								陳情 受理 件数	
		受 理 件 数			処 理 件 数						継 続
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 } 3/25 3/25 改選	財政総務	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1
	文 教	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
	厚 生	8	2	10	2	0	7	1	10	0	1
	建設消防	22	0	22	2	1	5	7	15	()7	0
	交通水道	1	0	1	0	0	0	1	1	0	1
	教育福祉	0	7	7	0	0	0	0	0	7	0
	計	33	9	42	4	1	14	9	28	14	3
3/26 } 12/31	経済総務	0	6	6	2	1	1	1	5	1	3
	くらし環境	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	教育福祉	7	6	13	0	0	1	7	8	5	2
	まちづくり 消防	7	8	15	1	0	0	4	5	10	8
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	14	21	35	3	1	2	12	18	17	15
通年合計		33	30	63	7	2	16	21	46	17	18

まちづくり消防委員会で継続審査

第3 平成20年 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案 そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回市会 (定例会)	2/29 ~ 3/25	3	9	1	13	22	35		15	72	85
第 2 回市会 (定例会)	5/16 ~ 6/5		6		6	12	8		26	46	52
第 3 回市会 (定例会)	9/4 ~ 10/3	1	10		11	5	3	8	18	34	45
第 4 回市会 (定例会)	11/18 ~ 12/16		7		7	14	5	14	26	59	66
合 計		4	32	1	37	53	51	22	85	211	248
審議結果	可決 ¹	4	30	1	35	51	50		82	183	218
	認定 ²					2	1	22	2	27	27
	修正										
	継 続										
	否 決		2		2						2
	撤回								1	1	1

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）

- 1 同意又は可と認める場合を含む。
- 2 承認を含む。

第4 平成20年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	提 出 会派等
第1回 市 会 (定例会)	2.29	2.29	市会 1	海上自衛隊イージス艦と漁船との衝突事故に関する意見書の提出について	可決					全会派
	3.25	3.25	市会 2	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決					市会運営委員会
	3.25	3.25	市会 3	職員不祥事に関する調査特別委員会の設置について	可決					市会運営委員会
	3.25	3.25	市会 4	京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決					市会運営委員会
	3.25	3.25	市会 5	京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	可決					市会運営委員会
	3.25	3.25	市会 6	「農地・水・環境保全向上対策事業」対象区域の拡大に係る意見書の提出について	可決					全会派
	3.25	3.25	市会 7	福祉・介護の人材確保と待遇改善を求める意見書の提出について	可決					全会派
	3.25	3.25	市会 8	銃犯罪の撲滅を求める意見書の提出について	可決					全会派
	3.25	3.25	市会 9	「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について	可決					自民, 民主, 公明
	3.25	3.25	市会 10	中小企業経営支援対策の一層強化を求める意見書の提出について	可決					自民, 民主, 公明
	3.25	3.25	市会 11	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について	否決	×			×	共産, 民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 1 回 市 会 (定例会)	3.25	3.25	市会 12	温室効果ガス排出量 10パー セント削減目標達成に関する 決議について	可決					全会派
	3.25	3.25	市会 13	職員不祥事を根絶する決議 について	可決					全会派

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	6.5	6.5	市会 14	地方議会議員の位置付けの 明確化に関する意見書の提出 について	可決					全会派
	6.5	6.5	市会 15	子宮頸がん予防ワクチンに 関する意見書の提出について	可決					全会派
	6.5	6.5	市会 16	携帯電話リサイクルの推進 を求める意見書の提出につ いて	可決					全会派
	6.5	6.5	市会 17	日本映画への字幕付与を求 める意見書の提出について	可決					全会派
	6.5	6.5	市会 18	仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）の まちづくりに関する決議に ついて	可決		×			自民， 民主， 公明
	6.5	6.5	市会 19	雇用対策を充実し，仕事と 生活の調和の実現を目指す 決議について	否決	×		×	×	共産

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 3 回 市 会 (定例会)	9.8	9.8	市会 20	京都市会議員の議員報酬， 費用弁償及び期末手当の支 給に関する条例の制定につ いて	可決					市会運 営委員 会
	10.3	10.3	市会 21	非食用事故米の不正規流通 事件に関する意見書の提出 について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 22	安全で安心な医療の実現に 向けた社会保障費の確保を 求める意見書の提出につ いて	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 23	社会保険京都病院の存続・ 充実を求める意見書の提出 について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 24	トンネルじん肺根絶の抜本 的な対策に関する意見書の 提出について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 25	地方消費者行政の抜本的拡 充及び法制度の整備等を求 める意見書の提出について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 26	地方財政の充実・強化を求 める意見書の提出について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 27	DV（ドメスティック・バ イオレンス）対策に関する 意見書の提出について	可決					全会派
	10.3	10.3	市会 28	太陽光発電システムの更な る普及促進を求める意見書 の提出について	可決					自民， 民主， 公明
	10.3	10.3	市会 29	後期高齢者医療制度の廃止 を求める意見書の提出につ いて	可決	×			×	共産， 民主
	10.3	10.3	市会 30	「協同労働の協同組合法 （仮称）」の速やかな制定を 求める意見書の提出につ いて	可決	×			×	共産， 民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (定例会)	12.16	12.16	市会 31	危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書	可決					全会派
	12.16	12.16	市会 32	原油・肥料・飼料の価格高騰に対し更なる対策を求める意見書	可決					全会派
	12.16	12.16	市会 33	保育制度改革に関する意見書	可決					全会派
	12.16	12.16	市会 34	雇用政策の拡充を求める意見書	可決					全会派
	12.16	12.16	市会 35	安心の介護サービスの確保を求める意見書	可決					自民， 民主， 公明
	12.16	12.16	市会 36	定額給付金の見直しに関する意見書	可決	×			×	共産， 民主
	12.16	12.16	市会 37	京都の保育水準の維持拡充を求める決議	可決					全会派

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 19 年度分								
	2.29	3.7	議 152	平成 19 年度京都市一般会計補正 予算	可決				
	2.29	3.7	議 153	平成 19 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 154	平成 19 年度京都市介護保険事業 特別会計補正予算	可決		×		
	2.29	3.7	議 155	平成 19 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 156	平成 19 年度京都市京北地域水道 特別会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 157	平成 19 年度京都市土地区画整理 事業特別会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 158	平成 19 年度京都市市街地再開発 事業特別会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 159	平成 19 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 160	平成 19 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 161	平成 19 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決		×		
	2.29	3.7	議 162	平成 19 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決				
	2.29	3.7	議 163	平成 19 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決				
	2.29	3.25	議 164	京都市社会福祉奨学基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決				
2.29	3.25	議 165	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
2.29	3.7	議 166	京都市緑化公園管理基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2.29	3.25	議 167	京都市立花背小学校及び京都市 立花背中学校増築工事請負契約 の締結について	可決				
	2.29	3.7	議 168	京都市宇多野ユース・ホテル新 築工事請負契約の変更について	可決				
	2.29	3.25	議 169	納所排水機場(仮称)新設工事(排 水機械設備工事)請負契約の変更 について	可決				
	2.29	3.7	議 170	京都市道高速道路 2 号線(斜久世 橋区間)新設工事委託契約の締結 について	可決		×		
	2.29	3.25	議 171	指定管理者の指定について(京都 市石田駅自転車等駐車場)	可決				
	2.29	3.25	議 172	市道路線の認定について	可決				
	2.29	3.25	議 173	市道路線の廃止について	可決				
	2.29	3.25	議 174	訴えの提起(裁判上の和解を含 む。)について	可決				
	2.29	3.25	議 175	訴えの提起について	可決				
	2.29	3.25	議 176	訴えの提起について	可決				
	2.29	2.29	議 177	京都市教育委員会委員の任命に ついて(高桑三男)	同意		×		
	3.18	3.25	議 178	京都市長等の給与の額の特例に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	平成 20 年度分								
	2.29	3.25	議 1	平成 20 年度京都市一般会計予算	可決		×		
	2.29	3.25	議 2	平成 20 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 3	平成 20 年度京都市国民健康保険 事業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 4	平成 20 年度京都市介護保険事業 特別会計予算	可決		×		
	2.29	3.25	議 5	平成 20 年度京都市老人保健特別 会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 6	平成 20 年度京都市後期高齢者医 療特別会計予算	可決		×		
	2.29	3.25	議 7	平成 20 年度京都市地域水道特別 会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 8	平成 20 年度京都市京北地域水道 特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 9	平成 20 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 10	平成 20 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 11	平成 20 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 12	平成 20 年度京都市農業集落排水 事業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 13	平成 20 年度京都市土地区画整理 事業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 14	平成 20 年度京都市駐車場事業特 別会計予算	可決		×		
	2.29	3.25	議 15	平成 20 年度京都市市街地再開発 事業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 16	平成 20 年度京都市土地取得特別 会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 17	平成 20 年度京都市基金特別会計 予算	可決				
2.29	3.25	議 18	平成 20 年度京都市市公債特別会 計予算	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2.29	3.25	議 19	平成 20 年度京都市病院事業特別 会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 20	平成 20 年度京都市水道事業特別 会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 21	平成 20 年度京都市公共下水道事 業特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 22	平成 20 年度京都市自動車運送事 業特別会計予算	可決		×		
	2.29	3.25	議 23	平成 20 年度京都市高速鉄道事業 特別会計予算	可決				
	2.29	3.25	議 24	京都市職員定数条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×		
	2.29	3.25	議 25	京都市職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例の 制定について	可決				
	2.29	3.25	議 26	京都市報酬及び費用弁償条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決				
	2.29	3.25	議 27	京都市職員給与条例の一部を改 正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 28	京都市特別職職員退職手当支給 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決				
	2.29	3.25	議 29	京都市職員退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決				
	2.29	3.25	議 30	京都市特別会計条例の一部を改 正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 31	京都市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 32	京都市証明等手数料条例の一部 を改正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 33	京都市立学校授業料等徴収条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決		×		
2.29	3.25	議 34	京都市教職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 1 回 市 会 (定例会)	2.29	3.25	議 35	京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 36	京都市図書館条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 37	辺地に係る総合整備計画(左京区花脊北部地域)の策定について	可決				
	2.29	3.25	議 38	町の区域の変更について	可決				
	2.29	3.25	議 39	京都市後期高齢者医療に関する条例の制定について	可決		×		
	2.29	3.25	議 40	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 41	京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	2.29	3.25	議 42	京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	3. 7	3.25	議 43	京都市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	3.25	3.25	議 44	包括外部監査契約の締結について	可決				
	3.25	3.25	議 45	副市長の選任について (細見吉郎)	同意		×		

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5.16	6.5	議 46	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算	可決		×		
	5.16	5.22	議 47	平成 20 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決				
	5.16	5.22	議 48	平成 20 年度京都市老人保健特別 会計補正予算	可決				
	5.16	6.5	議 49	平成 20 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計補正予算	可決				
	5.16	6.5	議 50	平成 20 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決		×		
	5.16	6.5	議 51	平成 20 年度京都市自動車運送事 業特別会計補正予算	可決				
	5.16	6.5	議 52	平成 20 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決				
	5.16	6.5	議 53	京都市職員の退隠料等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決				
	5.16	6.5	議 54	京都市動物園条例の一部を改正 する条例の制定について	可決				
	5.16	6.5	議 55	京都市京北区域内における建築 物の制限に関する条例の制定に ついて	可決				
	5.16	6.5	議 56	京都市建築基準条例の一部を改 正する条例の制定について	可決				
	5.16	6.5	議 57	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決				
	5.16	6.5	議 58	京都市道路附属物駐車場の自転 車等の駐車料金に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決				
	5.16	6.5	議 59	京都市消防団員等公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決				
	5.16	6.5	議 60	京都市水道事業条例の一部を改 正する条例の制定について	可決				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	5.16	6.5	議 61	京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について	可決		×		
	5.16	6.5	議 62	京都市立音楽高等学校移転整備等事業実施契約の締結について	可決				
	5.16	6.5	議 63	市道路線の認定について	可決				
	5.16	6.5	議 64	市道路線の廃止について	可決				
	5.16	6.5	議 65	不動産の取得について	可決				
	5.16	6.5	議 66	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決				
	5.16	6.5	議 67	訴えの提起について	可決				
	5.16		議 68	訴えの提起について	6月5日議案の撤回を承認				
	5.16	5.16	議 69	京都市監査委員の選任について （高橋 泰一郎）	同意		×		
	5.16	5.16	議 70	京都市監査委員の選任について （井上 教子）	同意		×		
	5.19	6.5	議 71	平成 20 年度京都市一般会計補正予算	可決		×		
	5.19	6.5	議 72	京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について	可決				
	6.5	6.5	議 73	京都市監査委員の選任について （不室 嘉和）	同意				
	6.5	6.5	議 74	京都市人事委員会委員の選任について （松井 珍男子）	同意		×		
	6.5	6.5	議 75	京都市教育委員会委員の任命について （朝原 史子）	同意				
	6.5	6.5	諮 1	人権擁護委員の推薦について （玄武 田鶴子）	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 2	人権擁護委員の推薦について （青田 勝郎）	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 3	人権擁護委員の推薦について （内山 正元）	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 4	人権擁護委員の推薦について （大槻 純生）	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 5	人権擁護委員の推薦について （加藤 英範）	可と 認める				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 2 回 市 会 (定例会)	6.5	6.5	諮 6	人権擁護委員の推薦について (藤原 東子)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 7	人権擁護委員の推薦について (豊福 誠二)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 8	人権擁護委員の推薦について (奥田 末子)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 9	人権擁護委員の推薦について (松井 憲昭)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 10	人権擁護委員の推薦について (片尾 秀信)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 11	人権擁護委員の推薦について (笠原 三紀夫)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 12	人権擁護委員の推薦について (牧 富美子)	可と 認める				
	6.5	6.5	諮 13	人権擁護委員の推薦について (米津 詔代)	可と 認める				
	5.16	6.5	報 1	京都市証明等手数料条例の一部 を改正する条例の制定について	承認				
	5.16	6.5	報 2	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	承認				
	5.16	6.5	報 3	控訴の提起について	承認		×		

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9.4	10.3	議 76	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算	可決				
	9.4	10.3	議 77	平成 20 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決				
	9.4	10.3	議 78	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決		×		
	9.4	10.3	議 79	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決				
	9.4	10.3	議 80	京都市道路附属物駐車場の自転 車等の駐車料金に関する条例の 一部を改正する条例の一部を改 正する条例の制定について	可決				
	9.4	10.3	議 81	京都市消防本部及び消防署の設 置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決				
	9.4	10.3	議 82	京都市御射山公園自転車等駐車 場(仮称)新設工事(躯体工事等) 請負契約の締結について	可決				
	9.4	10.3	議 83	京都市立下京渉成小学校新築工 事請負契約の締結について	可決				
	9.4	10.3	議 84	京都市立花背小学校及び京都市 立花背中学校増築工事請負契約 の変更について	可決				
	9.4	10.3	議 85	都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪 本線淀駅及びその付近立体交差 化工事委託契約の変更について	可決				
	9.4	10.3	議 86	市道路線の認定について	可決				
	9.4	10.3	議 87	市道路線の廃止について	可決				
	9.4	10.3	議 88	損害賠償の額の決定について	可決				
	9.4	10.3	議 89	損害賠償の額の決定について	可決				
	9.4	10.3	議 90	損害賠償の額の決定について	可決				
	9.4	10.3	議 91	損害賠償の額の決定について	可決				
9.4	10.3	議 92	不動産の取得について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 3 回 市 会 (定例会)	9.4	10.3	議 93	訴えの提起について	可決				
	9.4	10.3	議 94	附帯控訴の提起について	可決		×		
	9.4	10.3	議 95	訴訟上の和解について	可決				
	9.4	10.3	議 96	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決				
	9.8	9.8	議 97	上告受理の申立て	可決		×		
	10.3	10.3	議 98	京都市名誉市民の表彰について (岡田 節人)	同意				
	10.3	10.3	諮 14	人権擁護委員の推薦について (澤田 清一)	可と 認める				
	10.3	10.3	諮 15	人権擁護委員の推薦について (船野 雄治)	可と 認める				
	9.4	10.3	報 4	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算について	承認				
	9.4	10.3	報 5	平成 19 年度京都市地域水道特別 会計歳入歳出決算	認定				
	9.4	10.3	報 6	平成 19 年度京都市京北地域水道 特別会計歳入歳出決算	認定				
	9.4	10.3	報 7	平成 19 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計歳入歳出決 算	認定				
	9.4	10.3	報 8	平成 19 年度京都市病院事業特別 会計決算	認定				
	9.4	10.3	報 9	平成 19 年度京都市水道事業特別 会計決算	認定				
	9.4	10.3	報 10	平成 19 年度京都市公共下水道事 業特別会計決算	認定				
	9.4	10.3	報 11	平成 19 年度京都市自動車運送事 業特別会計決算	認定		×		
9.4	10.3	報 12	平成 19 年度京都市高速鉄道事業 特別会計決算	認定					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明	
第 4 回 市 会 (定例会)	11.18	12.16	議 99	平成 20 年度京都市一般会計補正 予算	可決					
	11.18	12.16	議 100	平成 20 年度京都市市街地再開発 事業特別会計補正予算	可決					
	11.18	12.16	議 101	平成 20 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決					
	11.18	12.16	議 102	平成 20 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決					
	11.18	12.16	議 103	平成 20 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決		×			
	11.18	12.16	議 104	京都市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	11.18	12.16	議 105	京都市国際交流会館条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	11.18	12.16	議 106	京都市地域改善対策奨学 金等の返還の債務の取扱 いに関する条例の制定に ついて	修 正 案	否決	×		×	×
					原案	可決		×		
	11.18	12.16	議 107	京都市中央卸売市場業務条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決		×			
	11.18	12.16	議 108	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	11.18	12.16	議 109	京都市母子福祉センター条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	11.18	12.16	議 110	不動産の取得について	可決					
	11.18	12.16	議 111	京都市市営住宅条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	11.18	12.16	議 112	京都市道路附属物駐車場の自転 車等の駐車料金に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
11.18	12.16	議 113	京都市火災予防条例の一部を改 正する条例の制定について	可決						
11.18	12.16	議 114	京都まなびの街生き方探究館条 例の制定について	可決		×				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11.18	12.16	議 115	京都市立高等学校において行う 京都府公立高等学校入学志願者 学力検査手数料等徴収条例の一部 を改正する条例の制定について	可決		×		
	11.18	12.16	議 116	京都市東北部クリーンセンター 整備工事(1号焼却炉燃焼ガス冷 却設備更新工事)請負契約の締結 について	可決				
	11.18	12.16	議 117	崇仁市営住宅増築工事請負契約 の締結について	可決				
	11.18	12.16	議 118	京都市立東山区北部小学校(仮 称)及び京都市立東山区北部中 学校(仮称)第一校舎新築工事請 負契約の締結について	可決		×		
	11.18	12.16	議 119	京都市消防活動総合センター(京 都市消防学校等)新築工事請負 契約の変更について	可決				
	11.18	12.16	議 120	京都市消防活動総合センター(京 都市消防学校等)新築工事(電気 設備工事)請負契約の変更につ いて	可決				
	11.18	12.16	議 121	府道中山稲荷線西砂川橋改築工 事委託契約の締結について	可決				
	11.18	12.16	議 122	指定管理者の指定について(京都 市環境保全活動センター)	可決				
	11.18	12.16	議 123	指定管理者の指定について(京都 会館)	可決				
	11.18	12.16	議 124	指定管理者の指定について(京都 市勤業館)	可決				
	11.18	12.16	議 125	指定管理者の指定について(京都 市葵児童館及び京都市母子福祉 センター)	可決				
	11.18	12.16	議 126	指定管理者の指定について(都市 計画局関係)	可決				
	11.18	12.16	議 127	指定管理者の指定について(都市 計画局関係)	可決				
11.18	12.16	議 128	指定管理者の指定について(都市 計画局関係)	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11.18	12.16	議 129	指定管理者の指定について(都市 計画局関係)	可決				
	11.18	12.16	議 130	指定管理者の指定について(都市 計画局関係)	可決				
	11.18	12.16	議 131	指定管理者の指定について(京都 市東寺駅自転車等駐車場)	可決				
	11.18	12.16	議 132	市道路線の認定について	可決				
	11.18	12.16	議 133	当せん金付証券の発売金額につ いて	可決				
	11.18	12.16	議 134	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可決				
	11.18	12.16	議 135	京都市長等の給与の額の特例に 関する条例の全部を改正する条 例の制定について	可決				
	11.18	12.16	議 136	京都市教職員の給与の額の特例 に関する条例の制定について	可決		×		
	11.18	12.16	議 137	和解について	可決				
	12.16	12.16	議 138	京都市名誉市民の表彰について (益川 敏英)	同意				
	12.16	12.16	議 139	京都市教育委員会委員の任命に ついて (秋道 智彌)	同意				
	12.16	12.16	議 140	京都府公安委員会委員の推薦に ついて (油谷 桂朗)	同意				
	12.16	12.16	諮 16	人権擁護委員の推薦について (土江田 曜子)	可と 認める				
	12.16	12.16	諮 17	人権擁護委員の推薦について (宮本 研二)	可と 認める				
	11.18	12.16	報 13	控訴の提起について	承認		×		
	11.18	12.16	報 14	平成 19 年度京都市一般会計歳入 歳出決算	認定		×		
	11.18	12.16	報 15	平成 19 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算	認定				
	11.18	12.16	報 16	平成 19 年度京都市国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算	認定		×		

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	民 主	公 明
第 4 回 市 会 (定例会)	11.18	12.16	報 17	平成 19 年度京都市介護保険事業 特別会計歳入歳出決算	認定		×		
	11.18	12.16	報 18	平成 19 年度京都市老人保健特別 会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 19	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 20	平成 19 年度京都市中央卸売市場 第二市場・と畜場特別会計歳入歳 出決算	認定				
	11.18	12.16	報 21	平成 19 年度京都市農業集落排水 事業特別会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 22	平成 19 年度京都市土地区画整理 事業特別会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 23	平成 19 年度京都市駐車場事業特 別会計歳入歳出決算	認定		×		
	11.18	12.16	報 24	平成 19 年度京都市市街地再開発 事業特別会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 25	平成 19 年度京都市土地取得特別 会計歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 26	平成 19 年度京都市基金特別会計 歳入歳出決算	認定				
	11.18	12.16	報 27	平成 19 年度京都市市公債特別会 計歳入歳出決算	認定				

(注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団

共産 = 日本共産党京都市会議員団

民主 = 民主・都みらい京都市会議員団

公明 = 公明党京都市会議員団

(注 2) × は議案に対する各会派の態度 = 賛成, × = 反対

5 平成20年 月別・

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
00 総 記						1			
10 哲 学	2								
20 歴史・地理		1	1	4	1	2	1	1	
3 社 会 科 学	0 総 記				1	1		1	
	1 政 治	1			2		4	1	
	(18)地方自治	4	7	6	15	7	8	5	4
	2 法 律		1	2	2	1	1		
	3 経 済			3		1		2	
	4 財 政			8	5	2	2	2	5
	5 統 計			2	1				1
	6 社 会	1	4	7	7		2	5	9
	7 教 育	3		3	2	2			
	8 風俗・習慣								
9 国防・軍事				1				1	
小 計	9	12	31	36	14	17	16	20	
40 自然科学	2	1	1	3	1	1			
50 工 学	3	5	2	1	3	1	1	1	
60 産 業		2	2	3	2	3	1		
70 芸 術									
80 語 学				1					
90 文 学	1				2				
*別置図書	6	17	6	13	7	12	12	11	
合 計	23	38	43	61	30	37	31	33	
除 籍 冊 数	51								

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位 : 冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合 計	除 籍 合 計	差 引 増加数	19年末 蔵書数	20年末 蔵書数
1		1		3		3	870	873
				2		2	729	731
1	2		2	16	4	12	2,283	2,295
		2		5		5	458	463
	3	1		12	10	2	1,801	1,803
7	5	4	4	76	17	59	2,704	2,763
		1	2	10		10	3,095	3,105
1	1		1	9	6	3	1,581	1,584
2			1	27	2	25	1,565	1,590
1			2	7		7	296	303
4	2	6	6	53		53	2,195	2,248
	1	1	1	13		13	678	691
				0		0	229	229
				2		2	67	69
15	12	15	17	214	35	179	14,669	14,848
1		1	1	12		12	391	403
4	3	1	1	26	7	19	934	953
	1	2	1	17	5	12	758	770
			1	1		1	438	439
				1		1	231	232
1				4		4	439	443
10	8	8	11	121		121	2,061	2,182
33	26	28	34	417				
					51	366	23,803	24,169

6 平成20年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	
00 総 記								
10 哲 学								
20 歴史・地理		5	10	10	3	3	5	
3 社 会 科 学	0 総 記		1					
	1 政 治			1		1	3	
	(18)地方自治	2	3		11	3	5	6
	2 法 律		2	1	6	2	3	6
	3 経 済	1		5	1	1	1	
	4 財 政	1	2		2	2	1	5
	5 統 計	1						
	6 社 会		3	1		2	1	1
	7 教 育							
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事								
小 計	5	10	9	20	11	14	18	
40 自然科学				1	1			
50 工 学		2	4	4	5	4		
60 産 業	1				2		4	
70 芸 術	1							
80 語 学		2			1			
90 文 学								
* そ の 他	6	21	5	11	15	10	6	
合 計	13	40	28	46	38	31	33	

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	20 合 計	19 合 計	増 減
					0	3	3
					0	0	0
	3	2		8	49	35	14
					1	0	1
4	1			3	13	17	4
6	6	14	3	6	65	64	1
5	3	7	2	4	41	50	9
8			1	2	20	20	0
9	2		1	3	28	21	7
					1	2	1
3	7			2	20	20	0
					0	8	8
					0	4	4
					0	0	0
35	19	21	7	20	189	206	17
			1		3	5	2
2	6	6		4	37	41	4
	1		1	1	10	7	3
					1	4	3
1	3	3	3		13	2	11
					0	0	0
6	20	8	12	10	130	110	20
44	52	40	24	43	432	413	19

第 7 平 成 2 0 年

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
1	10	建設消防委員会
1	18	市会改革検討小委員会
1	21	財政総務委員会
1	22	文教委員会
1	23	厚生委員会
1	24	建設消防委員会
1	25	交通水道委員会

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			1	1	京都議定書の約束期間がスタート
			1	11	薬害肝炎救済法が成立
			"	"	補給支援特別措置法成立
1	14	ごみ出しが困難な方の自宅まで収集に赴く「まごころ収集」開始			
1	16	地下鉄東西線二条～太秦天神川間が開通	1	16	年賀再生紙はがきの古紙配合率が契約上の基準を下回っていた問題で、日本郵政が日本製紙に加え、他の4社を含めた全社が基準の40%よりも低い配合率を納入していたと発表
1	19	京都高速道路油小路線・第二京阪道路(上鳥羽～巨椋池間)開通			
			1	27	大阪府知事選で橋下徹氏が当選
			1	30	中国産冷凍ギョーザに有機リン系殺虫剤が混入し、健康被害が発生した事件で、日本たばこ産業子会社の(株)ジェイティフーズが該当製品等の自主回収の実施を発表

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
2	3	村山祥栄議員が退職
2	19	文教委員会実地視察
2	20	厚生委員会
2	21	建設消防委員会
2	22	市会運営委員会
2	26	市会運営委員会理事会
2	28	市会運営委員会, 市会改革検討小委員会
2	29	第1回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			2	10	韓国の国宝第1号「南大門」の楼閣がほぼ全焼
2	17	京都市長選挙の投開票の結果、門川大作氏が初当選	2	17	セルビアの自治州コソボが独立宣言
			2	19	海上自衛隊護衛艦「あたご」が漁船「清徳丸」に衝突し、漁船の乗員2名が行方不明に
			2	22	ロサンゼルス市警が三浦和義氏を逮捕
2	24	榊本市長が退任(退庁式は2/22)			
2	25	門川市長が当選後初登庁			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
3	3	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	5	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会, 市会改革検討小委員会
3	6	第1回市会(定例会)続会
3	7	第1回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	10	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	11	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	12	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
3	13	公営企業等予算特別委員会
3	14	文教委員会, 厚生委員会
3	17	財政総務委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
3	18	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	21	市会運営委員会理事会
3	24	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
3	25	第1回市会(定例会)閉会
"	"	常任委員会・市会運営委員会・職員不祥事に関する調査特別委員会合同委員会
"	"	市会運営委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			3	6	住民基本台帳ネットワークについて、大阪府の住民が違憲として個人情報削除を求めた訴訟で、最高裁が合憲とする初判決
3	10	新右京区総合庁舎で右京保健所が移転開所			
			3	14	3月10日以降、僧侶によるデモが相次ぐチベット自治区のラサ市において、僧侶と警察の間で衝突が起こり、多くの死傷者が発生
3	20	地下鉄太秦天神川駅上に整備した区役所・地域体育館・図書館などの複合施設「サンサ右京」完成記念式典開催	3	20	福井総裁の退任に伴って空席となる日銀総裁の代行に白川新副総裁が任命される
			3	22	台湾総統選で最大野党・国民党の馬英九氏が勝利
3	26	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」設置を発表			
"	"	「宝が池公園子どもの楽園」リニューアルオープン			
			3	28	新銀行東京への400億円追加出資が都議会で可決
			3	31	ガソリン税等の暫定税率が期限切れに

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
4	7	経済総務委員会
4	8	くらし環境委員会
4	9	教育福祉委員会
4	11	交通水道委員会
4	14	職員不祥事に関する調査特別委員会
4	15	職員不祥事に関する調査特別委員会
4	17	職員不祥事に関する調査特別委員会
4	21	経済総務委員会
4	23	教育福祉委員会
4	24	まちづくり消防委員会
4	25	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			4	1	後期高齢者医療制度開始
			"	"	三越伊勢丹ホールディングス誕生
4	5	京都市美術館主催展覧会における市内高校生等の観覧料無料化を実施			
			4	9	日銀総裁に白川副総裁が任命
4	18	動物園と京都大学との間で、野生動物の保全に関する協定締結に係る発足式開催			
4	21	「水垂地区における基盤整備のための構想」を推進する運動公園の整備基本計画の策定を発表			
4	29	地下鉄西大路御池駅上に障害のある方が働く喫茶「ほっとはあと」オープン			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
5	2	交通水道委員会
5	7	くらし環境委員会
"	"	教育福祉委員会実地視察
5	8	まちづくり消防委員会
5	9	市会運営委員会
5	15	職員不祥事に関する調査特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
5	16	第2回市会(定例会)開会(本会議全日程のインターネットによる生中継・録画放映開始)
"	"	富きくお議員が市会議長に, 小林あきろう議員が市会副議長に就任
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別小委員会
"	"	市会運営委員会
5	19	普通予算特別小委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	21	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
5	22	第2回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
5	23	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
5	26	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	27	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	28	経済総務委員会, くらし環境委員会, 教育福祉委員会
5	29	まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
5	30	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			5	1	ガソリン税の暫定税率が復活
			5	2	ミャンマーに大型サイクロンが上陸(犠牲者数3万4千人以上)
			5	12	中国西部の四川省を震源とするマグニチュード8.0の大規模な地震が発生
5	15	災害時、現場の指揮者などに専門家が助言する「災害時専門家アドバイザー制度」の運用開始			
5	25	市災害ボランティアセンターと府災害ボランティアセンターの災害時における相互連携に関する協定を締結			
"	"	JR山陰本線(太秦～嵯峨嵐山駅間)の高架化(単線)が完成			
			5	28	食品表示偽装や食べ残しの使いまわしが発覚した船場吉兆が廃業を正式に発表
5	31	門川市長と市民がおむすび等を食べながら直接対話する第1回「おむすびミーティング」が開催			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
6	4	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会, 交通水道委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
6	5	第2回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
6	9	経済総務委員会実地視察
6	10	暮らし環境委員会, 暮らし環境委員会実地視察
6	11	教育福祉委員会
6	12	まちづくり消防委員会実地視察
6	13	交通水道委員会
6	23	経済総務委員会
6	24	暮らし環境委員会
6	25	教育福祉委員会
6	26	まちづくり消防委員会
6	27	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
6	1	路上喫煙等禁止区域において違反者への罰則として過料(千円)の徴収を開始			
"	"	京都高速道路新十条通(稲荷山トンネル)開通			
"	"	久多簡易水道及び別所・百井簡易水道供用開始			
			6	5	橋下大阪府知事が、「財政再建」「政策創造」「府庁改革」を3つの柱とする「大阪維新」プログラム(案)を発表
			6	8	秋葉原の交差点で7人が死亡、10人が重軽傷を負う通り魔事件が発生
6	10	世界歴史都市会議がトルコ共和国のコンヤ市で開催(～13日)			
"	"	文化市民局サービス事業課の職員が「清掃活動」や「自転車利用マナーの啓発」などの様々なサービスを行う「華やぎ支援事業 スマイル21・プロジェクト」を開始			
			6	13	アイルランド国民投票でEUの政治統合を進める「リスボン条約」批准が否決
6	14	JR嵯峨嵐山駅の部分供用開始	6	14	岩手県内陸南部でマグニチュード7.2の地震が発生。岩手県奥州市と宮城県栗原市で震度6強を観測
6	16	「DO YOU KYOTO?」プロジェクトのキックオフイベントを開催			
6	22	京都ジュニア環境サミット及び京都環境フェスティバル開催			
			6	23	規格外の質の牛肉を飛騨牛として販売していた問題で、岐阜農政事務所と岐阜県がJAS法等に基づき(株)丸明の立ち入り調査を始める
6	25	市内の自転車交通について市民が自由に議論する第1回「自転車・京都街角セッション」開催	6	25	中国産ウナギの産地偽装で、農林水産省が(株)魚秀及び神港魚類(株)に対し、JAS法に基づく指示を行う
6	26	「G8サミット(主要国首脳会議)外相会合」開催(～27日)			
6	30	市長と市職員が意見交換を行う第1回「ハートミーティング(意見交換会)」開催			
"	"	サンサ右京に右京中央図書館開館			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
7	7	経済総務委員会
7	8	くらし環境委員会
7	9	教育福祉委員会実地視察
7	10	まちづくり消防委員会
7	11	交通水道委員会, 交通水道委員会実地視察
7	20	椋田知雄議員が逝去
7	22	くらし環境委員会
7	23	経済総務委員会他都市調査(～25日), 教育福祉委員会
7	24	まちづくり消防委員会
7	25	交通水道委員会
7	28	まちづくり消防委員会他都市調査(～30日)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
7	1	子育て支援充実施策を開始(4箇月までの乳児のいる全家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、妊婦健康診査の公費負担拡充(1回 5回)、保育所・市立幼稚園の同時入所3人目以降の保育料無料化(私立幼稚園はほぼ無料化))			
"	"	地区計画制度の市街化調整区域内での活用に必要な基準である「市街化調整区域における地区計画運用基準」適用開始			
7	3	平成19年の入洛観光客数が4,900万人を突破(7年連続で過去最高)したことを発表	7	4	HDDを内蔵する録画機で地上デジタル放送を録画した場合、DVDなどに9回のコピーと1回のムーブ(移動)が可能になる「ダビング10」開始
			7	7	北海道洞爺湖サミット開幕(～9日)
			7	8	「くいだおれ人形」で有名な大阪・道頓堀の飲食店「くいだおれ」が閉店
7	11	「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会第1回会議開催	7	11	NY市場で原油先物価格が一時1バレル147ドルの最高値を記録
7	12	宇多野ユースホステルがリニューアルオープン			
7	14	ふるさと納税寄付金の愛称「だいすきっ！京都。寄付金」を発表			
7	16	オリックス不動産㈱から「京都水族館(仮称)整備構想」を受理			
7	18	市廃棄物減量等推進審議会から「事業系ごみの減量施策のあり方について(答申)」が提出			
7	19	市バス開業80周年を記念し、夏休み期間に子ども運賃を無料化(～8月31日)			
7	22	国の環境モデル都市事業において「環境モデル候補都市」に選定			
"	"	京のまちなか緑化助成制度申請受付開始			
7	23	清水地域に国内最大級の耐震型防火水槽や市民用消火栓などの整備に係る防災器材配備記念式等を実施			
7	30	新・京都市企業誘致推進指針の策定を発表	7	30	関西広域機構の分権改革推進本部において「「関西広域連合(仮称)」の設立に向けて(骨格案)」がまとめられ、設立に関する具体的準備を進める段階に移行することが合意
"	"	京都祇園祭の山鉾行事が、世界無形文化遺産の国内提案候補に選定			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
8	1	交通水道委員会
8	4	経済総務委員会
"	"	交通水道委員会他都市調査(～6日)
8	5	くらし環境委員会
8	6	教育福祉委員会
8	7	まちづくり消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
8	18	経済総務委員会
8	19	教育福祉委員会他都市調査(～21日)
8	21	まちづくり消防委員会
8	22	交通水道委員会
"	"	交通水道委員会実地視察
8	25	くらし環境委員会他都市調査(～27日)
8	28	市会運営委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	1	既存不適格建築物の適切な維持更新等を図るための改正京都市建築基準条例が施行			
			8	8	第29回オリンピック競技大会が北京で開催(～24日)
			8	18	ロシア出身の幕内力士若ノ鵬が大麻取締法違反容疑で逮捕
8	27	第1回「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」開催			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
9	3	市会運営委員会
9	4	第3回市会(定例会)開会
"	"	市会運営委員会理事会
9	5	市会運営委員会
9	7	南区選挙区補欠選挙の結果,佐野春枝氏が当選
9	8	第3回市会(定例会)続会
"	"	市会運営委員会
"	"	普通予算特別委員会,普通予算特別委員会(第1・第2合同分科会)
"	"	公営企業等予算・決算特別委員会合同委員会
9	9	第3回市会(定例会)続会
9	10	公営企業等決算特別委員会
9	11	公営企業等決算特別委員会
9	12	公営企業等決算特別委員会
9	16	公営企業等決算特別委員会
9	17	公営企業等決算特別委員会
9	18	公営企業等決算特別委員会
9	19	公営企業等決算特別委員会
9	22	公営企業等決算特別委員会
9	24	公営企業等決算特別委員会
9	25	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
9	26	経済総務委員会,くらし環境委員会,教育福祉委員会
9	29	まちづくり消防委員会,交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			9	1	福田首相が辞意を表明
9	4	蹴上浄水場の景観に配慮した太陽光発電設備が供用開始	9	4	日本プロバスケットボールのbjリーグに京都のチームが平成21年度から参入することが決定
			9	5	事故米穀を食用に転売していた三笠フーズ㈱に対し、近畿農政局及び九州農政局が回収を要請
9	6	第9回「国際マンガサミット京都大会」開催	9	6	2008北京パラリンピック競技大会が開催(～17日)
			9	7	米政府が、サブプライム問題悪化で、政府系住宅金融機関2社に公的資金注入を決定
9	11	「地下鉄増収・増客」や「次期基本計画策定」に向けた公募職員によるプロジェクトチーム設置			
9	13	パリ市との交流50周年を記念し、市美術館で芸術都市パリの100年展を開催(～11月3日)			
			9	15	米証券会社リーマンブラザーズが破綻
9	19	エコライフ・コミュニティづくり事業募集開始			
			9	20	中国から輸入した加工食品の原料の牛乳にメラミンが混入した件で、丸大食品㈱が当該商品の自主回収を発表
			9	24	第92代内閣総理大臣に麻生氏が就任
9	27	未来まちづくり100人委員会第1回総会開催			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
10	2	経済総務委員会, 暮らし環境委員会, 教育福祉委員会, まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会, 公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
10	3	第3回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
10	6	経済総務委員会
10	8	教育福祉委員会
10	9	まちづくり消防委員会
10	10	交通水道委員会
10	20	経済総務委員会
10	21	暮らし環境委員会
10	22	教育福祉委員会
10	23	まちづくり消防委員会
10	24	交通水道委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
10	1	約2,200世帯で生ごみなどの分別収集により新たなエネルギーを生成するモデル実験開始	10	1	松下電器産業株式会社がパナソニック株式会社に社名変更
			10	7	ノーベル物理学賞に南部陽一郎氏(シカゴ大学名誉教授),小林誠氏(日本学術振興会理事),益川敏英氏(京都産業大学理学部教授)が選ばれる
10	8	環境にやさしい運転に取り組む「エコドライブ推進事業所」募集開始	10	8	ノーベル化学賞に下村脩氏(ウツホール海洋生物学研究所元上席研究員)が選ばれる
10	9	若手研究者が次期基本計画の策定方針案等を取りまとめる「未来の京都創造研究会」第1回会議開催	10	10	大和生命保険が「会社更生法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に基づく更生手続開始を申立て
			"	"	ロサンゼルス市警に逮捕された三浦和義容疑者が留置場で自殺
10	15	自治110周年記念式典で1,141人・837団体を表彰,岡田節人氏に名誉市民の称号を贈呈	10	11	米,北朝鮮の「核計画の申告」を受け,テロ支援国家指定を解除
"	"	パリ市との交流50周年を記念し,パリで相國寺・金閣・銀閣名宝展を開催(～12月14日)			
10	18	JR東海道線(西大路～向日町間)の久世高田地区に「桂川駅」開業			
10	29	京都市・パリ市姉妹都市盟約締結50周年記念式典をパリで開催			
10	31	京都市障害者施策推進プランの後継となる支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプランの策定を発表			

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
11	3	親子ふれあい議場見学会を開催
11	4	経済総務委員会,くらし環境委員会
11	5	教育福祉委員会,教育福祉委員会実地視察
11	6	まちづくり消防委員会
11	7	交通水道委員会
11	8	経済総務委員会会議出席(全国和装産地市町村協議会平成20年度全体会議,~9日)
11	11	市会運営委員会
11	17	市会運営委員会
11	18	第4回市会(定例会)開会
"	"	市会運営委員会理事会
11	19	経済総務委員会要望(税財政関係特別委員会党派別要望 28日)
"	"	市会運営委員会
11	20	第4回市会(定例会)続会
"	"	普通予算・決算特別委員会合同委員会,普通予算・決算特別委員会(第1・第2)合同分科会
"	"	公営企業等予算特別委員会
11	21	第4回市会(定例会)続会
11	25	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	26	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	27	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	28	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
11	1	源氏物語千年紀記念式典を開催し、11月1日を「古典の日」と宣言			
11	3	京都創生海外発信プロジェクト参加スタディツアー開催(～10日)			
11	4	自死遺族と自殺予防のための相談などを受け付ける「きょう・こころ・ほっとでんわ」開設	11	4	米大統領選で民主党のオバマ氏が共和党のマケイン氏に勝利
11	5	「留学生住居整備支援プロジェクト」及び「留学生優待プログラム(仮称)」の実施を発表			
"	"	第1回「地域コミュニティ活性化に関する懇話会」開催			
			11	7	パナソニックが三洋電機の子会社化方針を発表
			11	26	インドのムンバイで同時多発テロ発生
			11	28	イラクで空輸支援活動をしている航空自衛隊部隊に撤収命令

京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
12	1	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
12	2	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
12	3	普通決算特別委員会
12	5	普通決算特別委員会
12	8	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
12	9	経済総務委員会,くらし環境委員会,教育福祉委員会
12	10	まちづくり消防委員会,交通水道委員会
"	"	市会運営委員会理事会
12	15	経済総務委員会,くらし環境委員会,教育福祉委員会,まちづくり消防委員会
"	"	普通予算特別委員会,普通決算特別委員会
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
12	16	第4回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
12	22	経済総務委員会
12	25	まちづくり消防委員会

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	1	新環境家計簿「家計のシェイプアップ」配布開始			
12	4	京都市国際化推進プラン策定	12	5	結婚していない日本人の父親と外国人の母親との間に生まれ、生後に認知された婚外子にも日本国籍を認める改正国籍法成立
			"	"	ホンダが自動車レースF1からの撤退を発表
12	11	京都のコンテンツ産業の創出、発展の方向性やその具体策等について議論する「京都市コンテンツビジネス研究会」第1回会合を開催			
12	18	桂川を渡る新しい橋「祥久橋」の暫定供用開始			
			12	27	イスラエル軍がパレスナ自治区ガザへの空爆開始